

# 内部者取引防止規程 事例集



**COMLEC**

Promote market integrity & investor confidence

はじめに	1
留意点	3
I 内規の名称	5
II 目的規定	5
III 訓示規定	9
IV 定義規定	13
1 インサイダー取引の定義	13
2 内部者の定義	16
(1) 内部者の範囲	16
(2) 「子会社」の定義	19
3 重要事実の定義	22
4 バスケット条項への対応	30
5 軽微基準	32
6 重要事実の決定・発生	35
7 「職務に関して知る」の定義	43
8 重要事実の公表の定義	45
9 株券等・売買等の定義	47
(1) 「株券等」	48
(2) 「売買等」	49
10 公開買付け等事実・公開買付け等事実の「公表」について	51
V 情報管理に関する規定	55
1 情報の管理体系（情報の流れ）	55
(1) 複数の情報管理部署を設ける事例	56
(2) 一元的な情報管理を行う事例	58
2 情報管理の方法（伝達の禁止等）	62
(1) 伝達・漏洩の禁止について	63
(2) 伝達の方法を定める事例	65
(3) 他社の情報の情報管理について	66
3 契約の締結と情報管理	68
4 公表の時期・方法	69
5 適時開示等に関する規定	73
6 取材への対応	75

<b>VI 売買管理に関する規定</b> .....	79
1 インサイダー取引の禁止 .....	79
2 取引に関する許可制・届出制等 .....	82
3 取引に関する照会・問合せ .....	93
4 取引禁止期間 .....	95
5 他社株売買の規制 .....	99
6 その他の措置 .....	104
7 適用除外 .....	108
<b>VII 会社による取引に関する規定</b> .....	113
1 自社株式の取引に関する規定 .....	113
2 他社株式の取引に関する規定 .....	115
<b>VIII 役員による売買等に関する規定</b> .....	119
1 内閣総理大臣への売買報告義務 .....	119
2 短期自社株等売買利益の提供 .....	121
3 空売りの禁止 .....	124
4 その他 .....	125
<b>IX その他</b> .....	127
1 ルールの実効性確保に向けた取組み .....	127
(1) 教育・研修等 .....	127
(2) 内部監査・社内調査等 .....	130
2 罰則・制裁 .....	132
3 規程の改廃等 .....	133

## はじめに

平成17年4月に導入された課徴金制度の運用が本格化するとともに、近年、当局及び自主規制機関による市場監視体制がさらに強化されるなどの要因により、内部者取引（インサイダー取引）の摘発件数が増加しております。

また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程においては従来から内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めることが求められておりますが、平成21年8月には、上場会社は、当該上場会社の役員等に対し、当該上場会社の計算における内部者取引を行わせてはならない旨の規定が新設されたほか、多数の上場会社が、日本証券業協会の自主規制規則として定められている内部者登録制度の実効性を高めるためのシステムであるJ-IRISS（Japan-Insider Registration & Identification Support System：ジェイ・アイリス）を利用しているなど、内部者取引の未然防止の必要性がより重視されるようになっていきます。

こうした中、東京証券取引所自主規制法人は、上場会社各社から任意に内部者取引防止規程を提供していただき、これを元に、上場会社における内部者取引の未然防止体制の整備の一助とすべく、内部者取引防止規程事例集を作成いたしました。

我が国証券市場の構成員として重要な責務を担う上場会社にとって、役職員から内部者取引規制に違反する者を出してしまうことは、上場会社としての信用が失墜したり、企業価値が毀損したりするおそれがあり、経営上の課題として積極的に未然防止に努めることが求められます。上場会社におかれましては、上記のような昨今の状況に鑑み、重要な会社情報の適時適切な開示に加えて、インサイダー取引の未然防止もコンプライアンス上の重要課題の一つと御認識いただいているものと存じますが、これまでも増して社内体制の整備及びその適切な運用により、役職員によるインサイダー取引の未然防止の徹底を図ることが期待されます。

そこで、インサイダー取引の未然防止体制の整備にあたっては、本規程集の事例を参考に、上場会社各社が採用する様々な施策を踏まえ、自社に適した仕組みを御検討いただき、より効率的で実効性の高い内部管理体制の構築に努めていただければ幸甚です。

最後に、上場会社各社におかれましては、内部者取引防止規程を御提供いただき、厚く御礼申し上げます。引き続き、自主規制機関の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年6月  
東京証券取引所自主規制法人  
常任理事 **武田 太老**

## 留意点

東京証券取引所自主規制法人を含む全国の6つの自主規制機関は、平成21年2月1日時点において全国の証券取引所に上場しているすべての上場内国会社を対象として「第二回全国上場会社内部者取引管理アンケート」を実施し、この際、併せて、任意に各社の内部者取引防止規程を御提供いただけるようお願いいたしました。

本事例集においては、このうち株式会社東京証券取引所の市場に上場する上場企業のうち348社から御提供いただいた内部者取引防止規程を分析の対象としています。

なお、本事例集においては、実在の事例を紹介するという本事例集の趣旨に基づき、基本的に実際の事例をそのまま抜粋して掲載することとしています。具体的には、各規程に規定された条文のうち、参考となると考えられた規定を機能ごとに分類し、分類に応じて抜粋して引用しています。そのため、引用した事例の中には、完全には法令改正等に対応していない事例や、会社の実情にも左右されるものの、必ずしも体制整備が十分であるとはいきれない事例も含まれています。

したがって、実際に上場会社各社における体制整備に際して本事例集を参考としていただく場合には、各社の規程に各分類項目に該当する規定を必ずしも全て盛り込む必要性はなく、また、本事例集に掲載されている事例における条文をそのまま自社の内部者取引規程に規定すべきではない点に御留意ください。また、本事例集を参考としていただくにあたっては、必ず各社において最新の関係法令等を直接御参照いただき、法令改正等への対応状況を御確認いただくとともに、各社の規程全体の整合性に対しても慎重に配慮しつつ、自社の実情に応じて内部者取引防止規程を設計していただきますようお願い申し上げます。

インサイダー取引に関する内規の名称に関しては、当該内規が内部情報の管理とインサイダー取引の未然防止を目的とするものであるため、その旨が役職員にわかる名称であればよいと考えられます。そのため、内規の名称は事例によってさまざまであり、「インサイダー取引防止規程」「内部者取引防止規程」「内部者取引管理規程」「インサイダー取引防止に関する規則」などといった名称とする事例が多く見受けられる一方、インサイダー取引に関する内規は、内部情報の管理に関する規程であるという側面をも有することから、適時開示に関する規則等と一体として規則を設ける事例も見られ、例えば「インサイダー情報管理規程」「適時開示・内部者取引管理規程」などとする事例も見受けられます。

なお、本稿においては、用語の整理の観点から、以下「内部者取引防止規程」ということとしています。

## II 目的規定

### ● インサイダー取引の未然防止とする事例

#### 事例1

(目的)

第1条 本規定は、当社の役員及び従業員（以下、あわせて「役職員」といい、第3条に定義する。）が当社及び他社（上場会社、店頭取扱銘柄。以下、「他社」という。）の重要事実の管理並びに役職員による株券等の売買等に関する行動基準を定めることにより、インサイダー取引の未然防止を図ることを目的とする。

#### 事例2

第1条 (目的)

本規程は、当社における役職員等が諸法規を遵守し、諸法規にて規制されている内部者取引の未然防止を図るため、役職員等がその職務に関して取得した内部情報の管理、役職員等の株式等の売買等の規制および役職員等の服務に際し遵守すべき事項を定めることを目的とする。

〈事例1〉〈事例2〉は、内部者取引防止規程の目的を、端的にインサイダー取引の未然防止とする事例であり、一般的な規定例であるといえます。

## Ⅱ 目的規定

### ● 企業の社会的責任を果たすことを目的とする事例

#### 事例3

(目的)

第1条 この規程は、当社の内部情報の管理及び当社役職員（関係会社の役職員を含む。以下同じ。）の株式等（株券、普通社債券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、その他法令に定めるもの（以下「株式等」という。））の売買に関する行動基準を定め、金融商品取引法に違反する内部取引を未然に防止し、もって企業の社会的責任を果たすことを目的とするものである。

Ⅱ 目的規定

〈事例3〉は、規程制定の目的として、インサイダー取引の未然防止に加え、これにより企業の社会的責任を果たすことを規定し、インサイダー取引の未然防止が企業の社会的責任の範疇に入る事項であるという認識を示しています。法令に規定される以上の規制を内部者取引防止規程において定めることの正当性を、企業の社会的責任に求めるものとして、参考となるものと考えられます。

### ● 企業の信用確保とする事例

#### 事例4

第1条 (目的)

本規程は、〇〇グループにおける重要事実の適正な管理ならびに重要事実に関連する〇〇グループおよび他社の株式等の売買等に関する行為規範を定めることにより、金融商品取引法第166条および第167条に規定されるインサイダー取引を未然に防止し、〇〇グループの信用を確保することを目的とする。

〈事例4〉は、規程制定の目的として、会社の信用の確保を掲げています。

## ● 証券市場の秩序維持とする事例

### 事例5

(目的)

第1条 この規程は、当社が発行する株券等の評価ないし価格形成に影響を与える重要情報の速やかな開示ならびに内部者取引の未然防止を図ることで、当社が発行する株券等の取引の適正と、公正な価格形成の確保に積極的に貢献することを目的とする。

〈事例5〉は、株式の取引の適正と公正な価格形成という、適時開示とインサイダー取引の防止の趣旨を内部者取引防止規程の目的とする事例です。特に、インサイダー取引の防止のみならず適時開示をも併せて盛り込んでいる点は、インサイダー取引規制と適時開示制度があいまって公正な価格形成がなされるという正当な認識を示すものといえます。

## ● 規程全体の構成について言及する事例

### 事例6

(目的)

第1条 この規程は、証券取引法に定めるインサイダー取引の未然防止を図ること及び当社内部情報を適時・適切に公表することを目的とする。第2編では、役職員がその業務に関して取得した取引先に関する未公表の重要情報の管理、組織体制の整備、売買等の管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定め、第3編では、役職員がその業務に関して取得した当社に関する未公表の重要事実の管理・公表、組織体制の整備、売買等の管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定める。

〈事例6〉においては、規程の目的が示されるとともに、規程全体の構成についても言及されています。



多くの事例において、法令等の遵守などの表題を掲げて訓示規定を設けることが行われています。

#### ● 一般的な規定

##### 事例7

(法令等諸規程の遵守)

第2条 役職員は、内部者取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他の関連法規ならびに本規程その他職務遂行に係る社内規程および社内通達を遵守しなければならない。

##### 事例8

第2条 (法令諸規則の遵守)

当会社および子会社の役員および従業員は、金融商品取引法その他の関連法規ならびに本規則その他職務遂行上必要な諸規定および諸通達を遵守し、法が定める内部者取引の未然防止のため、その趣旨を理解し、自ら進んで内部情報の管理および売買の自粛に努めなければならない。

〈事例7〉〈事例8〉においては、法令・内部者取引防止規程等を遵守すべき旨を規定するという、一般的な規定が設けられています。

### Ⅲ 訓示規定

#### ● 役職員のみならず企業の社会的地位を傷つける行為である旨を規定する事例

##### 事例9

(インサイダー取引)

第2条 当社役職員が、当社の経営・業務等に関する重要な未公開情報（以下「内部情報」という。）を知りながら、当社株式の売買を行なうことは金融商品取引法で禁止されるインサイダー取引に該当する。インサイダー取引は、違反した当社役職員が厳しい罰則を課されるだけでなく、場合により当社自体も罰則を受けるなど、当社の社会的地位を著しく傷つける不正な行為である。

当社役職員によるインサイダー取引を防止することは、重要な経営方針であり、当社役職員は、インサイダー取引防止のために定められる本規程に従うとともに、インサイダー取引防止のために、不断の努力をしなければならない。

##### 事例10

第2条（法令等の遵守）

〇〇グループ役職員によるインサイダー取引は、当該役職員が刑事上・行政上の制裁を受けるにとどまらず、〇〇グループに対する刑事上・行政上の制裁を招き、あるいは〇〇グループの社会的信用を著しく傷つけることになるものであり、インサイダー取引と疑われる行為を未然に防止することは、〇〇グループの重要な経営方針である。したがって、〇〇グループ役職員は、金融商品取引法その他の関係法令および本規程の定めを遵守し、重要事実の適正な管理とインサイダー取引の防止に努め、金融商品取引法その他関係法令の精神からその公正さを疑われるような株式等の売買等については、これを厳に慎まねばならない。

〈事例9〉〈事例10〉においては、役員等がインサイダー取引を行うことにより、会社も罰せられる場合もあり得ることや、会社の社会的評価が低下することが示された上で、インサイダー取引の未然防止が会社の重要な経営方針である旨を定め、法令及び内部者取引防止規程を遵守すべき旨が規定されています。

● 保守的な判断をすべき旨を規定する事例

事例11

(関係法令及び本規程の遵守)

第2条 役職員は、内部者取引を未然に防止するために、証券取引法及び関係政省令並びに本規程を遵守しなければならない。

[特に計画している自社株等又は他社株等の売買について、証券取引法及び関係政省令並びに本規程に違反するか否かについて、明確に判定できない限界的な事例については、証券取引法の精神に従い、当該売買等の公正さについては、証券取引法の精神に従い、当該売買等の公正さについて疑いをもたれることのないよう慎重に判断することを要する。]

〈事例11〉においては、法令又は内部者取引防止規程に違反するか否か明確でない事案については、株式等の売買等の公正さについて疑義の生じないよう、保守的な判断をすべき旨が規定されています。

● 自社の業務の特殊性を規定する事例

事例12

(法令等の遵守)

第3条

役職員は、取引関係を通じて取引先重要情報を得やすい立場にあるため、金商法その他のインサイダー取引に関する関係法令及び本規程の定めを遵守するとともに、法令で認められた場合を除き、取引先重要情報又は当行及び当行グループ会社の重要情報を知りつつ、特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

〈事例12〉は、銀行業を営む会社の事例ですが、自社の重要事実のみならず、取引先の重要事実を知ることが多いという自社の業務の特殊性を踏まえて注意喚起がなされています。

## 1 インサイダー取引の定義

内部者取引防止規程においては、インサイダー取引についての禁止規定が設けられるのが一般的ですが（VI.1.参照）、これとは別に、インサイダー取引それ自体についての定義規定を設ける事例も見受けられます。このような定義規定を設けることにより、内部者取引防止規程の対象である役職員に対し、同規程による規制の対象が明確にされます。また、副次的には、同規程においてこのような定義規定を設けることにより、インサイダー取引とはいかなる取引であるかを役職員に示すという教育的効果が得られる可能性もあると考えられます。

これらの定義規定を見ると、一般的には、内部者取引防止規程による規制の対象は、直接的には、役職員による自己の計算での自社株・他社株の売買等に係るインサイダー取引とされているようです。また、会社の業務として行われる自社株・他社株の売買等に係るインサイダー取引を規制の対象とする場合としては、別途規定が設けられる場合も見られます（VII.参照）。

### ● 役職員が会社の重要事実を職務に関して知った場合における取引と定義する事例

#### 事例13

（定義）

第3条 この規程に定める用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「インサイダー取引」（証券取引法及び関連法規に違反する内部者取引）とは、役員及び社員が当社又は他の会社の重要事実を各々職務に関して知り、その重要事実が公表される前に、当社又は他の会社の特定有価証券等について売買その他の取引をすることをいう。

〈事例13〉においては、インサイダー取引を、役職員が会社の重要事実を職務に関して知った場合における取引と定義する一般的な規定です。役職員によるインサイダー取引としては、自社等の重要事実を職務に関して知った場合と、（職務とは関係なく）情報受領者として知った場合が想定されますが、前者の場合については会社の業務過程において取得される情報を用いるため、内部者取引防止規程による規制の対象とする必要性がより高いといえるものと思われます。後者の場合については純粋に役職員個人の私的な問題ということも可能なようにも考えられますが、違法行為であり、研修等の場においてその旨注意喚起すべきことは前者の場合と同様です。

## IV 定義規定

### 事例14

#### 第2条（定義）

1 本規程で使われるインサイダー取引とは次の取引をいう。

- (1) 当社（子会社および関連会社を含む。以下「当社等」という）または取引先の経営上の重要事実を職務上知った役員および従業員等が、その重要事実が公表される前に、当社等または取引先の株券等の有価証券を売買すること
- (2) 当社等または取引先の経営上の重要事実を職務上知った役員および従業員等から、その重要事実の伝達を受けた者が、その重要事実が公表される前に、当社等または取引先の株券等の有価証券を売買すること

〈事例14〉においては、会社関係者として行われるインサイダー取引と、会社関係者からの（一次）情報受領者として行われるインサイダー取引とが区別され、それぞれ定義されています。

#### ● 「名義の如何を問わず」禁止する事例

### 事例15

#### 3.5（インサイダー取引の定義）

この規程でインサイダー取引とは、当社の役職員が3.2に定める重要情報を知りながら、その公表前に当社等または他社等の株券等の売買等をするをいい、家族・知人・その他名義の如何を問わず、自己の計算で行うすべてを含むものとする。

〈事例15〉においては、取引名義の如何を問わずインサイダー取引に該当し得る旨が明らかにされています。これまで、他人名義を用いてインサイダー取引を行っていた事例が多数摘発されており、取引名義を他人名義としても規制から逃れることはできないことを規程の中で明らかにしています。

また、重要事実を知って行う取引をすべて禁止するとされているため、一次情報受領者から重要事実の伝達を受けた者（二次情報受領者）としてのインサイダー取引の禁止をも含む規定となっています。二次情報受領者については、法令上、インサイダー取引規制の対象とはされていないため、上記の規定は法令による規制を超える制限となっていますが、（二次情報受領者であっても、）上場会社の関係者によるインサイダー取引が発生した場合、上場会社自身の情報管理の適切性に対して疑いの目が向けられることも考えられ、

また、重要事実を知った場合にはその情報源を問わず内部者取引防止規程による禁止の対象とすることにより同規程の運用を容易にすることができるとも考えられます。

## ● 社債券の売買等に係るインサイダー取引についての規定を設ける事例

### 事例16

(定義)

第3条 本規程に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「内部者取引」とは、次に掲げる行為をいう。

役員等又は社員等が、職務等に関するか否かにかかわらず、当社、当社の子会社並びに他社の未公表の重要な経営情報を知った時(会社関係者及び会社関係者以外からの伝達を受けて知った場合を含む)より当該情報が公表されるまでの間に、当社、当社の子会社並びに当該他社の株券等について売買等を行うこと(自己の計算において、他者に売買を行わせることを含む)。ただし、前文の適用に関して、当社、当社の上場する子会社及び他社の社債券等の売買等については、次の各号に掲げる事実に限って重要な経営情報とみなす。

ア 別表1の「ア.決定事実」の第14項に掲げる事項(解散(合併による解散を除く))の実現に向けた準備作業等に着手することを決定したこと、又は、かかる事項を行う旨を公表した後に当該事項を行わないことを決定したこと。

イ 別表1の「ア.決定事実」の第22項に掲げる事項(破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て)が発生したこと。

ウ 別表1の「イ.発生事実」の第8項に掲げる事項(破産手続き開始の申立等)が発生したこと。

エ 別表1の「イ.発生事実」の第9項に掲げる事項(不渡り等)が発生したこと。

法令上、社債券は、インサイダー取引規制の対象となる有価証券(特定有価証券等)に含まれますが、社債券(新株予約権付社債券を除きます。)等の売買等は適用除外とされています(金融商品取引法(以下「法」ともいいます。)第166条第6項第6号)。但し、いわゆるデフォルト情報を知った場合は、この適用除外のさらに例外とされています。そのため、デフォルト情報を知らない限り、他の重要事実を知っていたとしても社債券等の売買等を行うことができます。

〈事例16〉においては、このような法令上の社債券等の売買等の位置づけに従い、デフォルト情報のあるときのみ、社債券等の売買等がインサイダー取引に該当する旨が規定され

ています。

もっとも、内部者取引防止規程の内容が煩瑣となり、役職員にとって理解が困難となり、誤解に基づく売買等が行われることを避ける等の観点から、売買管理を徹底して役職員等による社債券等の売買等を含めた全ての取引を会社に対して届出させること等を前提に、インサイダー取引規制の適用除外に該当するか否かについては個別に情報管理責任者などが判断することとして、同規程上は、社債券等の売買等に関する適用除外に関する規定を設けないとすることも考えられます。

## 2 内部者の定義

### (1) 内部者の範囲

インサイダー取引規制における会社関係者には、上場会社の役職員以外にも、取引先等が業務を通じてその上場会社の重要事実を知った場合には、当該取引先等も会社関係者の範囲に含まれることとなります。

もっとも、法令上の「会社関係者」であっても、内部者取引防止規程は会社の社内規程ですので、實際上会社の指揮・監督が及び得る者を対象とすれば足り、会計帳簿閲覧請求権を有する株主や、上場会社と契約を締結している者（監査法人や弁護士等も含まれます。）等に関しては、必ずしも内部者取引防止規程上の内部者とする必要はないとも考えられます。

### ● 派遣社員も「会社関係者」に該当する旨を明記する事例

#### 事例17

(定義)

第3条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (4) 役職員とは、当社の取締役、監査役、従業員、顧問その他当社と顧問契約を締結している者ならびに労働者派遣契約により当社に派遣されている派遣社員のすべての者をいう。役員とは、当社の取締役および監査役のすべての者をいう。職員とは、役職員から役員を除いたすべての者をいう。

〈事例17〉においては、派遣社員にも内部者取引防止規程の適用がある旨が明示されています。派遣社員は、契約上は人材派遣会社の社員であり、派遣先である上場会社の社員ではありませんが、金融商品取引法上は、上場会社の職務に事実上従事していれば、派遣が継続的なものか、一時的なものかを問わず、「使用人その他の従業者」として、「上場会

社等の役員等」にあたり、インサイダー取引規制の対象となると解されます。そのため、上記のような規定を設けることにより、内部者取引防止規程上も同様に解されることが明確にされています。

### ● 退職後1年以内の者を適用対象とする事例

#### 事例18

(用語の定義)

第2条 本規程に定める用語の定義は、次の通りとする。

(中略)

(2)「役職員」とは、次に掲げる者をいう

- ① 取締役及び監査役
- ② 正社員及び試用社員
- ③ パート・アルバイト社員
- ④ 派遣社員
- ⑤ ①～④に掲げるものでなくなってから1年以内の者

〈事例18〉においては、役職員であった者で退職後1年以内の者も「役職員」に含まれることとし、重要事実の伝達禁止義務や売買の届出義務等を負わせることとされています。

役職員在任当時に知った重要事実案件が現在も未公表の場合など、退職後の役職員が未公表の重要事実を知っているケースも想定され得ます。そのため、法令上は、退職後の役職員についても、退職後1年間はインサイダー取引規制の対象とされています(法第166条第1項)。そこで、内部者取引防止規程上も、退職後1年を経過しない者を「役職員」に含めることも考えられ、在職時と同様に事前届出等の対象としている事例も見受けられます。

もっとも、この点に関しては、退職後の者に対してまで役職員と同様の社内規程上の義務を課すことは、内容的には過度の規制となる懸念もあるとともに、その実効性に疑問も生じ得るところであると考えられます。そのため、退職者については内部者取引防止規程の対象とはせず、退職に際して、個別に、退職後1年間はインサイダー取引規制の対象となることを確認することによって、改めて役職員に対してインサイダー取引の防止を意識付けるとともに、内部者取引防止規程とは別に、秘密保持義務等を負わせる内容の誓約書等を徴求するなどの方策を採るにとどめることも考えられます。



### ● 子会社の役職員を含める事例

#### 事例19

第3条（用語の定義）本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。  
（中略）

（3）役職員等とは、以下の者をいう。

- ① 当社および当社子会社の取締役および監査役
- ② 当社および当社子会社の執行役員その他役員に相当すると認められる者
- ③ 当社および当社子会社の従業員（正社員、短期雇用社員、パート社員等を含む）
- ④ 当社および当社子会社と指揮命令に関する契約を締結している派遣社員
- ⑤ 当社および当社子会社からの外部出向者および当社および当社子会社への受け入れ出向者
- ⑥ ①から⑤までに該当する者であって、退職・退任後1年以内の者

会社関係者のうち、「上場会社等の役員等」には、上場会社自身の役職員は当然含まれますが、それ以外にも、上場会社の親会社と子会社の役職員もこれに含まれます。そのため、〈事例19〉においては、内部者取引防止規程の対象に、子会社の役職員が含まれています。

子会社との連携に関しては、①上場会社自身やその役職員の売買管理を機能させるために、子会社と情報管理を連携し、親会社の情報管理責任者が子会社の重要事実に関する情報を把握し得るようにしておくこと、②親会社・子会社やそれらの役職員の上場会社株式の売買との関係で、親会社・子会社と売買管理を連携し、親会社・子会社やそれらの役職員の上場会社株式の売買についても、上場会社の情報管理責任者の情報管理責任者への届出や許可を要するとすることが考えられます。

もっとも、このような子会社との連携を行うとしても、子会社の数や規模が大きくなると、発行会社が子会社の役職員についての自社株式の売買管理や啓発活動を行うことの負担が過大となる場合もあり得ます。

これに対して、子会社の独立性が高く、当該子会社において情報管理を適切に行い得るだけの体制が整っているのであれば、子会社の重要事実を親会社に一切伝達させないように情報遮断措置をとり、子会社の役職員については子会社において別途内部者取引防止規程を設けることがむしろ適切との考え方もあり得ます。

なお、子会社の役職員については、当該子会社に係る重要事実との関係においてのみ規制されます。ただし、例えば、子会社がその親会社と取引関係にあり、子会社の役職員が当該取引との関係でその親会社に係る重要事実を知った場合は、子会社の役職員であっても親会社に係る重要事実との関係でも規制されます。また、子会社の役職員が親会社の会

社関係者から職務上親会社に係る重要事実の伝達を受けた場合においても、同様です。

## (2) 「子会社」の定義

前述のとおり、内部者取引防止規程の対象に、子会社の役職員を含める事例が見受けられます。ここで、「子会社」とは、当該上場会社等の属する企業集団に属する会社として、直近の有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、特定証券情報（法27条の31第2項）又は発行者情報（法第27条の32第1項・第2項）に記載されたものをいいます（法第166条第5項）。

この「子会社」に含まれるものの範囲に関する法令解釈については、①子会社すべて、②子会社のうちの連結子会社（のすべて）のみ、③連結子会社のうちの重要な子会社のみ、④有価証券報告書等のいずれかの欄に社名が記載されているもの、と見解が分かれています。

可能な限りインサイダー取引を未然に防止するという観点からは、広めに解釈するほうが無難とも考えられますが、例えば大規模な上場会社においては、重要事実が伝達される可能性の低い子会社をも一律に内部者取引防止規程に基づく許可制等の対象とすることは、事務処理上の負担が過大となる場合もあり得ると考えられることから、各社の実情に応じた定めをする例も見受けられます。この点、金融庁は平成20年12月25日、法令解釈に係る照会手続の回答の中で金融商品取引法第166条第5項に定める「子会社」への該当状況に対する考え方の一例を示しています<sup>1</sup>。この中では、「直近に提出した有価証券報告書の「関係会社の状況」欄に……会社Aの名称が記載されず、「連結子会社」として「その他連結子会社」の社数に含める形でのみ記載され、その他の箇所にも会社Aの名称は記載されていない」場合において、「有価証券報告書の記載が適切に行われているとの前提の下、照会者にとって会社Aは金融商品取引法第166条第5項に定める「子会社」に該当しないものと解される」との見解が示されており、金融庁としては少なくとも上記①及び②の立場はとっていないものと考えられます<sup>2</sup>。なお、内部者取引防止規程上に具体的な社名を一覧表にするなどして明記する事例も散見されます。該当する子会社の数が多くないのであれば、規程の対象となる子会社の範囲が一見してわかりやすい方法であるといえるでしょう。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問3

1 [http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/032/032\\_06b.pdf](http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/032/032_06b.pdf)参照。照会内容については、[http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/032/032\\_06a.pdf](http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/032/032_06a.pdf)参照。

2 なお、金融庁の回答では、有価証券報告書の記載が適切に行われている限りという留保はなされており、また、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないとされています。

## IV 定義規定

### ● 議決権の過半数を実質的に所有している会社とする事例

#### 事例20

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(7) 他会社とは、当社の親会社および次に定める子会社、関連会社並びに取引先をいう。

ア.子会社とは、当社が議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、当社および子会社が合同で、または子会社が単独で議決権の過半数を実質的に所有している会社も子会社とする。

イ.関連会社とは、当社および子会社が合同で、または当社もしくは子会社が単独で議決権の15%以上50%以下を実質的に所有し、かつ人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務および営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。

ウ.取引先とは、当社または子会社と契約を締結している者または締結の交渉をしている者(その者が法人であるときは、その役員、従業員および代理人を、その者が法人以外であるときは、その代理人または使用人を含む。)であって、当社および子会社の役員および従業員以外の者をいう。

〈事例20〉においては、議決権の過半数を実質的に所有している会社を子会社とすることとされています。

### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

#### 事例21

(定義)

第3条

本規程に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(5)「子会社」とは、金融商品取引法第166条第5項に該当する当社グループ企業をいう。

## 事例22

(定義)

第3条 本規程に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(中略)

- (3)「子会社」とは、当社の直近の有価証券届出書、有価証券報告書又は、半期報告書において、当該上場会社等の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいい、「親会社」とは、当社の直近の有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書において、記載されたものをいう。

〈事例21〉及び〈事例22〉においては、法令の内容と同様の規定が設けられており、もっとも一般的な規定です。各会社の子会社の中に、法令上の「子会社」に該当するか否かについて疑義を生じるようなものがないのであれば、法令の内容と同様の内容を規定することで十分とも考えられます。このように法令の内容と同様の内容を規定する場合であっても、各社において、具体的にどの子会社がここにいる「子会社」に該当するのかについて把握しておく必要があります。

● 有価証券報告書等に記載された子会社のうち社名までの記載がない会社も含める事例

## 事例23

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (10)「子会社」とは、直近の当社の有価証券報告書、四半期報告書又は有価証券届出書において記載された連結子会社（当該書類において具体的な会社名を記載されていない子会社「『その他○社』と記載された子会社」を含む。）をいう。

〈事例23〉においては、法令の内容と同様の規定を基本としつつ、有価証券報告書等に記載された関係会社の合計数の一つに含まれていれば（数に含まれていれば）、「子会社」に含まれるとの解釈をとることが明記されています。相対的に保守的な見解をとる事例であるといえると考えられますが、有価証券報告書等に具体的な社名が明記されないものについても「子会社」に含めて管理の対象とすることは相応の事務負担等を要するものと考えられます。そこで、19ページの脚注1の行政解釈を踏まえた定めをすることもひとつの方策と考えられます。

### 3 重要事実の定義

重要事実の定義については、法令の定めのとおり的事项をそのまま記載する事例が多数であり、長文となることから、別表として添付するのが一般的です。

内部者取引防止規程の運用の実効性確保のためには、法改正その他の要因に応じて規程の内容等を見直していく必要があります。特に、重要事実に関する規定の改訂がなされていない場合、法令上新たに重要事実が設けられているにもかかわらず<sup>3</sup>、内部者取引防止規程の対象外となってしまう事例が見受けられるため、規定の実効性を確保するため、法改正等の都度、規程の見直しを行うことが望まれます。

また、重要事実を網羅的に列挙することが意図されているにもかかわらず、一部の項目が欠落している事例も見受けられるため、網羅性についても適宜確認することが望ましいでしょう。

#### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

##### 事例24

(重要事実)

第4条 この規程において重要事実とは、当社または他社に関する別表記載の事実でかつ未公表のものであって、軽微基準に該当しないものをいう。

別表 上場企業等に係る業務等に関する重要事実

##### 1. 決定事実

会社	子会社
1. 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式もしくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集または同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集 2. 資本金の額の減少 3. 資本準備金または利益準備金の額の減少 4. 会社法第 156 条第 1 項の規定による自己の株式の取得 5. 株式無償割当て	

3 例えば、自己株式の処分、資本準備金又は利益準備金の額の減少、自己株式の取得、株式無償割当て、株式交換、株式移転、会社分割、再生手続の開始申立て等に係る決定事実や、子会社の重要事実及び発生事実など。

6. 株式の分割 7. 剰余金の配当 8. 株式交換 9. 株式移転 10. 合併	1. 株式交換 2. 株式移転 3. 合併
---	-----------------------------

(中略)

## 3. 決算に関する事項

会社	子会社
1. 売上高、経常利益もしくは純利益 2. 剰余金の配当 3. 企業集団の売上高、経常利益もしくは純利益	1. 売上高、経常利益もしくは純利益  ※子会社が上場会社の場合に限る

※公表された直近の予想値との差異の発生。公表された予想値がない場合には、公表された前事業年度の実績値との差異の発生。

## 4. 包括規定

会社	子会社
会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

## 5. 公開買付けまたはこれに準ずる行為（金融商品取引法第167条）

内部者取引防止規程における管理対象とする重要事実の定義に関しては、〈事例24〉のように、法令の内容と同様の規定を設ける事例が大多数です。法令の内容と同様であるにもかかわらず、内部者取引防止規程において改めて同じ内容を定義することの意義としては、例えば、法及び施行令にまたがる重要事実の内容の一覧性を高めることによりこれを役職員に対して知らしめることが容易になることなどが考えられます。

もっとも、内部者取引防止規程における定義は、明確性が重要である一方、複雑になり役職員にとって理解が困難なものとなることは望ましくないため、各社の実情に応じて一定程度簡素化することが有効な場合もあると考えられ、このような場合には、重要事実への該当性について疑問が生じた場合のための社内における照会制度を併用すること等により、明確性を確保することも考えられます。

また、各役職員が個別に自らの知る情報が重要事実該当するか否かを判断することにより、判断に誤りが生じる可能性を懸念する場合には、役職員による取引をすべて報告させるなど売買管理を徹底し、情報管理責任者等に重要事実の有無・該当性の判断を一元的に委ねることで足りるとも考えられます。

## IV 定義規定

### ● 法令の条文番号を引用する事例

#### 事例25

(内部情報)

第6条 内部情報とは、金融商品取引法第166条、金融商品取引法施行令第28条ないし29条の2及びこれら条項に関する政令、内閣府令に規定される別表に掲げる業務等に関する重要事実をいう。

〈事例25〉は、法令上の重要事実をそのまま内部者取引防止規程による管理の対象たる情報とし、具体的な項目については金融商品取引法及び同施行令の条文番号を引用する事例です。重要事実の定義に関する法令改正があった場合でも（法令名・条文番号が変更されない限り）内部者取引防止規程を修正する必要がないよう、規程見直しに係る事務負担を軽減したものとも考えられますが、他方で、このような法令改正があった場合において、同規程の重要事実以外に関する箇所をも併せて見直しをする契機がなくなることもなります（前述のように、法令改正に合わせた内部者取引防止規程の修正がなされていない事例が多数見受けられます。）。また、各役職員にとって法令の内容を直接確認することは必ずしも容易ではないと考えられることから、情報管理責任者等による届出や照会の窓口としての判断が適切になされることが重要であると考えられます。

## 事例26

第4条（本規程の構成および定義）

（中略）

2.本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（中略）

⑪ 内部情報とは、公表されていない当社または他社の次のような事実についての情報をいい、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令に定める基準に該当する場合は除く（次号において同じ）。

(1) 業務執行を決定する機関の決定した（行う決定を公表した後の行わないことの決定を含む）以下の事実

イ. 募集株式（自己株式の処分を含む）および募集新株予約権を引き受ける者の募集

ロ. 資本金の額の減少

ハ. 資本準備金または利益準備金の額の減少

ニ. 自己の株式の取得

ホ. 株式無償割当て

ヘ. 株式の分割

ト. 剰余金の配当

チ. 株式交換

リ. 株式移転

ヌ. 合併

ル. 会社の分割

ヲ. 事業の全部または一部の譲渡または譲受け

ワ. 解散（合併による解散を除く）

カ. 新製品または新技術の企業化

ヨ. 業務上の提携または提携の解消、およびその他イからカに準ずる事項として政令で定める事項

(2) 以下の発生事実

イ. 災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害

ロ. 主要株主の異動

ハ. 株式等の上場の廃止または登録の取消（当該株式等に係るオプションを含む）の原因となる事実

ニ. イからハに準ずる事実として政令で定める事実

(3) 会社の売上高、経常利益、純利益（以下、売上高等という）または剰余金の配当もしくは会社の属する企業集団の売上高等について公表がされた直近の予想値（予想値がない場合は公表された前事業年度の実績値）に比較して、新たに算出した予想値または当事業年度の決算において差異（投資



## IV 定義規定

### IV 定義規定

#### 3 重要事実の定義

- 者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る)が生じたこと
- (4) その他、会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
  - (5) 公開買付けおよび公開買付けに準ずる行為
- ⑫ 前号のほか、株式等の発行会社の子会社に関する、公表されていない次の事実についての情報も、当該株式等の発行会社の内部情報とする。
- (1) 当該子会社の業務執行を決定する機関が決定した（行う決定を公表した後に行わないことの決定を含む）以下の事実
    - イ. 株式交換
    - ロ. 株式移転
    - ハ. 合併
    - ニ. 会社の分割
    - ホ. 事業の全部または一部の譲渡または譲受け
    - ヘ. 解散（合併による解散を除く）
    - ト. 新製品または新技術の企業化
  - (2) 以下の発生事実
    - イ. 災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害
    - ロ. イの事実に準ずる事実として政令で定める事実
  - (3) 当該子会社（上場または店頭公開会社に限る）の売上高等について公表がされた直近の予想値（予想値がない場合は公表された前事業年度の実績値）に比較して、新たに算出した予想値または当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る）が生じたこと
  - (4) その他、当該子会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

〈事例26〉においては、金融商品取引法において規定される重要事実が内部者取引防止規程上も重要事実として明記される一方で、金融商品取引法施行令において規定される重要事実については施行令の条文番号を引用するにとどめられています。この場合にも、法令の条文番号のみを引用する場合と同様の留意が必要であると考えられます。

## ● 適時開示事項を規定する事例

## 事例27

(重要情報の定義)

第3条 本規程における「重要情報」とは、投資家の投資判断に著しい影響をおよぼす会社の未公表の情報をいう。

2 重要情報の基準は、原則として東京証券取引所が「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(適時開示規則)に定める基準を適用するものとする。

## 事例28

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

## 1. 内部情報

当社等および取引先等に関する別表に定める重要事実のうち、未公表の情報をいう。ただし、内閣府令に定める軽微基準により除外されることとなる事実を除く。

(別表) 第3条第1号

重要事実
1. 会社の機関決定にかかる事項 業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたことまたは当該機関が当該決定(公表されたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと 1) 発行する株式、処分する自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集または株式、新株予約権の売出し※ 2) 発行登録及び需要状況調査の開始 3) 資本金の額の減少 4) 資本準備金または利益準備金の額の減少 5) 自己株式の取得 6) 株式無償割当てまたは新株予約権無償割当て 7) 株式の分割または併合※ 8) 剰余金の配当 9) 株式交換※ 10) 株式移転 11) 合併※
(中略)

## IV 定義規定

### IV 定義規定

### 3 重要事実の定義

#### 6. 子会社に関する発生事項

- 1) 災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害※
- 2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと、または当該訴えについて判決があったこと、もしくは当該訴えに係る訴訟の全部もしくは一部が裁判によらずに完結したこと※
- 3) 営業もしくは事業の差止その他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、または当該申立てについて裁判があったこと、もしくは当該申立てに係る手続きの全部もしくは一部が裁判によらずに完結したこと※
- 4) 免許の取消し、営業または事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分※
- 5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始または企業担保権の実行申立てまたは通告
- 6) 手形等の不渡りまたは手形交換所による取引停止処分
- 7) 孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始または企業担保権の実行の申立てまたは通告
- 8) 債務者または保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権または当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと※
- 9) 主要取引先との取引の停止※
- 10) 債権者による債務の免除または第三者による債務の引受けもしくは弁済※
- 11) 資源の発見※
- 12) その他子会社の運営、業務または財産に関する重要な事実

#### 7. 子会社に関する決算事項

売上高、経常利益、純利益又は配当について公表された直近の予想値に比較して、当該子会社が新たに算出した予想値または当該事業年度の決算において大幅な差異が生じたとき。(非公開会社の場合を除く) ※

※印を付したのものには、軽微基準による除外がある。

〈事例27〉や〈事例28〉のように、内部者取引防止規程上の重要事実として、東証の有価証券市場規程第402条等に掲げる会社情報をそのまま規定する事例も見受けられます。これらの会社情報は、市場価格に影響を及ぼし得る事項を網羅的に取り上げたものであり、インサイダー取引規制上の重要事実を基本的には包含していることから、情報管理の対象をこれらの会社情報にまで拡大することは、インサイダー取引の未然防止の観点からは、保守的な対応といえるでしょう。また、適時開示の責任者と内部者取引防止規程上の情報管理責任者等を同一人が兼任している場合(主として中小規模の上場会社が想定されます。)や、同一人が兼任していない場合(主として大規模な上場会社が想定されます。)であっても両者の連携が十分に図られている場合においては、一つの会社情報に関して、適時開示の要否と内部者取引防止規程に基づく管理の要否の判断を(適時開示を要する会社情報とインサイダー取引規制上の重要事実の違いに起因する判断の煩瑣さを回避して)一元的に行うことにより、スムーズな運用に資する可能性もあると考えられます。

ただし、この場合、法定の重要事実には該当しないものの適時開示の対象となる情報を

知っている場合についても、内部者取引防止規程による売買管理等の対象とすることになるため、過剰な規制とならないよう注意する必要があります。

### ● 情報管理の対象とする情報と売買管理の対象とする情報を区別する事例

#### 事例29

(定義)

第3条

本規則において使用される用語は、以下の各号に定める。

(中略)

- (4)「内部情報」とは、重要事実ならびに当社が東京証券取引所の「有価証券上場規程」の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」により当社が適時開示を義務付けられるおよびこれに該当しなくとも開示することが当社に対する投資者の投資判断に有用とされる情報をいう。
- (5)「重要事実」とは、当社もしくは他社の、または当社の子会社もしくは他社の子会社の別表に掲げる情報をいう。

〈事例29〉においては、内部者取引防止規程上、法定の重要事実とは別に、適時開示事項に該当する情報を「内部情報」と定義し、適時開示を適切に行うことができるように情報管理する一方、役職員による自社株式売買の管理上は、法定の重要事実を知っている場合を対象としており、自社株式の売買が制限される範囲が過度に広範とならないような工夫がなされています。

### 4 バスケット条項への対応

法令上、上場会社等と子会社のそれぞれについてバスケット条項が規定されており、内部者取引防止規程上も、法令の内容と同様の規定を設ける事例が多数です。他方、少数ながらバスケット条項を重要事実として規定していない事例も存在していますが、これまで、複数の判例において、巨額の架空売上が判明したケースや製薬会社の主力薬品で薬害が発生したケースなどに実際にバスケット条項が適用されています。また、上場会社が製造、販売する製品の強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたケースや、複数年度に亘る不適切な会計処理が判明したケース、複数の過年度決算数値に過誤があることが発覚したケース、所管法令に基づく業務停止命令の行政処分を受けることとなることが判明したケースなどにおいて、バスケット条項が適用され、金融庁による課徴金納付命令の決定がなされています。このため、規程上も、バスケット条項を省略せず、管理の対象として規定すべきであると考えられます。

#### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

前述の〈事例24〉においては、別表に掲載された各重要事実の項目のほか、バスケット条項に相当する事項についても会社及び子会社の経営並びに業務等に関する重要事実で、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実も重要事実として取り扱う旨が規定されています。

## ● 新薬の副作用情報等を例示する事例

## 事例30

## 【別表】

## 重要事実一覧表

1. 会社の決定にかかる次の事項（ただし、右欄の軽微なものは除く）  
（略）
2. 会社の次の事実の発生（ただし、右欄の軽微なものは除く）  
（略）
3. 会社の決算に関する事実  
（略）
4. 子会社の決定にかかる次の事項（ただし、右欄の軽微なものは除く）  
（略）
5. 子会社の次の事実の発生（ただし、右欄の軽微なものは除く）  
（略）
6. 子会社の業績変動（ただし、右欄の軽微なものは除く）  
（略）
7. 公開買付け等事実（ただし、右欄の軽微なものは除く）  
（略）
8. バスケット条項  
前記1～7のほか、上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。発生時点は、個別に判断する。  
（例えば、新薬の副作用情報、新商品の開発情報、臨床試験の開始等の情報、人事、組織等に関する重要な事実など……）
9. 重要事実の発生時期  
重要事実の発生時期は、本規程第5条に定めるとおりとする。

〈事例30〉は、製薬会社の事例ですが、バスケット条項に該当する事実の例として、新薬の副作用情報、新商品の開発情報、臨床試験の開始等の情報、人事・組織等に関する重要な事実などが規定されています。

バスケット条項は法令の条文上も、「上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」と抽象的であり、投資者や会社情報を管理する立場の上場会社にとっては特に対応が難しい分野であるため、このような具体例を掲げることは有益であると思われます。（なお、これらの具体例に掲げられた事実について必ずしもバスケット条項が適用されるとは限りませんが、情報管理の対象となる情報を幅広く規定して保守的な対応をしているものと評価できると考えられます。）

東京証券取引所自主規制法人の売買審査部が行ったインサイダー取引の調査では、新薬の承認取得の断念、薬品の副作用発生、採掘権取得、法令違反等の企業不祥事、経営統合、子会社の上場等について公表した銘柄について、状況によってはバスケット条項に該当する可能性があるとして、取引状況の調査を行いました（これらの事実がバスケット条項に直ちに該当するものとは限りませんが、インサイダー取引の未然防止の観点からは十分に注意することが必要であるため、これらの事実を参考に、各社の実情に応じた具体例を内部者取引防止規程において掲げることも考えられます。）。

なお、〈事例30〉においては、上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実についてしか規定されていませんが、子会社を有する会社であれば、上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実に係るバスケット条項も存在するため（法第166条第2項第8号）、内部者取引防止規程においても上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実に係るバスケット条項を規定すべきであると考えられます。

## 5 軽微基準

軽微基準については、①規程上も法令の内容と同様の詳細な規定を設ける事例、②単に法令に定める場合は重要事実該当しない旨のみ記載する事例、③規程上は軽微基準を設けず、該当する事項についてはすべて管理対象とする事例に分かれています。

①規程上に詳細な軽微基準を規定することは、各部門の情報管理担当者や一般の従業員に対し、情報管理の対象となる重要事実を明示するという実益があると考えられますが、規程に適用除外の内容を詳細に規定することにより規程内容の理解が困難になって明確性が失われる可能性もあります。また、従業員が適用除外の該当性の判断を誤るおそれもあるため、詳細な規定を置く必要性は必ずしも高くはないと考えることもできます。②法令に定める場合は重要事実該当しない旨を記載する場合も、規程の対象である役職員自身が軽微基準の該当性に関する法令の内容を確認して厳密な判断を行うことは必ずしも容易でないと思われれます。そのため、例えば、③軽微基準の該当性に関する厳密な判断は情報管理責任者に委ねることとし、内部者取引防止規程においては軽微基準を設けず、重要事実該当する可能性のある場合には情報管理責任者に対する照会に委ねるとする対応もあり得ます。

## ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

## 事例31

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) インサイダー情報とは、当社及び当社子会社の経営並びに業務等に関する重要な未公表の事実をいい、その具体的な項目及び該当する重要性の判断基準は別表「重要事実一覧」のとおりとする。また、別表以外にも当社及び当社子会社の経営並びに業務等に関する重要事実で、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実もインサイダー情報として取扱うものとする。

(別表) インサイダー取引管理規程第3条関係

## 重要事実一覧

## 1. 上場会社の決定事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
(1) 募集株式（自己株式の処分含む）及び募集新株予約権の募集	募集の払込金額の総額が1億円（外国通貨の場合は1億円に相当する額）未満
(2) 資本金の額の減少	—
(3) 資本準備金又は利益準備金の額の減少	—
(4) 自己株式の取得	—
(5) 株式無償割当	割当の割合 10%未満
(6) 株式の分割	増加割合 10%未満
(7) 剰余金の配当	剰余金の配当の額が前事業年度の対応する期間の配当の額に対して 20%未満の変動の場合
(8) 株式交換	<p>◆株式交換により完全親会社となる場合 次の①又は②に該当すること</p> <p>①完全子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が完全親会社の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満、かつ、完全子会社の最近事業年度の売上高が完全親会社の最近事業年度の売上高が完全親会社の最近事業年度の売上高の10%未満である場合</p> <p>②子会社との間で株式交換を行う場合</p> <p>◆株式交換により完全子会社となる場合 ⇒軽微基準無し</p>
(9) 株式移転	—



## IV 定義規定

(10) 合併	<p>◆当社が存続会社となる吸収合併の場合 次の①又は②に該当すること</p> <p>①合併による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の30%未満、かつ、合併予定日の属する事業年度及び翌事業年度の合併による売上高の増加額が最近事業年度の売上高10%未満</p> <p>②発行済株式又は持分の全部を所有する子会社との合併</p> <p>◆当社が吸収合併されて消滅会社となる場合、及び新設合併の場合 ⇒軽微基準なし</p>
---------	---

(中略)

### 6. 子会社の業績変動

重要事実の項目	軽微基準の概要
(1) 業績予想、配当予想の修正等(単体・連結)	<p>子会社(公開会社に限る)の売上高、経常利益、純利益について、公表がされた直近の予想値(予想値がない場合は前事業年度の実績値)に比較して新たに算出した予想値又は実績値において以下の差異が生じたこと。</p> <p>子会社の売上高…上下10%未満の変動</p> <p>子会社の経常利益…上下30%未満の変動かつ純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない額の上下5%未満の変動</p> <p>子会社の純利益…上下30%未満の変動かつ純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない額の上下2.5%未満の変動</p>

### 7. 公開買付け等事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
(1) 公開買付け	—
(2) 公開買付けに準ずる行為	<p>各年において買い集める株券等の数が、総株主の議決権の2.5%未満</p> <p>※公開買付けに準ずる行為とは、上場会社等の発行する株券等(株券、新株予約権、新株予約権付社債券、その他内閣府例で定める有価証券)を買い集める者が、自己又は他人の名義で買い集める株券等の議決権数の合計が、当該上場会社等の総株主の議決権数5%以上である場合の、当該買集め行為のこと。</p>

〈事例31〉においては、別表において、各重要事実の項目とともに、それに対応する軽微基準の内容が掲載されています。

## ● 法令名を引用する事例

### 事例32

(重要情報の定義)

第3条 この規程において「重要情報」とは、別紙1に掲げる情報でかつ未公表のものであって、法令等（「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」）で定められた軽微な基準（以下、「軽微基準」という）に該当しないものをいう。

〈事例32〉においては、内部者取引防止規程の適用対象となる情報は、法令に定める軽微基準に該当しないものである旨のみを規定し、軽微基準の具体的な内容については特に言及されていません。

## 6 重要事実の決定・発生

実際に重要事実となる可能性のある情報を管理する場面では、どのようなタイミングで重要事実が発生・決定したものと認識すべきかが重要となります。この点について、過去の判例<sup>4</sup>では、上場会社等の決定事実に関し、取締役会等の正式な機関決定を経ていない状態であっても、実質的に会社の意思決定と同視されるような決定がなされたものについては、既に重要事実に関連していると解されています。このように、取締役会等における正式な機関決定を行う前であっても重要事実が発生していると解釈されることがあるため、その発生時期については、個別の状況に応じて、情報としてマーケットにとって意味のあるものといえるような段階を捉えることが肝要です。このため、上場会社においては、個別の状況に応じて、社内における実質的な業務執行決定機関において、実現に向けた作業の開始を決定した段階では、情報管理の対象とすることが求められるとともに、事案の内容によっては、それ以前から重要事実が発生する可能性のあるものとして、早期の情報管理が求められる場合があることに注意が必要です。

<sup>4</sup> 最高裁平成11年6月10日第一小法廷判決 平成10年（あ）第1146号、第1229号証券取引法違反事件（日本織物加工事件）では、「業務執行を決定する機関」の意義について、「商法所定の決定権限のある機関には限られず、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であれば足りると解される」と判示されています。また、「行うことについての決定」の意義については、「証券取引法166条2項1号にいう「株式の発行」を行うことについての「決定」をしたとは、右のような機関において、株式の発行それ自体や株式の発行に向けた作業等を会社の業務として行う旨を決定したことをいうものであり、右決定をしたというためには右機関において株式の発行の実現を意図して行ったことを要するが、当該株式の発行が確実に実行されるとの予測が成り立つことは要しないと解するのが相当である」と判示されています。

## IV 定義規定

この点、一律に取締役会が決定したことをもって決定事実とすると規定されている事例が散見されますが、上記のとおり、取締役会における決定をもって初めて重要事実として情報管理を行うのでは遅きに失する場合があります。また、法令の文言どおりに、業務執行を決定する機関が決定したことをもって決定事実と定義する事例も比較的多く見られますが、一般の役職員としては、このような規定を読んだ場合、取締役会決議をもって決定事実となると理解する人が多いのではないかと思います。したがって、内部者取引防止規程において、実質的に社内で方向性を決定した段階から重要事実として情報管理が行われることを明確にすることが望ましいと考えられます。

このほか、インサイダー取引規制上の重要事実には、会社の業務執行決定機関による意思決定を要する事実以外にも、資源の発見、薬の副作用、事故・災害など、会社の業務執行決定機関による意思決定を要することなく発生する事実も含まれます。このような発生事実については、必ずしも会社の役員が把握しているとは限りませんが、その事象が重要事実と該当する可能性がある場合は、これを認識した会社の役職員がただちに情報管理担当部署に報告し、適切な管理を行うように役職員に周知しておくことが重要と考えられます。

なお、適時開示については、未成熟・不確実な情報を開示することによって一般投資家を誤導してはならないという意味において単に早く開示しさえすればよいというものではありません。そのため、会社の一定の意思決定が行われた場合であっても、未成熟・不確実な段階では、適時開示義務が発生しない場合もあり得ます。他方、インサイダー取引規制との関係について言えば、未成熟・不確実な段階であっても、前述のとおり、実質的に社内で方向性が決定されていれば、重要事実が発生していると解釈される場合があります。なぜならば、たとえ、未成熟・不確実な段階であっても、実質的に社内で方向性が決定されていれば、会社の内部者がこのような情報を知ってその公表前に株券等の取引を行うことは、一般の投資家と比べて著しく有利となって不公平となる場合もあり得、このような場合には、金融商品市場の公正性と健全性に対する一般投資家の信頼を保護するため、こうした情報は重要事実と該当するものとしてインサイダー取引規制を適用する必要がある場合があります。このように、適時開示義務の発生時期とインサイダー取引規制上の重要事実の発生時期とは、それぞれの規制目的に応じて明確に区別して考えるべきであり、情報管理の実務上は、後者は前者よりも相当に早い段階に到来すると考えておいた方がよいと考えられます。

上場会社に対する内部者取引管理に関するアンケート結果によれば、重要事実の認識・管理時期として、①重要事実となり得る可能性・蓋然性が高いと特定の機関が認識したときとする会社、②将来重要事実となるかもしれない事案について、特定の機関で検討・計画を開始したときとする会社がそれぞれ26.9%、25.3%であるとされており、相当数の会社においては、正式な機関決定を行う前であっても、実質的に社内で方向性を決定する

段階から重要事実に関する情報の管理を行うべきことは認識されているものと思われます。しかしながら、アンケートにおいては早期に情報管理を開始すると回答されていても、同じ会社の内部者取引防止規程においては、その認識が必ずしも適切に表現されておらず、法令の文言どおり、業務施行を決定する機関による決定がなされたときに重要事実としての管理を開始する旨規定している事例が多数存在しています。

インサイダー取引防止体制の適切な運用を安定的に行うためには、上記のような認識を内部者取引防止規程において明確に規定することにより、運用をルールとして周知すべきでしょう。

また、決定事実の発生時点につき、取締役会による決定がなされた時と規定する事例も相当数見受けられますが、取締役会による決定がなされれば重要事実が発生していると解されるのは当然であり、より早い段階から管理を行う旨規定するよう修正を要すると考えられます。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問7

#### ● 実質的業務執行機関・業務執行機関に準ずる機関が決定したときとする事例

##### 事例33

（インサイダー情報の発生）

第4条 インサイダー情報は、別表「重要事実一覧」に照らし、重要事実と定める事項を会社の実質的な決定機関の決定があったとき、又は重要事実と定める事項が生じたときに発生したものとみなす。

〈事例33〉においては、決定事実の発生時点につき、実質的な決定機関の決定があったときと規定されています。会社のどのような機関が「実質的な決定機関」に該当するのかについては判断が難しい場合があると考えられますが、決定事実の発生時点の認定が遅きに失しないよう運用される必要があります。

## IV 定義規定

### ● 社内での検討の開始段階とする事例

#### 事例34

(重要事実の発生)

第4条 重要事実とは、グループ企業の取締役会、常務会またはプロジェクト等の、実質的業務執行決定機関が、案件の方向性または案件の実現に向けた作業開始を決定したとき、または別表記載の事実が生じたときに発生したものとみなす。

2 重要事実に該当するかどうか疑義あるときは、内部情報管理委員会がこれを決定する。

〈事例34〉においては、決定事実の発生時点につき、案件の方向性または案件の実現に向けた作業開始を決定した時とされていますが、取締役会や常務会のほか、「プロジェクト」による決定であっても決定事実の発生とみなすとし、早い時期からの情報管理を行うこととされています。

### ● 発生の可能性・蓋然性が生じたときとする事例

#### 事例35

(用語の定義)

第3条 この規程で使用する用語の定義は次に定めるとおりとする。

(中略)

④ 重要情報とは、会社の運営、業務または財産に関する事項であって、しかも投資判断に影響を及ぼす別表『重要情報等一覧』の該当事項の欄に定める情報という。ただし、当社においては次に定めるいずれかの時点より、これを重要情報として位置づけるものとする。

- a. 主管部門で重要情報の内容の検討を開始した時点。
- b. 重要情報の内容の発生の蓋然性を認識した時点。
- c. 売上高、経常利益または純利益において公表された直近の予想値（予想値が無い場合は公表された前事業年度の実績値）に比較して、主管部門であらたな予想値または当事業年度の決算値の算出を開始した時点。

〈事例35〉においては、決定事実・発生事実・決算情報の発生時点を、それぞれ主管部門における検討開始時点、発生の蓋然性を認識した時点、算出を開始した時点として、か

なり早い時点から管理を開始することとされています。

### 事例36

#### 第4条（重要事実及びインサイダー情報の定義）

- 1.本規程において重要事実とは、別表重要事実一覧表に記載の事実をいい、当該事実が公表される前における当社の役員及び従業員の売買等は金融商品取引法第166条により禁止される。
- 2.本規程においてインサイダー情報とは、現に発生しまたは会社が決定した重要事実の他、まだ発生はしていないがその発生につき高度の蓋然性が認められ、又は決定はしていないが会社決定の準備段階にある事実若しくは情報をいう。

#### 第5条（インサイダー情報の発生）

インサイダー情報は、以下各号に掲げる時に発生したものとし、その情報の管理並びに売買等に関する申請及び許可等の社内手続は本規程に従って行われなければならない。

- (1) 重要事実が会社の決定により発生するものについては、経営諮問会議への付議または本部等の重要会議での承認がなされた時（子会社にあつては、子会社取締役会に付議した時）。
- (2) 重要事実が事実の発生に係るものについては、当該事実の発生の時または発生に高度の蓋然性がみられた時。
- (3) 決算にかかるインサイダー情報については、当該修正等の差異が判明した時。

〈事例36〉においては、金融商品取引法上の重要事実と、内部者取引防止規程における情報管理・売買管理の対象となる「インサイダー情報」の概念が明確に区別されており、情報管理・売買管理の対象とする時期を実質的に捉え、決定事実・発生事実・決算情報それぞれについて「インサイダー情報」の決定・発生時点を具体的に定めています。ただし、子会社の決定事実の発生時点については、取締役会への付議時点とされています。子会社の規模が小さく、すべての事項を取締役会において決定しているというようなことに基づくものかもしれませんが、「決定」の時点はあくまでケースバイケースでの判断ですし、子会社ごとに事情も異なると思われるため、子会社における「決定」の時点についても実質的に捉えておくほうが安全であると思われます。

## IV 定義規定

### ● 会社の決定と同視し得るような決定があったときとする事例

#### 事例37

(用語の定義)

第3条 本規程における各用語の定義は、次のとおりとする。

(中略)

(8)「重要情報」

当社または取引先に関する(別紙1)に掲げる情報で、未公表の情報をいう。

(中略)

(別紙1)

#### 重要情報一覧

##### 1. 決定事実

業務執行を決定する機関が以下の事項を行うことを決定したこと、または以下の事項を行うことを公表した後に行わないことを決定したこと。  
なお、「業務執行を決定する機関」が「決定」したとは、取締役会において決定された場合のほか、会社の決定と同視しうるような決定がなされた場合も含むものとする。

- |                                 |                                |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1. 募集株式(自己株式の処分を含む)及び募集新株予約権の募集 | 14. 新製品又は新技術の企業化               |
| 2. 資本金の額の減少<br>(以下略)            | 15. 業務上の提携又は業務上の提携の解消<br>(以下略) |

〈事例37〉においては、「決定」の時点について、取締役会で決定された場合のほか、会社の決定と同視しうるような決定がなされた場合も含むとされています。早い時期からの情報管理の必要性について認識されていることが窺われますが、「会社の決定と同視しうるような決定がなされた場合」というのがいかなる場合をいうのかが内部者取引防止規程上は明確ではないため、運用には留意が必要でしょう。

## ● 担当部門長が決定したときとする事例

## 事例38

(別表1)

決定事実

業務執行を決定する機関が以下の項目を行うことについて決定したことまたは以下の項目を行うことを公表した後に行わないことを決定したこと。

なお、当社においては、「業務執行を決定する機関」が「決定」したとは、取締役会において決定された場合のほか担当部門長において決裁がなされた場合を含むものとする（ただし、これらの場合に限られるものではなく、会社の決定と同視しうるような決定がなされた場合はこれに該当する）。

項目	軽微基準により重要事実とならないもの
株式、転換社債、新株予約権および新株予約権付社債の発行	発行価額の総額1億円未満の見込み。
資本の減少	なし
(以下略)	(以下略)

〈事例38〉においては、担当部門長による決裁がなされた場合に「決定」があったものとして取り扱うこととされており、会社の業務の実態に即して、「決定」の時点を明確にすることを意図しているものと考えられます。また、担当部門長による決裁に限らず、「会社の決定と同視しうるような決定がなされた場合」には「決定」となるとされており、より早い時期から重要事実が発生すると解される余地があることが示されています。



## IV 定義規定

### ● 子会社に係る重要事実の発生時点について特別な規定を設ける事例

#### 事例39

第9条（情報の発生及び公開）

内部情報は、それぞれ次の時点で発生したものとみなす。

（中略）

（4）連結子会社に係る事項

① 連結子会社に係る決定事項

内部情報に該当する事項又は当該事項に関する調査、検討もしくは契約締結のための交渉等当該事項の実施に向けての具体的準備行為を行うことを当社の業務執行会議もしくは取締役会又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関のいずれかにおいて、決議又は承認が為された時点。但し、当社の業務執行会議もしくは取締役会又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関の決議又は承認前であっても、他の実質的な決定機関が決定したと認められる場合はその時点とする。

〈事例39〉においては、子会社の決定事実の発生時点として、子会社自身の業務執行を決定する機関における決定がなされた時点のほか、親会社である自社による決定がなされた時点についても規定されています。子会社の業務執行に関する決定が、実質的には親会社において（子会社の機関による決定に先立ち）なされているという場合もあり得るものと考えられ、そのような場合を想定した規定であると考えられます（公開買付け等事実に関する事例ではありますが、公開買付者の100%親会社の社長や、公開買付者がSPC（特別目的会社）である場合における公開買付者の設立準備中の者が決定機関と認定され、課徴金納付命令の決定がなされた事例があります（証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引法における課徴金事例集」））。

### ● 決算情報の発生時点について特別な規定を設ける事例

配当に関して「上場会社等が新たに算出した予想値」が公表済みの直近の予想値と比較して一定の変動のあるものであった場合にも、当該事実はインサイダー取引規制上の重要事実該当するとされています（法第166条第2項第3号）。ここにいう予想値の算出主体である「上場会社等」が具体的に如何なる主体を意味しているかについては、取締役会に限らず、各会社の業務運営の実態に即して判断するべきであると解釈されています（東京地方裁判所平成4年9月25日判決〔谷藤機械工業事件〕参照）。そのため、代表取締役社長による了承のみによっても、「上場会社等」が新たに予想値を算出したと解釈される場合

もあり得ます。実際に、配当予想値の上方修正についての取締役会における承認に先立つ社長による了承があった段階で当該了承の事実が重要事実該当し、これを知りつつ自己株式の取得を行ったことや、業績予想値の下方修正について副社長が了承した段階で当該了承の事実が重要事実該当し、当該副社長からその事実の伝達を受けた従業員が自社株式の売付けを行ったことがインサイダー取引規制に違反するとして、課徴金の納付命令を受けた事案もあります（証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引法における課徴金事例集」）。

このため、決定事実の場合と同様に、決算情報に関しても、早期からの情報管理を行うことが無難であると考えられます。

#### 事例40

第9条（情報の発生及び公開）

内部情報は、それぞれ次の時点で発生したものとみなす。

（中略）

- (3) 当社単体又は当社グループ連結決算等に関する事項  
経営管理部における決算案等の確定の時点。

〈事例40〉においては、担当部門において決算案等が確定した時点で、決算情報が発生したものととして、早期からの情報管理を行うこととされています。

## 7 「職務に関して知る」の定義

上場会社等の役職員は、「上場会社等の役員等」として、「会社関係者」に該当しますが、上場会社の役職員であっても、重要事実を「その職務に関し知ったとき」でなければ、インサイダー取引規制の対象とはなりません。

「職務に関し」知った場合の典型的な例としては、取締役が取締役会に出席して重要事実を知った場合や、経理部門の担当者がその職務を行っていくなかで会社の業績の大きな変動を知った場合など、直接担当する職務遂行の過程で知った場合が考えられます。

もっとも、こうした直接担当する職務でなくとも、例えば打合せのために他の部署を訪れた従業員が、机の上に置かれた報告資料をたまたま目にして未公表の重要事実を知った場合など、職務と密接に関連する行為により知った場合を含むと解する見解も存在するため、内部者取引の未然防止の観点からは、「その職務に関し知ったとき」の範囲を広く解する見解に立って内部者取引防止規程の作成・運用を行う方が安全であると考えられます。

なお、職務に全く関係がなく自社の未公表の重要事実を知った場合には、会社関係者と

## IV 定義規定

して「職務に関し」知った場合には該当しないと考えられるものの、例えば、他の部署の同僚と仕事を終えた帰り道に飲食している際に重要事実を聞いてしまった知った場合などは、情報受領者として規制対象となることも考えられますので注意が必要です。

なお、VI.1.の〈事例82〉のように、内部者取引防止規程上は、取引を禁止する場合につき、重要事実を「職務に関し」知った場合に限定せず、重要事実を知っている状態での取引を一般的に禁止することも考えられます。

### ● 役職員の職務を遂行する過程において知る場合とする事例

#### 事例41

##### 第3条（定義）

この規程に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (3)「業務に関して知る」とは、役員または社員等としての地位に応じた任務として取り扱う一切の執務を遂行する過程において知ることをいう。

〈事例41〉は、職務遂行の過程において知るという典型的な事例を想定した規定と考えられ、一般的な規定であると思われます。

### ● 職務と密接に関連する行為により知る場合を含める事例

#### 事例42

##### （定義）

第2条 本規程に定める用語の定義は、次の通りとする。

- (3)「職務に関して知る」とは、役職員等としての地位、立場に応じて取り扱う一切の職務を遂行する過程及び、職務と密接に関連する行為により知ることをいう。

〈事例42〉においては、職務と密接に関連する行為により知る場合をも、「職務に関して知」った場合に含めることとされており、「その職務に関し知ったとき」の範囲をより広く解する見解に立って規定されたものと考えられます。

法令上の「職務に関し知ったとき」の範囲はある程度広く解されることから、その点を内部者取引防止規程において上記のような規定を設けることにより明らかにして、役職員

等の注意を喚起するという意義があるものと考えられます。

## 8 重要事実の公表の定義<sup>5</sup>

上場会社等の未公表の重要事実を知った会社関係者や情報受領者は、その重要事実が「公表」されるまでは、その上場会社の株券等を売買することが禁止されます。重要事実が「公表」された後は、この重要事実に関して会社関係者等のインサイダーと一般投資者との間の情報の不平等はなくなるため、売買の禁止は解除されることとなります。

重要事実の「公表」の方法については、法令上定められた以下の3つの方法に限定されており（金融商品取引法第166条第4項、金融商品取引法施行令第30条）、日常的な意味で用いられる「公表」とは異なるため、内部者取引防止規程上においても「公表」の定義を規定する事例が一般的です。

- ①会社の代表取締役等が、重要事実を、いわゆる一般紙やNHKなど、法令に定められている2つ以上の報道機関に公開してから、12時間の周知期間が経過すること
- ②上場会社等が上場する金融商品取引所に対して重要事実を通知し、金融商品取引所において内閣府令で定める電磁的方法により公衆縦覧に供されること<sup>6</sup>
- ③重要事実に係る事項が記載された有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等が公衆縦覧に供されること（EDINETによる公開を含む）

②の方法では、具体的には、金融商品取引所の適時開示制度に基づき上場会社がTDnet（適時開示情報伝達システム）を利用して報道機関に情報開示を行い、それと同時に、その情報が「適時開示情報閲覧サービス」（金融商品取引所が提供する適時開示資料をインターネット上のホームページを通じて公衆縦覧に付すサービス）に掲載され、誰でも自由に閲覧できるようになります。この方法であれば、報道機関への発表と同時に、会社関係者等を含め誰でも情報を閲覧し、インサイダー取引規制上の公表措置の完了を直接確認することができ、役員や従業員がより法的リスクを軽減した形で自社株式の売買を実施することが可能となります。そのため、周知期間は必要とされおらず（12時間の規制は受けません。）、重要事実の公表方法として広く実務上用いられています。

もっとも、重要な会社情報が適時開示情報閲覧サービスに掲載された直後に、当該会社関係者、特に取締役等が積極的に自社の株券等の売買等を行うことは、一般投資者との情報の平等性において著しく衡平を欠く行為と指摘されるおそれがあります。上場会社の会社関係者においては、会社情報を広範な投資者に公平、迅速に伝達するという制度の本来

<sup>5</sup> 公開買付け等事実の公表（金融商品取引法第167条第4項）については、IV.10.をご参照ください。

<sup>6</sup> この方法は、平成16年2月1日から新たに認められることになりました。

## IV 定義規定

の趣旨をよくご理解いただき、自社株売買を行う際には十分にご注意いただく必要があります<sup>7</sup>。

なお、自社のホームページ上に重要事実を掲載することは、「公表」に該当しない旨を規定する事例も見受けられます。会社のホームページを通じた情報開示は、通常は、インサイダー取引規制上の「公表」にはあたらないと考えられます。

そのため、この解釈を明らかにするため、このような規定を設けることも有益であると考えられますが、規定を設けることよりも重要なことは、法定の方法による公表よりも前にインサイダー取引規制上の重要事実が自社のホームページに掲載されることのないような運用を徹底することであると考えられます。

### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

#### 事例43

(重要事実の公表の定義)

第5条 本規定において重要事実の「公表」とは、重要事実が次に掲げるいずれかに該当するときをいう。

- ① 当社もしくは他社又はその子会社において、重要事実が次のいずれかに該当する2以上の報道機関に公開され、かつかかる報道機関のうち2の報道機関に公開したときから12時間を経過したこと。
  - (i) 国内において、時事に関する事項を総合して報道する一般日刊新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達する通信社
  - (ii) 国内において、産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞社
  - (iii) 日本放送協会 (NHK) 及びテレビ、ラジオ放送会社等の一般放送事業者
- ② 重要事実が記載された有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書のいずれかが公衆の縦覧に供されたとき。
- ③ 当社又は他社において、重要事実を証券取引所又は証券業協会に通知し、電磁的方法により公衆の縦覧に供されたとき。

<sup>7</sup> 東証上場会社通知「証券取引法施行令第30条の改正に伴う積極的なIR活動の充実等の要請について」平成16年1月16日東証上サ第19号。

## 事例44

(公表)

第11条 重要事実等の公表とは、次の各号に定めるいずれかの措置がとられた場合をいう。

- (1) 金融商品取引法第25条第1項(同項第11号を除く)の規定により、重要事実等が記載された有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書等が公衆の縦覧に供されたこと
- (2) 重要事実等を2つ以上の報道機関に公開し、かつ公開後12時間以上を経過したこと
- (3) 重要事実等を上場している証券取引所に通知し、当該証券取引所が電磁的方法により公衆の縦覧に供したこと

〈事例43〉〈事例44〉においては、法令の内容と同様の内容の定義が設けられています。

## 9 株券等・売買等の定義

インサイダー取引規制上、禁止されている取引は、「当該上場会社等の特定有価証券等の売買等」とされ、「特定有価証券等」には、株券、社債券、優先出資証券、新株予約権証券のほか、これらの証券に係るオプション等を表示する、いわゆるカバードワラントや他社株転換条項付社債券などが含まれます。

なお、いわゆる普通社債券については、デフォルト情報を知った場合のみ売買等が禁止されており、他の重要事実との関係では、これを知っていたとしても売買等を行うことができます(法第166条第6項第6号)。そのため、普通社債に関して特に適用除外の規定を設ける事例も見られます。

また、インサイダー取引規制により規制される取引の範囲を画する概念である「売買等」とは、売買その他の有償での譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引のことをいいます(法第166条第1項)。我が国の金融商品取引所を通じた売買はもちろん、市場外の相対取引による売買、交換、代物弁済や、外国の証券取引所を通じた取引等もここという「売買等」に該当します。なお、金融商品取引法における「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引(法第2条第21項)、店頭デリバティブ取引(同条第22項)又は外国市場デリバティブ取引(同条第23項)をいいます(同条第20項)。

内部者取引防止規程においては、「特定有価証券等」及び「売買等」のいずれについても法令に沿った定義を設ける事例が一般的です。

## IV 定義規定

### (1)「株券等」

#### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

##### 事例45

(定義)

第3条 本規定に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(中略)

(2)「株券等」とは、次のものをいう。

- ① 株券、社債券、新株予約権証券または優先出資証券（外国の者が発行した、これらに相当する証券・証書であって、(ア) 上場、店頭登録もしくはグリーンシート指定（以下「上場等」という）されているもの、(イ) 当該証券・証書を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が上場等されているもの、または(ウ) 当該証券・証書に係る権利を表示する預託証券・証書が上場等されているものを含む）
- ② 信託財産を上記①のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託または外国投資信託の受益証券
- ③ 資産を上記①のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人または外国投資法人の発行する、投資証券、投資法人債券または外国投資証券
- ④ 上記①に係るオプションを表示する証券または証書（カバードワラント）
- ⑤ 上記①に係る権利を表示する預託証券または証券
- ⑥ 上記①を受託有価証券とする有価証券信託受益証券
- ⑦ 上記①を発行する会社以外の会社が発行する社債券（新株予約権付社債を除く）で、上記①により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が、上記①による償還をさせることができる権利を有しているもの）

〈事例45〉においては、内部者取引防止規程上も、法令に規定された「特定有価証券等」の内容と同様の規定を設けています。

## ● 法令の条文番号を引用する事例

## 事例46

## 6. 株券等の定義

本規程において「株券等」とは、株券、普通社債券、新株予約権付社債券、新株予約権証券（外国法人が発行し、これらの性質を有する証券・証書及び預託証券を含む。）及びこれらに係るオプションを表示する証券・証書、これらに係る権利を表示する預託証券その他金融商品取引法第163条に定める「特定有価証券等」に該当するものをいう。

〈事例46〉においては、法令上の概念をそのまま使用し、内部者取引防止規程においても法第163条に定める「特定有価証券等」の売買等が対象とされています。

## (2) 「売買等」

## ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

## 事例47

## (用語の定義)

第4条 この規程における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

## (中略)

⑥売買等 売買等とは、上場有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡又は譲受け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場有価証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

〈事例47〉においては、法令の内容と同様の定義規定が設けられています。なお、内部者取引防止規程の対象となる取引として、売買その他の有償の譲渡又は譲受けのみを規定している事例も見受けられますが、デリバティブ取引（法第2条第20項）も「売買等」に該当することを念頭において規定を作成する必要があります。



### ● 注意喚起のための規定を設ける事例

#### 事例48

##### 第3条（用語の定義）

(4)「売買」とは、株式等の売買その他有償の譲渡もしくは譲受けをいう。なお、「売買」には、自己の名義で行うもののほか、以下のイ～ニについても含まれる点に留意しなければならない。

- イ 家族・知人その他の名義であっても、実質的に自己の計算で行うもの。
- ロ 他人に売買の委託、指図をするもの、他人のために売買を行うもの。
- ハ ストックオプションの行使により、取得した株式を売却するもの。
- ニ 役員持株会・従業員持株会または取引先持株会から引き出した株式を売却するもの。役員持株会・従業員持株会または取引先持株会の拠出金額を増加させるもの。

〈事例48〉においては、「売買」の解釈につき注意的に規定されています。イ～ニに規定された類型は、いずれも売買その他有償の譲渡もしくは譲受けに該当するため、当然にこの事例にいう「売買」に該当すると解されますが、過去の内部者取引事件においては、家族・知人等の名義で取引が行われた事例も多いため、注意喚起のため、たとえば、上記イのように、特に具体的に規定することは、内部者取引防止の観点から有意義であると思われます。また、〈事例48〉のロ～ニのように、規程の解釈に関して特に問題となりやすいと考えられる事項について、あらかじめ規程自体に上場会社としての解釈を明記し、注意を喚起することも、役職員の理解及び内部者取引防止規程の円滑な運用にも資するものと思われる。

### ● 会社の計算で行う売買等を含むことを明記する事例

#### 事例49

##### （売買等の定義）

第10条 この規程において「売買等」とは、売買その他の有償の譲渡もしくは譲受け、またはデリバティブ取引をいう。

- (2) 前項の売買等には、家族・知人・その他名義の如何を問わず自己の計算で行うもの、および会社の計算で行うものすべてが含まれるものとする。

〈事例49〉においては、会社の計算で行う自己株・他社株売買に関しても、内部者取引防止規程の適用がある旨が明確にされています。会社の計算で行われる自社株・他社株の売買に関してインサイダー取引が行われた場合には、会社自身に罰金刑又は課徴金が課せられるほか、会社のコンプライアンス体制に対する厳しい批判が想定され、これによって会社に損害が生じた場合には、取締役等に対する株主代表訴訟の対象にもなり得、会社のレピュテーションに与える損害は大きいものとなることが想定されます。その意味で、会社の計算で行う自己株・他社株売買についてのインサイダー取引防止体制を整備し、「うっかりインサイダー」を防止することの必要性は、役職員によるインサイダー取引の防止に劣らず大きいといえます。

## 10 公開買付け等事実・公開買付け等事実の「公表」について

公開買付け及びこれに準ずる行為として政令に定められたもの（法施行令第31条）に関する情報も、市場の需給関係に関する情報として投資者の投資判断に影響を及ぼすもので、これらの行為の対象となった株券等の発行者である会社の発行する株券等の価格の変動要因となります。そのため、公開買付けを行うことの決定や、公表した後にそれを中止することの決定という情報は、インサイダー取引規制の対象とする必要がありますが、これは発行会社が決定・公表する情報ではないため、法第166条とは別に、公開買付者等関係者が公開買付け等事実を知って公開買付け等の対象となった株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付けをすることなどが、公開買付け者等の禁止行為として規定されています（法第167条）。

法第167条においては、「公開買付者等関係者」、「公開買付け等事実」<sup>8</sup>などの概念が用いられており、キーワードは若干異なりますが、法第166条と基本的に同じ構成がとられています。ただし、通常、公開買付け等を実施する場合には、当該公開買付け等の対象となる株券等の発行者である会社の発行する株券等の相場は上昇するものと考えられ、また、公開買付け等を中止するという場合には、すでに当該公開買付け等を行うことについての決定が公表されている限り、当該公開買付け等が行われることを前提として上昇していた当該株券等の相場は下落するものと考えられたため<sup>9</sup>、公開買付けを行うことの決定については買付け等のみ、中止することの決定については売付け等のみが禁止されており、この点が大きく異なります。

内部者取引防止規程の中には、会社関係者等の内部者取引（法第166条）のみを対象とし、公開買付者等関係者による内部者取引（法第167条）を対象としていない事例も見受けられます。しかし、近時、公開買付者等関係者によるインサイダー取引規制違反が増加

8 「公開買付け等事実」には、公開買付けに準じるもの、簡単に言えば、総株主の議決権の5%以上の株券等の買集めの実施又は中止に関する事実も含まれます（法施行令第31条）。

9 横島裕介『逐条解説 インサイダー取引規制と罰則』（商事法務研究会、平成元年）180頁参照。

## IV 定義規定

していることに鑑みれば、公開買付け等関係者によるインサイダー取引規制違反を防止するための規定を設けることが望ましいでしょう。

また、内部者取引防止規程上、公開買付け等事実を決定事実の一つとして位置づけ、他の決定事実と同様に管理する事例も多数見受けられます。

もっとも、法第167条による規制は、公開買付け等事実の決定・公表の主体が取引の対象となる株券等の発行会社ではなく公開買付け者等であること<sup>10</sup>、及び、他社株式の公開買付けについてはTDnetによる開示が「公表」に該当しないこと等、法第166条の規制とは建付けが異なります。

法令上の位置づけと内部者取引防止規程における取扱いの整合性の観点からは、内部者取引防止規程においても、重要事実と公開買付け等事実を別々に定義・管理することが考えられます。

### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

#### 事例50

##### 5. 公開買付け等事実の定義

本規程において「公開買付け等事実」とは、当社、他社又はその他の法人若しくは法人以外の者が、上場会社、店頭登録会社又はグリーンシート銘柄の会社の株券等に対する公開買付け又はこれらの会社の総株主の議決権の5%以上の株券等を買集める行為を行うことを決定したこと又は行うことを公表した後に行わないことを決定したことをいう。

##### 9. 公開買付け等事実の公表の定義

本規程において公開買付け等事実の「公表」とは、公開買付け等事実が次に定める各号のいずれかに該当した場合をいう。

- (1) 公開買付開始公告又は公開買付撤回公告がなされたこと（公開買付撤回公告が困難で、公表がなされた場合を含む。）。
- (2) 公開買付届出書又は公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたこと。
- (3) 公開買付け等事実が2以上の報道機関に開示された後、12時間を経過したこと。
- (4) 自己株式を買い付けるために公開買付けを行う場合において、証券取引所又は証券企業協会に通知され、内閣府令で定める電磁的方法により公衆の縦覧に供されたこと。

<sup>10</sup> 但し、自己株式の公開買付け（法第27条の22の2）の場合には、発行会社と公開買付け者が一致します。

〈事例50〉においては、公開買付け等事実、その公表のいずれについても、法令の内容と同様の定義が設けられています。法人以外の者（ファンドや個人等）による公開買付け等も対象とすることが明らかにされています。

## 事例51

## 第4章 公開買付情報に基づく株券等の売買等の禁止

## 第16条（公開買付情報等に関する定義）

「公開買付情報」とは、当社または他社が、上場会社の株券等に対する公開買付けまたは上場会社の総株主の議決権の5%以上に係る株券等を買集める行為を行うことを決定したことまたは行うことを公表した後に行わないことを公表したことをいう。

2.公開買付情報の「公表」とは、次のいずれかに該当した場合をいう。

- (1) 公開買付届出書または公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたこと
- (2) 公開買付開始公告または公開買付撤回公告がなされたこと（公開買付撤回公告が困難である場合の公表がなされた場合を含む。）
- (3) 複数の報道機関に公開買付情報が開示された後、12時間が経過したこと
- (4) 自己株式を買付けるために公開買付けを行う場合において、公開買付情報を金融商品取引所または証券業協会に通知し、公衆の縦覧に供されたとき

## 第17条（公開買付情報の伝達の禁止）

役員および従業員等が未公表の公開買付情報を知ったときは、職務上必要な場合を除き、これを他の役員および従業員等その他の第三者に洩らしてはならない。

## 第18条（未公表の公開買付情報に基づく株券等の売買等の禁止）

役員および従業員等が未公表の公開買付情報を知ったときは、当該情報が公表されるまでは、公開買付けまたは買集めの対象会社の株券等の売買等を行ってはならない。ただし、法令により特に認められている売買を行う場合はこの限りではない。

〈事例51〉においては、公開買付け等事実などの定義のほか、公開買付け等事実に基づく株券等の売買等の禁止等につき、特に1章を設けて規定されています。公開買付け等事実、その公表のいずれについても、法令どおりの定義が設けられています。

## IV 定義規定

情報管理については一元的な管理を行うことまではせず、伝達の禁止を定めるに留め、また、売買管理に関しては、許可制や事前届出制を設けることまではせず、売買等の禁止を定めるに留められています<sup>11、12</sup>。これは、公開買付者等関係者による取引がインサイダー取引とされるのは、公開買付け等の対象である株券等の売買等である場合であることから、公開買付者が第三者である場合には、(当該公開買付け等の対象である株券等の発行会社が自社又は他社のいずれであっても)上場会社にとっては、公開買付け等事実の存否を確認することが基本的に困難であるためと考えられます。このように一元的な情報管理を行わないこととする場合には、未公表の公開買付け等事実を知った役職員から他の役職員に情報が拡散しないよう、伝達・漏洩の禁止を徹底することが肝要です。

また、①上場会社が自社の株券等の公開買付けを検討している場合、②上場会社が他社の株券等の公開買付け等を検討している場合、又は③他社から将来公開買付け等を受ける旨の通知等を受けているような場合には、上場会社が公開買付け等事実の存否を確認することが一応可能ですが、これらの場合についてまで個別に内部者取引防止規程で規定する場合、規程の内容が複雑化することとなります。

この点については、上場会社としては、例えば、上記①から③までのような場合にも情報管理責任者が一元的な情報管理を行うこととし、VI.5.の〈事例109〉のように、情報管理責任者が、銘柄や役職員を指定して株券等の売買を禁止できる旨の規定を内部者取引防止規程に設けた上で、当該公開買付け等事実を知る立場にある役職員による当該株券等の売買を公表までの間禁止するなどすることも考えられます。

11 もっとも、公開買付け等の対象である株券等の発行会社が自社である場合については、自社の株券等の取引について許可制や届出制を採用している会社では、既にこれらに係る規定により売買管理の対象となっている場合もあると考えられます。

12 上記のような重要事実と公開買付け等事実に係る規制の建付けの違いがあることから、重要事実に係る情報管理・売買管理とは別建てで、公開買付け等事実に係る情報管理・売買管理についてまとめて1章を設ける事例が見受けられます。そのため、ここでは便宜上、公開買付け等事実の情報管理・売買管理についても、公開買付け等事実の定義と併せて記載しています。

インサイダー取引を未然に防止するためには、当然ながら上場会社等における適切な情報管理が不可欠です。そのため、上場会社等においては、重要事実に該当する可能性のある情報が発生した場合に、それを適時適切に把握し、管理する体制を整備することが求められます。

情報管理を適切に行うためには、役職員に対して日々の情報の取扱いについてわかりやすく具体的な方法を示しておくことが、ルールを守りやすい環境作りの一つとして有効と考えられます。

情報の取扱いの具体的な方法については、必ずしも内部者取引防止規程において規定する必要はないと考えられますが、各社の組織・業務体制などを踏まえ、例えば、以下のような手続を定めておくことが考えられます。

- ・情報の重要度区分の明示
- ・文書（電子媒体含む）の作成・配布・複製・保管・検索・廃棄方法及び制限
- ・関係者への情報伝達の方法
- ・情報伝達の日時・相手先・内容・媒体等の記録
- ・重要な情報へのアクセス制限
- ・情報伝達時の伝達相手に対する注意喚起
- ・情報管理者への報告ルート
- ・業務以外での情報流布に対する注意 など

## 1 情報の管理体系（情報の流れ）

情報管理のための組織形態としては、一般的に、総務部や法務部などのコンプライアンス担当部門が全社的な情報管理を一元的に行うケースと、それぞれの部門ごとに情報管理を行うケースの双方がみられますが、それぞれの形態ごとの特徴を踏まえて、適切な情報管理体制を整備することが求められます。

例えば、全社的な情報管理を一元的に行う部署を設置する形態の場合、重要事実に該当するかどうかの判断を行い易い反面、情報管理部署が情報発生部署と離れることから、情報管理部署に情報が到達するまでに時間を要する可能性があることなどに注意が必要となります。逆に、情報発生部署ごとに情報管理を行う形態は、情報を早く認識できる反面、全社的に重要事実に該当するかどうかの判断に時間を要する、あるいは他部署で重要事実が発生しているかどうかの把握が難しい場合があること、自社株や他社株の取得を行うにあたり逐一他部署に対する重要事実の存否の確認を要し、重要事実が拡散するおそれもあることなどに注意が必要となります。

いずれの形態の情報管理体制を整備する場合であっても、情報が適切かつ迅速に情報管理部署に到達するよう、全社的な連携が可能となる体制整備を図ることが求められます。また、重要事実となる情報の種類には、業務提携やM & A等の一部の経営者のみで検討が

## V 情報管理に関する規定

行われるような案件や、リコールや災害等の現場において把握される事項であっても、それらを情報管理部署が適切に把握できるような体制整備が必要と考えられます。

なお、役員が取得した情報は社長に、従業員が取得した情報は情報管理責任者に報告させるといったように、情報取得者の報告先を違えている事例も見受けられますが、職階に応じて報告先を違えるような制度をとる場合、一元的な情報管理やスムーズな連携が妨げられることのないようにする必要があります。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問5、問8

### (1) 複数の情報管理部署を設ける事例

#### 事例52

#### 3（定義）

3.4「内部情報管理者」とは、当該内部情報に係わる総括的管理を行う者をいい、内情報の項目毎に別表1、別表2および別表3に定める者がこれにあたる。

3.5「内部情報関係者」とは、関係部門の部門責任者および関係する部署の組織職位者（委員会、プロジェクトチームの責任者を含む）をいう。ただし、経営会議、取締役会等で審議された場合は、その構成員および事務局等の出席者を含むものとする。

#### 4（内部情報管理者の職務）

4.1 内部情報管理者は、次の職務を行う。

(1) 内部情報関係者の内部情報の漏洩防止に努める。

(2) 内部情報の公表時期および方法を定める。ただし、必要ある場合は経営会議および取締役会の承認を得るものとする。公表の実施は、内部情報管理者または内部情報管理者が指示する者がこれを行う。

(3) 内部情報管理者のうち、理財本部担当経営層を東京証券取引所の定める「情報取扱責任者」に選定し、この旨を東京証券取引所に届け出るものとする。情報取扱責任者は、東京証券取引所において内部情報の公表にあたるものとする。

4.2 内部情報関係者は、その職務を円滑に遂行するため、事務局を置くことができる。

#### 5（内部情報関係者の職務）

内部情報関係者は、部門内または部内における内部情報の漏洩防止に努める。

#### 6（内部情報の管理）

6.1 内部情報の管理は、内部情報管理者がこれを行う。ただし、部門内または部内等における内部情報の管理は、内部情報関係者がこれを行う。

6.2 内部情報関係者は、業務上必要ある場合を除き、第3.5項に定める内部情報関係者以外には、内部情報を伝達してはならない。

6.3 内部情報に業務遂行上関与しない部課長が内部情報を知った場合、当該部課

長はその漏洩防止に努めなければならない。

6.4 内部情報に業務遂行上関与しない社員が内部情報を知った場合は、当該内部情報を他へ伝達してはならない。

決定情報(1)

内部情報（証券取引法に定める重要事実）	内部情報管理者	内部情報関係者	
1. 株式、転換社債 および新株引受権 付社債の発行	理財本部担当経営層	関係部門責任者 および関係する 部署の組織職位 者（委員会、プロジェクトチームの責任者を含む。）	
2. 資本の減少			
3. 株式の分割			・ 分割比 1:1.1 以上
4. 利益の配当または中間配当	総務部担当経営層		・ その1株当りの額または方法が直近の利益の配当または中間配当と異なるもので、2割以上の増減。復配・無配転落を含む。
5. 合併			
新設合併			
吸収合併			
(吸収される側)			
(吸収する側)	・ 売上高増加額 10%以上（または）資産の増加額の対総資産比 10%以上 ・ 100%子会社との合併は除く。		
6. 営業の全部または一部の譲渡または譲受け	・ 100%子会社からの営業の譲受けを除く。		
(譲渡側)		・ 売上高減少額 10%以上（または）譲渡資産の簿価の増加額の対総資産比 10%以上	
(譲受側)		・ 売上高増加額 10%以上（または）資産の増加額の対総資産比 10%以上	
7. 解散	・ 合併による解散を除く。		
8. 新製品または新技術の企業化	当該事業部の担当経営層		
	・ 新製品等を利用する事業開始年度から3事業年度の売上高の増加額が企業化決定の前年度比で 10%以上（または）企業化のための特別に支出する額が前事業年度の固定資産比 10%以上		

(以下略)



## V 情報管理に関する規定

〈事例52〉においては、重要事実の種類ごとに情報管理の責任者を設けることとされており（例えば新株発行や資本金の減少については理財担当、組織再編については総務担当、新製品又は新技術の企業化や業務提携については各事業部の担当など）、各責任者がそれぞれ内部情報の管理をすることとされています。この事例においては、売買管理の手法として許可制や届出制は採用されておらず、各責任者が情報管理を徹底することによりインサイダー取引を防止することとしているようです。もっとも、このような場合でも、特に上場会社自身が自社株式を取得する場合には、各責任者間が連携して、社内に未公表の重要事実がないことを確認した上で実行することが必要となる点に留意が必要です。

### (2) 一元的な情報管理を行う事例

#### ● 各役職員が直接情報管理責任者に報告するとする事例

#### 事例53

##### 第4条（重要事実管理）

役職員は、業務上取得した重要事実について、直ちに総務部長に報告するとともに、漏洩防止に努めなければならない。

〈事例53〉においては、役職員が業務上重要事実を知った場合には、直接、情報管理を担当する総務部長に対する報告すべき旨が定められています。

### ● 各部門の責任者を經由して情報管理責任者に報告するとする事例

#### 事例54

(情報管理者)

第5条 内部情報の社内管理、当社の株式等の売買その他の取引管理を行う為、統括情報管理責任者および社内情報管理者を置く。

2.統括情報管理責任者は業務本部担当取締役とし、社内情報管理者は、総務部長とする。

3.役職員は、内部情報が発生したとき、その内容を直ちに所管部門の長を通じて総務部長に報告しなければならない。

(部門での内部情報の管理)

第6条 部門の長は、次のことを行う。

2.総務部長と共に内部情報の社内管理全般を行う。

3.内部情報の社内外への漏洩防止の為に必要な措置を講じる。

4.内部情報が記録された書類、電磁的記録等の保管管理を厳重に行う。

5.内部情報が記録された書類、資料の作成(文書の作成、印刷等)を社外に委託する場合は、秘密保持について必要な措置を講じる。

〈事例54〉においては、業務本部担当取締役が統括情報管理責任者、その下に総務部長を情報管理者として指定されています。各役職員にそれぞれの所属部門の長を通じて重要事実が総務部長に対して報告させることにより、一元的に情報管理を行う体制とされています。

## V 情報管理に関する規定

### ● 情報管理に関する委員会を設ける事例

#### 事例55

(内部情報管理委員会)

第6条 本規程における重要事実は内部情報管理委員会が管理する。

2 重要事実が発生したときは、グループ企業の役員および従業員は、口頭・文書・Eメール等の手段を問わず、内部情報管理委員会に直ちにその情報を伝達しなければならない。

3 内部情報管理委員会は、株式会社〇〇の社長を委員長とし、株式会社〇〇の財務担当取締役、財務部門長、企画部門長、人事部門長、広報部門長および法務部門長を委員として構成する。また重要事実と直接関係するグループ企業の役員および従業員をその重要事実に関する臨時委員として構成する。臨時委員は、委員長の判断にて必要に応じて任免することができる。なお、内部情報管理委員会における重要事実に関する取扱責任者は、財務担当取締役が務めるものとする。

4 内部情報管理委員会の事務局は株式会社〇〇企画部門が担当する。

〈事例55〉においては、情報管理の最終的な責任主体として、情報管理のための特別の委員会を設けることとされています。社長を委員長とするなど、会社としてインサイダー取引の未然防止に対する取組みを重視していることを周知させる効果もあるものと思われます。また、このような会議体は一般に機動性に乏しいですが、重要事実の取扱責任者を定めることにより、緊急の事態に対応することのできる体制とすることを目指したものであると考えられます。なお、決算情報のみならず、すべての重要事実について、財務担当取締役が取扱責任者とされていますが、情報管理の責任者としてどの役職員が適切であるかについては、各社の実情に応じて決定する必要があります。

### ● 親会社において、子会社の重要事実も併せて一元的に管理する事例

#### 事例56

第4条 (総括担当部署)

会社は、インサイダー取引を未然に防止するため、次のとおり、情報開示担当役員および情報管理担当者を設置する。

(1) 情報開示担当役員

会社の重要事実を統括して管理する者をいい、情報開示担当役員 (Chief Disclosure Officer) がこれに当たる。

### (2) 情報管理担当者

会社の各部門における重要事実を管理する者をいい、各部門の統括責任者がこれに当たる。

2 上場関係会社は、インサイダー取引を未然に防止するため、別途、本規程と同様の内容を有するインサイダー取引防止に関する規程を定め、上場関係会社情報開示担当役員（以下「上場関係会社情報開示担当役員」という。ただし、会社の役員は上場関係会社情報開示担当役員になることができない。）および上場関係会社情報管理担当者を設置する。

3 関係会社（上場関係会社を除く。）は、インサイダー取引を未然に防止するため、当該関係会社における重要事実を管理する者として、情報管理担当者を設置し、代表取締役社長がこれに当たる。

4 関係会社（上場関係会社を除く。）においては、第6条第1号および第2号の「担当部門」ならびに第7条第1項の「部門」をそれぞれ「関係会社」と読み替えて適用する。

### 第5条（情報開示担当役員の職務）

情報開示担当役員は、次の業務を行う。

- (1) 会社の重要事実該当する可能性がある事実の把握
- (2) 会社の重要事実の開示の要否・時期等に関する決定および執行
- (3) 第13条第1項に規定される会社の株式等の売買等に係る申請の許否の決定
- (4) 第19条に規定される各種の指定またはその解除を行うこと
- (5) 本規程その他関連諸規程の情報管理担当者その他の〇〇グループ役職員への周知
- (6) その他会社の重要事実の管理およびインサイダー取引の未然防止のために必要と認められる事項

2 前項に掲げる業務を行うにあたり、情報開示担当役員は、その判断で適宜、弁護士等の外部の専門家に助言その他を依頼することができる。

### 第6条（情報管理担当者の職務）

情報管理担当者は、次の職務を行う。

- (1) 担当部門における会社または上場関係会社の重要事実該当する可能性がある事実の把握
- (2) 担当部門で発生した会社または上場関係会社の重要事実該当する可能性がある事実の情報開示担当役員への報告
- (3) その他会社または上場関係会社の重要事実の管理およびインサイダー取引の未然防止のために必要と認められる事項

## V 情報管理に関する規定

〈事例56〉においては、各部門長・子会社の社長から、それぞれの部門又は子会社において発生した重要事実を親会社の情報管理責任者に報告させることにより、一元的に管理することとされています。

上場会社の役職員はもちろん、当該上場会社の親会社や子会社の役職員についても、会社関係者として、インサイダー取引規制が適用されます。また、上場会社本体の情報のみならず、子会社の情報や連結ベースの決算情報についても、インサイダー取引規制上の重要事実となっています。したがって、企業グループ全体として、インサイダー取引規制に係る情報管理を行うことが重要となります。

インサイダー取引規制との関係について言えば、一般的には、企業グループ全体において、情報の取扱いルールを定め、情報の報告ルートを一元化し、企業グループ内のインサイダー情報を企業グループ全体の管理機能を有する部署に集約するとともに、後述する自社株売買の許可・届出制度を設けている場合には、当該部署においてグループ全体の許可申請・届出の処理を行うようにすることが考えられます。

しかしながら、企業グループや企業グループ内の各会社によって業務内容や社内体制などの実情が異なることもあり、上記のような情報管理体制の整備が実情に即さないものとなることも考えられます。そうした場合には、それぞれの企業グループや企業グループ内の各会社の実情に即して適切な情報管理体制を構築することが重要です。とりわけ、グループ内に上場子会社を有する場合においては、当該上場子会社の少数株主との間の利益相反の問題にも注意し、上場子会社の独立性を不当に害さないように情報管理を行う必要があります。

## 2 情報管理の方法（伝達の禁止等）

インサイダー取引を未然に防止するためには、未公表の重要事実が業務上必要のない関係先へ伝達されることを避けなくてはなりません。業務上、伝達することが必要となる場合もあります。

そうした場合、伝達する情報の中に重要事実が含まれていることを明らかにし、いつ誰にどのような方法で伝達したかを記録に残すなどの対策をとるとともに、伝達先に情報の拡散を防ぐための適切な管理と伝達先関係者のインサイダー取引に対する注意を促すことが望まれます。

なお、仮に伝達先がインサイダー取引を行ってしまった場合、（教唆犯や幫助犯が成立する場合は別として）伝達した側がインサイダー取引規制違反となるわけではありませんが、会社の情報管理のあり方について問われるなど、会社のレピュテーションに関する損害などが発生することも考えられますので、日常から適切な対応をとることが必要です。

## (1) 伝達・漏洩の禁止について

## ● 重要事実等の伝達・入手の禁止を規定する事例

## 事例57

（伝達規制）

第10条 役職員は、当社の内部情報を職務の遂行上必要と認める者以外の者に伝達してはならない。

（入手規制）

第11条 役職員は、職務の遂行上必要とする場合以外に当社の内部情報を入手しようとしてはならない。

〈事例57〉においては、情報の伝達とともに、職務遂行上の必要性なくして内部情報を入手しようとするのが禁じられています。

## 事例58

第7条（情報伝達の禁止）

役職員は、業務上取得した内部情報の伝達については次のとおりとし、所属長の許可なく、みだりに他人に伝えてはならない。

- ① 役職員同士の情報の伝達は、業務上必要な場合で、かつ業務に必要な範囲内の伝達に限られる。
- ② 弁護士、公認会計士、税理士等、外部関係者への伝達についても、役職員同士の伝達に準じるものとする。
- ③ 配偶者、家族、友人等の社外者への伝達は、厳重に禁じられる。
- ④ エレベーター、廊下等社内の共用の場所において、内部情報を話題にしてはならない。
- ⑤ 公衆の場で、内部情報を話題としてはならない。特に電車、タクシー等の乗り物、食事の席等での会話には、十分な注意を払わなくてはならない。

〈事例58〉においては、単に情報の伝達を禁じる旨のみならず、社内の共用の場所や、電車、タクシー等での会話等、より具体的に、特に注意すべき事項が定められています。

## V 情報管理に関する規定

### ● 重要事実発生前に情報管理を開始する事例

#### 事例59

##### 第5条（重要事実の管理）

職務上、〇〇の未公表の重要事実または重要事実に該当する可能性のある情報を知った役職員は、職務上必要な場合を除き、これを他の役職員またはその他の第三者に漏洩してはならない。

#### 事例60

##### 第10条（プロジェクト参加者の遵守義務）

重要事実を内容とするプロジェクトに直接関与する役職員は、重要事実の発生前においても、関連の情報を厳重に管理するとともに、業務上必要な場合を除いて、これを社内外に漏洩してはならない。

〈事例59〉〈事例60〉においては、重要事実のみならず、重要事実に該当する可能性のある情報や、今後重要事実に該当することとなる情報の漏洩も禁止されています。より早い時期からの情報管理を行うという点で、情報管理に対する慎重な姿勢がとられている事例であるといえると考えられます。

### ● 情報の重要度区分を明示して管理する事例

#### 事例61

##### （内部情報の管理）

第3条 役職員等は、会社の情報に関する管理基本規程の定めるところに従い、職務上知った内部情報を「秘（関係者限り）」として厳重に管理しなければならない。但し、特に機密性の高いものは「極秘」として、より厳重に管理しなければならない。

〈事例61〉においては、役職員が職務上知った内部情報につき、情報の重要度区分を明示して厳重に管理すべき旨を規定することとされています。一般的な文書の管理方法に関する規定を設けることにより、文書に記載された重要事実の伝達・漏洩の防止を図る具体的手段であると位置づけることができると考えられます。

## (2) 伝達の方法を定める事例

## ● 情報漏洩防止のための具体的な手続（文書の管理等）を定める事例

## 事例62

## 9.（部門の管理）

各部門長は、内部情報管理のため、次の各項に定める事項を行わなければならない。

- (1) 内部情報の社内外への漏洩防止のために必要な措置を講ずる。
- (2) 内部情報が記録された書類、電磁的記録等の保管管理を厳重に行う。
- (3) 内部情報が記載された書類、資料の作成（文書の作成、印刷等）を社外に委託する場合は、秘密保持について必要な措置を講ずる。

〈事例62〉は、重要事実の漏洩の防止のための具体的な情報管理の方法を定める事例です。

## ● 情報伝達の日時・相手先・内容・媒体等の記録について定める事例

## 事例63

## （書類の管理等）

第15条 役職員間と「情報開示・内部者取引管理統括責任者」との間で、重要情報の伝達等のやりとりが行われた場合には、その旨と日時を記載した書類を作成し、情報伝達者と受領者双方の署名（自署）を付すものとする。書類を作成した場合には遅滞なくその日付について、第6条3項のあらかじめ定められた監査役の確認（自署）をうけるものとする。

2. 「情報開示・内部者取引管理統括責任者」は、重要情報を記載した書類、資料等が関係者以外の者の目に触れないように、十分な管理を行わなければならない。

3. 役職員、部門長は、自ら関与した重要情報を記載した書類、資料等を自ら保管せず、「情報開示・内部者取引管理統括責任者」の保管に委ねるものとする。

4. 本条第1項、3項の書類は、情報開示後5年間当社内に保管する。

〈事例63〉においては、情報管理の一環として、重要事実の伝達の日時・相手先・内容・媒体等の記録方法が具体的に規定されています。これらを記録することにより、不必要な者に重要事実が伝達されることを防ぎ、重要事実を知る者の範囲を明確化することと



## V 情報管理に関する規定

なると考えられます。なお、〈事例63〉においては、重要事実の伝達のみならず、自社株式の売買の許可等にも上記規定が準用されており、記録することとされています。

また、〈事例63〉においては、伝達の記録について監査役の確認を受けることとされていますが、これは、従業員数が100名未満の比較的小規模の会社の事例であるため可能なことと考えられ、会社の組織・業務体制などを踏まえて制度設計がなされたものと思われる。

なお、書類の保管期間が5年間とされているのは、インサイダー取引規制の公訴時効が5年とされていること（刑事訴訟法第250条第2項第5号参照）を参考にしたものと考えられます（なお、課徴金の除斥期間は、インサイダー取引が行われた日から5年とされています（法第178条第26項、第27項）。）。

### 事例64

#### 第10条（インサイダー情報の管理および管理方法）

1. 当社の役員等は、業務上取得したインサイダー情報を本規程に定めるところに従い、厳重に管理し機密保持に努めなければならない。
2. インサイダー情報が発生した場合、担当者は、「インサイダー情報管理台帳」の「1.情報の種類」「2.情報の内容」欄を記入し、部室長等は同台帳の「3.情報の伝達先」欄を記入し、直ちに情報管理責任者に提出する。  
なお、上記1.および2.を記入する担当者は、チーフマネージャー以上の職位者とする。
3. 管理部門は、受領した「インサイダー情報管理台帳」の「4.対処の方法」欄を記入し、当該インサイダー情報が公表された場合には、「5.公表・解除の決定」欄にその旨を記入する。
4. 「インサイダー情報管理台帳」はインサイダー情報が公表された後、5年間保存する。但し、当該インサイダー情報に関し、告訴又は告発があったときは、当該告訴又は告発に係わる判決が確定するまで保存期間を延長する。

〈事例64〉においても、重要事実の伝達に際し、情報伝達の日時・相手先・内容の記録を行うこととされています。

### (3) 他社の情報の情報管理について

自社の役職員が、取引先など他の上場会社の内部情報の伝達を受けるとは思われますが、自社の役職員が他の上場会社の未公表の重要事実を知って当該上場会社の株式等の取引を行うことによりインサイダー取引が成立した場合にも、自社のレピュテーションが毀損されることが想定されます。そのため、自社の役職員が他社の内部情報を知った場合における情報管理について規定する事例も見受けられます。

## ● 他社の情報の伝達を禁ずる事例

## 事例65

## 20. 他社又は他社の子会社の重要事実の伝達の禁止

役社員は、他社又は他社の子会社の未公表の重要事実又は重要事実に該当する可能性のある事実を知ったときは、その職務上必要な場合を除き、これを他の役社員その他の第三者に伝達又は漏洩してはならない。

〈事例65〉においては、役職員が他社の重要事実を知った場合に、他の役職員や第三者に対する伝達等を禁止することとされています。このように、他社の重要事実についても、インサイダー取引を誘発しないよう、適切に情報管理を行う必要があると考えられます。他方、情報管理責任者等への報告義務を課すなどの一元的な情報管理を行うことまではされていません。

## ● 他社の情報について一元的に管理する事例

## 事例66

## 第22条（インサイダー情報を知った場合の措置）

当社の社員が、当社と契約を締結している上場会社のインサイダー情報をその契約締結又は履行によって知ったときは、文書によりGM等に申告しなければならない。

2.GM等は、当該文書を管理し、業務の遂行のため必要と思われる場合は、文書により社長室GMに送付する。

3.GM等は、業務の遂行のため必要と認める場合は、当該業務に関係のある者にそのインサイダー情報を伝達する。

4.第1項により、他社のインサイダー情報を知った社員は、そのインサイダー情報をGM等以外の者に伝達してはならない。

5.GM等は、インサイダー情報の社内外への漏洩防止に必要な措置をするものとする。

〈事例66〉においては、他社の情報を知った場合に、情報管理責任者に対して文書により報告させることにより、一元的に管理することとされています。なお、第3項において「インサイダー情報」の伝達に関する規定が設けられていますが、運用上は、他社の「イン

## V 情報管理に関する規定

サイダー情報」の伝達された範囲を正確に把握するため、文書により伝達を行うことも考えられます。

近時、他社の情報に基づくインサイダー取引が摘発される事例も見られますが、他社の情報についても一元的な情報管理の対象とすることにより、このようなインサイダー取引を防止することができる場合もあるものと思われる。

### 事例67

(取引先重要情報の報告等)

第11条 グループ会社の役職員等は、職務上、取引先の未公表の重要情報または重要情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、「取引先重要情報管理票」(N-0020)により自己の所属する部署のインサイダー情報管理担当者に報告する。また、役員が知ったときは、直接、インサイダー情報管理責任者に報告することができる。

2 インサイダー情報管理担当者は、取引先の重要情報または重要情報に該当する可能性のある情報を知ったときまたは報告を受けたときは、直ちに当該情報の内容および関係する役職員等の氏名等を「取引先重要情報管理票」(N-0020)によりインサイダー情報管理責任者に報告する。

3 インサイダー情報管理責任者は、前項の情報が重要情報に該当するか否かおよび今後の管理の留意点等を決定のうえ、必要がある場合には関係する部署のインサイダー情報管理担当者等に対して当該情報の管理に関する指示を行うものとする。

4 インサイダー情報管理担当者が前項の情報の公表等を知った場合は、前項の「取引先重要情報管理票」(N-0020)の解除欄を記入しインサイダー情報管理責任者に報告するものとする。また、インサイダー情報管理責任者は前項の重要情報が解除されたことを知った場合は関係者に連絡するものとする。

〈事例67〉においても、他社の重要事実及び重要情報に該当する可能性のある情報を一元的に管理することとされています。〈事例67〉は、銀行業を営む会社の事例ですが、このような業務上他社の内部情報を日常的に取り扱う会社においては、他社の情報を自社の内部情報と同様に、一元的に管理する必要性が高い場合があるものと考えられます。

## 3 契約の締結と情報管理

外部委託先や代理人など、上場会社等と契約を締結している者又は締結交渉中の者(法人の場合、その役職員等を含みます。)は会社関係者に該当しますが、上場会社としては、これらの者に対して契約の締結・交渉又は履行に関して情報を伝達することが必要となる

場合もあります。

この場合、伝達先におけるインサイダー取引を誘発したり、それによる自社の情報管理のあり方を問われないように、上場会社としては、相手方に対して、伝達した情報を適切に管理することを求めるべきと考えられます。

### ● 契約締結先に対して適切な情報管理をさせるとする事例

#### 事例68

(契約者に対する内部情報の管理)

第5条 役員及び従業員等は、他との契約の締結又はその履行に際し、内部情報を開示せざるを得ないときは、当該相手方に対し、適切な情報管理方法を指示するほか、第三者への漏洩防止を義務付けなければならない。

### ● 契約締結先と秘密保持契約を締結するとする事例

#### 事例69

(内部情報書類等作成の社外委託)

第8条 内部情報が記載された書類等の作成・印刷・複写等を外部に発注委託する場合は、秘密保持契約を締結する等、秘密保持について必要な措置を講じる。

## 4 公表の時期・方法

インサイダー取引の防止の観点からは、重要事実の公表が迅速になされることが重要です。インサイダー取引規制における重要事実の公表の方法としては、金融商品取引所の適時開示制度に基づき上場会社がTDnet（適時開示情報伝達システム）を利用して報道機関に情報開示を行うと同時に、その情報を「適時開示情報閲覧サービス」に掲載する方法が実務上広く用いられています。

もともと、重要事実が発生したからといって、直ちに適時開示義務が発生するわけではなく、また、発生後直ちに開示することが必ずしも適切であるとはいえない場合もあります。

インサイダー取引規制における決定事実についていえば、ある事実が未成熟・不確実な段階であっても、実質的に社内で方向性が決定されていれば、重要事実が発生していると

## V 情報管理に関する規定

解釈される場合があります。これに対し、適時開示については、適時開示事項についての決定・発生の段階で迅速に行うことが求められます。ただし、未成熟・不確実な情報を開示することによってかえって投資者を誤導することとなるような場合には、その段階では適時開示を行うに及ばないケースも考えられます。

このように、適時開示義務の発生時期とインサイダー取引規制上の重要事実の発生時期とは、それぞれの規制目的に応じて明確に区別して考えるべきであり、情報管理の実務上は、後者は前者よりも相当に早い段階に到来すると考えておいた方がよいと考えられます。（業務執行決定機関が適時開示事項の決定をした場合やその発生を認識した場合には、直ちに適時開示を行うことが義務付けられており、適時開示義務の発生時期を不当に遅く捉えることがあってはならないことはいまでもありません。）

### ● 取締役会で決定するとする事例

#### 事例70

（公表の決定）

第11条 内部情報は、この章の規定に基づき遅滞なく公表するものとし、具体的な内容及び時期は情報取扱責任者が起案し、取締役会で決定する。ただし、緊急の場合は代表取締役がこれを決定することができる。

〈事例70〉においては、原則として、取締役会が公表の時期等を決定することとされていますが、緊急の場合には代表取締役が決定することとされています。会議体を公表の判断の主体とする場合には、迅速に適時開示を行うためには、当該会議が相当頻繁に開催される必要があると考えられます。そのため、特に発生事実など、緊急に適時開示を行うべき事項に関する公表について、代表取締役による決定がなされることが想定されているものと考えられます。

## ● 代表取締役が決定するとする事例

## 事例71

(重要事実の公表)

第11条 重要事実の公表は、第3条8号に規定する手段により遅滞なく行うものとする。

2 実際の公表については、代表取締役及び経営企画部担当役員の判断、指示によるものとする。

3 経営企画部は、重要事実の公表が完了した後、速やかにその旨をインサイダー取引管理責任者に通知するとともに、イントラネットへの掲載等の手段で職務上関係あるグループ会社役職員及び部署に公表が完了したことを伝達する。

〈事例71〉においては、代表取締役及び担当役員の判断により公表を行うこととされています。

## ● 専門部署で決定するとする事例

## 事例72

第9条 (重要事実の公表)

当社の重要事実はできる限り速やかに公表するものとし、その要否、時期、方法、担当者については、情報管理責任者が決定するものとする。

〈事例72〉においては、公表の要否、時期、方法、担当者についての判断を情報管理責任者に委ねることとされています。公表の要否等に関する判断は技術的・専門的判断事項であると考えられることから、専門の担当者に判断を委ねることにより、迅速な開示を目指したものと考えられます。

## V 情報管理に関する規定

- 専門部署が決定するとしつつ、他部署が公表する場合には専門部署の許可を要とする事例

### 事例73

(内部情報の公表)

第13条 当社及び関係会社に関する内部情報の公表は、金融商品取引法及び関連法令並びに証券取引所（または日本証券業協会）の定める諸規則に従い、経営企画部長が行うものとする。

2 経営企画部長以外の役職員が公表する場合には、定められた手続きに従い、経営企画部長の事前の許可を得て行うものとする。

〈事例73〉においては、専門部署による公表を原則としつつ、それ以外の役職員が公表を行う場合でも、当該専門部署の許可を要することとして、専門部署が公表のタイミングを管理することができるようにされています。

- 専門部署と協議のうえ他部署が公表とする事例

### 事例74

第9条 (インサイダー情報の公開)

- 1 インサイダー情報は適時、適切に公開するものとする。
- 2 報道機関に対するインサイダー情報の公開は、広報・IR室を通じて行うものとする。
- 3 部門長、事業部長、職制部長は、インサイダー情報の公開を必要と認めるときは、広報・IR室長と協議の上、所定の社内手続きを経て公開するものとする。

〈事例74〉においては、専門部署との協議を要するものの、重要事実の発生する事業部門の長が主体となって公表を行う旨規定されています。

## ● 子会社の重要事実の公表につき明示的に規定する事例

## 事例75

## 第7条（情報の公開）

当社の重要事実の公表は、決定事実、法令及び規程に基づく決定後できる限り早期に、発生事実は、その発生後できる限り早期に行うこととする。

- ② 重要事実の公表は、原則として本社総務部が行う。ただし、重要事実の内容により、所管部が本社総務部と協議を行い、その協議に基づき公表を行うことができる。

## 第8条（子会社の重要事実の公開）

子会社の重要事実は、当社において公開する。

- ② 子会社に重要事実が生じたときは、子会社の社長は当社所管部に重要事実の発生及びその内容を報告し、その公表について協議しなければならない。

〈事例75〉においては、子会社に係る重要事実の公表は、親会社において行う旨明示的に規定されています。子会社が上場会社である場合は別として、子会社に係る重要事実の公表は親会社において行うのが一般的であると考えられます。

## 5 適時開示等に関する規定

前述のとおり、インサイダー取引規制における重要事実の公表の方法としては、金融商品取引所の適時開示制度に基づき上場会社がTDnet（適時開示情報伝達システム）を利用して報道機関に情報開示を行うと同時に、その情報を「適時開示情報閲覧サービス」に掲載する方法が実務上広く用いられています。

一般に、重要事実発生後、公表（開示）されるまでの期間が短いほど、インサイダー取引が行われるおそれは少なくなります。金融商品取引所では、TDnetを利用して開示を行うことにより、会社情報を広範な投資者に公平、迅速に伝達することが可能であること、また、そもそも上場会社は適時開示義務を果たす必要があること等に鑑み、重要事実の公表に際しては、TDnetを利用する方法を用いることとしています。これに加え、広く周知を図る観点から、他の方法を併用することも望ましい対応と考えられます。

このように、適時開示はインサイダー取引の未然防止の観点からも重要な意義を有するものであるため、別途適時開示に関する社内規程を設けている上場会社であっても、内部者取引防止規程上において重ねてその意義を明らかにする規定を設ける事例も見受けられます。



## V 情報管理に関する規定

### ● 適時開示に関する規定を設ける事例

#### 事例76

##### 17. 東京証券取引所の定める情報の開示

重要事実以外で、東京証券取引所が同所規則において開示を義務付ける当社又は当社の子会社の情報についても、本章の定めを準用し、適時開示を行うものとする。

〈事例76〉においては、重要事実以外の情報であっても、適時開示が必要な情報等については、適時開示を行う必要がある旨が規定されています。

### ● 原則的な公表方法として適時開示を明記する事例

#### 事例77

##### (情報の公表)

第13条 重要事実の公表はでき得る限り早期に行うことを原則とする。

2 所管部及び総務・法務グループは協議のうえ、総務・法務グループ担当役員が重要事実の公表時期を決定する。ただし緊急の場合は、代表取締役がこれを決定することができるものとする。

3 重要事実の公表にあたっては、当社が国内において上場している各証券取引所に報告を行い、資料を提出するものとする。

〈事例77〉においては、適時開示制度と内部者取引規制における公表を一体的に捉え、原則的な公表の方法を適時開示とすることが定められており、適時開示の必要性を意識した規定が設けられています。

## 事例78

(適時開示の意義)

第8条 当社が発行する株券等について、取引の適正ならびに公正な価格形成を確保するためには、当社において発生した重要情報が速やかに、かつすべての投資者に対して平等に開示されることがもっとも基本的な条件であり、そうした条件を実現することは公開株式会社としての当社のもっとも基本的な債務であることを強く認識する。

2 重要情報の適時開示は、まずは証券取引所に通告されることで機動的な市場管理に資するところにその重要な意義が存することを確認する。報道機関等に対する公表は証券取引所に対する通告と同時期ないし通告の直後とする。

〈事例78〉においては、取引の適正・公正な価格形成の確保のために、上場会社による適時開示が重要であるという認識が明記された上で、公表は適時開示によることが大原則であり、報道機関への公開よりも優先する旨が規定されています。

## 6 取材への対応

上場会社としては、IRの一環としてマスコミ等からの取材に応じる必要がある場合があるものと思われませんが、インサイダー取引規程において、このようなマスコミ等からの取材に対応する窓口を定める事例も見受けられます。

取材に応じるにあたっては、公表済みの事実に関するものであれば、インサイダー取引の未然防止の観点からは特に問題はないと考えられますが、未公表の重要事実が社外に伝達されることのないよう注意する必要があります。そのためには、前提として、取材に対応する者が取材の対象たる事実が重要事実該当するか否かについて正確な認識を有している必要があると考えられることから、情報を一元的に管理する情報管理責任者が取材に対応するか、別の者が取材に対応する場合には、情報管理責任者と認識を共有した上で取材に対応することが望ましいでしょう。

## V 情報管理に関する規定

### ● 専門部署が対応するとする事例

#### 事例79

(新聞記者等の取材)

第13条 内部情報に関する新聞記者等の取材は、原則として広報担当が受けるものとする。ただし、必要と認められる場合は、広報担当の了解を得て取材を受けることができるものとする。

#### 事例80

(新聞記者等の取材)

第11条 重要事実に関する新聞記者等の取材は、原則として開示担当責任者である総務部長が受けるものとする。但し、総務部長の指示によりその他の者が取材を受けることができる。

2 前項の取材を受けた者は、記者等との取材を受けた後、直ちに取材の内容および応答の顛末を、総務部長に報告しなければならない。

〈事例79〉〈事例80〉においては、原則として情報管理担当部署が取材を受け、別の者が取材を受ける場合には、情報管理担当部署の指示に基づいて取材を受けることとされています。また、〈事例80〉においては、事後に取材の内容及び応答について情報管理担当部署に報告することとされており、重要事実に関する情報の伝達等の状況が情報管理担当部署において一元的に管理される仕組みとされています。

### ● 代表取締役又は専門部署が対応するとする事例

#### 事例81

(新聞記者等の取材への対応)

第11条 インサイダー情報に関する新聞記者等の取材に対しては、代表取締役又は情報開示担当役員が対応する。

〈事例81〉においては、代表取締役又は情報開示担当役員が取材を受けることとされています。いずれが取材を受けるにせよ、重要事実に関連する情報が伝達されることのない

よう、取材を受ける者と情報管理責任者との間で、重要事実の存否及び内容に関する認識を共有しておく必要があります。

## 1 インサイダー取引の禁止

インサイダー取引については、法令上も禁止規定が存在していますが、多くの事例では、別途内部者取引防止規程上にも自社株式（及び他社株式）の売買に関してのインサイダー取引の禁止規定が設けられています。

但し、このような禁止規定を設けるだけでは、役職員が具体的に何に気をつけ、何をしなければならないのかが明らかではないため、意図的ではないインサイダー取引を防止するためには、より具体的に判りやすく方法や手続を示すことが重要です。

### ● 重要事実を知っている状態での取引を一般的に禁止する事例

#### 事例82

（売買の禁止）

第9条 役職員が重要事実を知った場合は、その内容が公表されるまで、当社の株券等の売買をしてはならない。

〈事例82〉は、役職員が自社株式の売買を禁止される場合を、職務に関して重要事実を知った場合に限定せず、原則として売買が禁止される場合を広く規定することにより、情報受領者としての売買の禁止を含めて禁止することとしています。法令上は、インサイダー取引規制の対象は第一次情報受領者に限られ、第二次情報受領者は処罰の対象となりませんが（但し、第一次情報受領者に該当し得る範囲は実質的に判断され、重要事実の伝達を受けた者が道具や傀儡に過ぎないと解される場合には、その者からさらに重要事実の伝達を受けた者が第一次情報受領者に該当すると判断されることもあり得ます。）、〈事例82〉においては、第二次以降の情報受領者として重要事実を知った場合についても、自社株式の売買が禁止されています。

## VI 売買管理に関する規定

- 会社関係者等としての売買の禁止を、「職務に関して」知った場合に限定し、別途情報受領者としての売買の禁止を規定する事例

### 事例83

(内部者取引未然防止の意義)

第13条 内部者取引は、自らの見識や才覚、努力に基づかない情報面での優越的地位ないし情報格差を利用して投資判断を形成することが、株券等の真実価値をめぐる評価の集積によって形成されなければならない市場価格を歪めるところから、反公益的な行為とされる。株券等の発行会社は、情報開示を適切に行うことで、投資家による会社情報へのアクセスの平等を確保すべき責任を市場に対して負っている者として、自らの責任が果たせないことに基づく情報格差を利用して、自らの役職員が内部者取引を行うことを厳重に禁止すべき責務を証券市場に対して負っている。当社は、単に社内から犯罪者をださないという見地ではなく、このような発行会社としての証券市場に対する責務を履行するという見地に立って、本規程を誠実に遵守する。

2.本規程は、当社株券等にかかる公正な価格形成確保の見地から、当社役職員等以外の者(注8)による内部者取引についても規定する。

3.本規程は、他社株券等の公正な価格形成に貢献することで、広く証券市場の健全性確保に資するとの見地から、当社役職員により職務に関連してなされる他社株券等にかかる内部者取引について規定する(注9)。

4.本規程は、第3項の趣旨に鑑み、役職員がその職務との関連性とは関係なく一市民として他社株券等にかかる内部者取引を行ってはならないことに留意する(注10)。

(中略)

(他社情報にかかる取引の禁止等)

第24条 役職員は、その職務ないし立場に基づいて、他社が発行する株券等にかかる重要情報ないし重要情報となる蓋然性、可能性の高い情報に接した場合には、その名義の如何にかかわらず、当該他社の株券等について内部者取引を行ってはならず、また内部者取引を行っていると疑われるような取引を行ってはならない(注19)。

2.役職員がその職務ないし立場に基づかないで、他社が発行する株券等にかかる重要情報ないし重要情報となる蓋然性、可能性の高い情報に接した場合には、その名義の如何にかかわらず、当該他社の株券等について内部者取引を行ってはならず、また内部者取引を行っていると疑われるような取引を行ってはならない(注20)(注21)。

(注8) 子会社、関係会社、契約の相手方が中心となる。第23条参照。

(注9) 第24条1項参照

(注10) 第24条2項参照

(中略)

(注19) 本項は、第23条と裏腹の関係に立つものであり、たとえば契約締結時に当社の重要情報について、相手方の役職員に対して注意を喚起する以上、逆に相手方の重要情報について、当社役職員による内部者取引が起これないように注意することは当然の対応である。

(注20) 本項は、当社役職員が一市民として内部者取引を行ってはならないことを規定する。第1項が当社として重大な責任を果たす問題であるのに対し、本項は必ずしも当社の責任が直接的に問われる問題ではないが、当社の教育、研修活動が十分であればこうした問題は起こりにくくなるという意味において、当社としても関心を有すべき問題といえる。ただし第1項に該当するか第2項に該当するかの判断が微妙な場合もありうるため、独自の判断を下すことのないよう注意を要する。

(注21) 現行法令は、情報受領者による内部者取引については第一次情報受領者によるもののみを禁止しているが第二次、第三次であっても証券市場に対する阻害性は同じであるから、本規程では情報受領者の限定を行わない。この問題については、法令解釈によりその適用がかなり拡張される可能性も大きいため、はじめから本規程によって理解しておくことが望ましい。

〈事例83〉においては、重要事実を「職務に関して」知った場合の取引のみならず、職務とは関係なく重要事実を知った場合の取引も禁止されることが明示されています。従業員が職務とは関係なく、情報受領者として重要事実を知ってインサイダー取引を行った場合であっても、会社のレピュテーションに対するダメージは大きいことから、内部者取引防止規程上も、このような取引が禁止される旨を明示しておくことは有益であると考えられます。

## 2 取引に関する許可制・届出制等

自社の役職員による自社株式等の売買管理制度としては、いわゆる許可制や事前届出制などを設ける例が多く見られます。また、会社が役職員による自社株式の売買動向の事後的な把握のみを目的として、売買の実行後にその状況を役職員に把握させる「事後届出制」が用いられる例もあります。

このような、自社役職員による自社株式等の売買管理制度を設けることは法令によって直接要求されているわけではなく、これらを設けるか否か、設けるとしてどのような内容とするかについては、各社の判断に委ねられています。しかしながら、自社の役職員が法令の理解不足等に起因して不注意によりインサイダー取引規制に違反することを未然に防止するという観点からは、許可制や事前届出制には有用性が認められますので、各会社の実情に応じて、これらの制度を設けることの可否を検討することが望まれます。

ただし、許可制や事前届出制については、自社役職員が自主的に許可申請・事前届出を行って初めて有効に機能する制度ですので、意図的なインサイダー取引規制違反に対する未然防止効果には限界がある点に留意する必要があります。インサイダー取引の未然防止という見地からは、会社の役職員に対してインサイダー取引規制の内容を正確に理解させるとともに、仮にこれに違反した場合には当該役職員自身や会社等に重大な不利益が生じることが十分に自覚させることが重要であり、許可制や事前届出制はこれを補完するものにすぎません。したがって、許可制や事前届出制を設ける場合であっても、これらの制度は法令の理解不足等に起因して不注意によりインサイダー取引規制に違反することの未然防止を図るものに過ぎないという限界を踏まえた上で、当該制度の内容がこのような機能・目的との関係において過剰な制約を自社の役職員に課すものとなっていないかどうか、十分にご検討ください。

特に、許可制を設ける場合においては、売買を許可するか否かの判断を行うに際して、過度に保守的な運用を行うことや、役職員による株式売買を不当に萎縮させることがないように十分ご注意ください。本来は、役職員には財産形成の自由があり、法令に違反しない限りにおいては株式の売買を自由に行うことができるということが原則であり、会社が、法令違反がない場合においても役職員による株式売買を制限することが認められるのは、当該会社の業務の内容、当該役職員の地位・職務内容等の個別具体的な事情に基づく制限を課す必要性の程度、売買が制限される株式の銘柄・期間・対象者、許可申請の手的負担等がその必要性に応じた相当な範囲に限定されているか否か等を総合的に勘案し、合理性が認められる場合に限られると考えられます<sup>13</sup>。

なお、特に許可制は、コンプライアンス担当者等が売買の許否を判断する制度であるため、これらの担当者等が社内におけるインサイダー情報の発生状況を適時適切に把握する

13 就業規則の不利益変更についての合理性の要件（労働契約法第10条参照）に関する判例法理が参考となります。



体制が整備されていることが必要となります。この点に関して、重要事実に関する情報が事前届出を処理するコンプライアンス担当者に対して伝達される制度となっていない事例が見られます。また、コンプライアンス担当者等が一元的に許可申請や事前届出を処理するのではなく、役職員の職階等により許可申請や事前届出の窓口を違える制度としている事例も見られます。このような事例で、インサイダー情報をコンプライアンス担当者等が一元的に管理することとしている場合には、当該コンプライアンス担当者等とこれらの窓口の間で連携をとって許可申請や事前届出を処理するなど、売買管理体制と情報管理体制との整合性を図る必要があります。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問14

### ● 許可制・届出制を採用する事例

#### 事例84

##### 第8条（事前審査）

1. 役員および審査対象社員は、当社および〇〇株券等の売買等を行うときは、別紙5「株券等の取引申請書」（以下、「申請書」という。）を取引予定日の1週間前までに、自己が知る情報のうち、インサイダー情報に該当する可能性があると思われる情報を開示したうえで、総務部に審査を依頼しなければならない。
2. 総務部は、前項により開示された情報に基づいて審査を行い、取引の可否その他必要と判断する意見を述べるものとし、管掌役員による決裁を得て、申請書の写しを送付することにより、取引の可否その他の審査結果を審査依頼者に通知するものとする。
3. 前項による審査の結果、条件付で取引可との審査結果を通知された役員または社員は、当該条件に従って、条件付で取引可とされた当社および〇〇株券等の売買等を行わなければならない。
4. 第2項による審査の結果、取引不可との審査結果を通知された役員または社員は、不可の理由とされた事項が解消した後においても、再度、本条に基づく審査を経ることなく、取引不可とされた当社および〇〇株券等の売買等をしてはならない。

〈事例84〉は、役職員が自社株式の売買等を行う場合には事前に担当部門に審査を依頼し、許可を得た場合に、自社株式の売買を行う事ができるとする事例です。許可に際しては、条件を付す場合もあることとされています。

## VI 売買管理に関する規定

### 事例85

#### 19.届出

- (1) 役社員は、当社の株券等の売買等を行う場合、3営業日前までに所定の書式により情報管理統括責任者に届け出るものとする。
- (2) 情報管理統括責任者は、前項の届出があった場合、当社又は当社の子会社の重要事実の有無を確認し、当社又は当社の子会社に重要事実が生じていると判断したときは、当該重要事実が公表されるまでの間、当該売買等の中止を求めることができる。
- (3) 前項で中止を求められた役社員は、これに従うとともに中止を求められた事実を他の役社員その他の第三者に開示又は漏洩してはならない。

〈事例85〉においては、役職員は原則として、事前に届け出れば自社株式の売買ができるものの、自社又は子会社に重要事実が存する場合には、情報管理統括責任者が売買を中止させることができることとしています。

## ● 許可制・届出制と事後届出制を併用する事例

## 事例86

(売買の事前協議)

第15条 役職員が、自社株等の売買を行う場合には、事前に所属長の承認を受けた所定の「自社特定有価証券売買申請書」を管理本部長に提出し許可を受けなければならない。

- (1) 売買の種類および数量
- (2) 売買を行う時期
- (3) 売買の用途
- (4) 所属する部署名および役職名
- (5) 氏名
- (6) 担当部門において重要事実を知っているか否か
- (7) 担当部門以外において重要事実を知っているか否か

2.管理本部長は、申請された内容について重要事実が存在すると認められる場合は、売買等を差し止めることができる。

3.申請者は、自社の株式等について売買等を行った場合は、速やかに所定の「自社特定有価証券売買報告書」を管理本部長に提出しなければならない。

〈事例86〉は、役職員が自社株式の売買等を行う場合には事前に担当部門の許可を受けする必要があり、重要事実が存在する場合には、自社株式の売買を差し止めることができるとするとともに、取引を行った後、その内容について事後届出をさせる事例です。このように会社が事後的に取引の実行状況について把握することができる体制としておくことは、内部者取引防止規程の実効性を確保する上で有用であると考えられます。

## VI 売買管理に関する規定

### 事例87

(当社株式の売買)

第12条 役職員は、原則として自己のために当社の株式等を売買する際には慎重に対応し、事前に内部情報管理責任者にその適否について所定の様式により申請し、その確認を行ったうえでおこなわなければならない。

(売買報告)

第13条 役職員は、自社株式の売買取引を行ったときは、ただちにその内容を内部情報管理責任者に報告しなければならない。

2.内部情報管理責任者は、役員が自社株式の売買取引を行ったときには、遅滞なくその内容及び過去6ヶ月以内における当該株式等の売買取引の有無について確認するものとする。

〈事例87〉においては、役職員による自社株式の売買については、内部情報管理責任者に対して事前に申請させるとともに、事後の報告をも求めることとされています。このように会社が事後的に取引の実行状況について把握することができる体制としておくことは、内部者取引防止規程の実効性を確保する上で有用であると考えられます。

## ● 一部の役職員について許可制・届出制を採用する事例

## 事例88

(役員等による当社の株券等の売買等の禁止)

第17条 役員、顧問および相談役は原則として、その在任期間中、当社の株券等の売買等を行うことができない。ただし、当社の役員持株会を通じた当社の株券等の取得については本項の適用を受けない。

2.前項の定めにもかかわらず、止むを得ない事情により、当社の株券等の売買等を行おうとする場合には、役員、顧問および相談役は、売買等の実施予定日の5日前までに、別紙の書式にて情報管理責任者に届出、許可を得なければならない。  
(役員等の売買等の届出・許可)

第18条 前条第2項による届出があった場合、情報管理責任者は、届出内容に疑義があるときには届出者に疑問点を質し、意見を述べることができ、かつ、万一当社に重要事実が生じているもしくは公開買付情報があると判断したときは、それらの公表日の翌日までの間、当該売買等の中止を求めることができる。

2.前項で中止を求められた届出者は、これに従うものとし、中止を求められた事実を他の役職員その他の第三者に漏らしてはならない。

(読替規定)

第19条 第17条および第18条における届出者が情報管理責任者本人の場合、情報管理責任者を社長と読み替える。

〈事例88〉においては、自社株式の売買を行う場合には事前の届出・許可を得るべきこととされているものの、その対象は、役員、顧問及び相談役にのみに限定されています。

自社株売買の手続として許可制・届出制のいずれの方式を採用する場合であっても、その実効性が確保されなくては意味がありません。しかし、一方では過度な規制にならないような配慮も必要です。上場会社においては、これらのバランスをよく勘案した社内ルールとなるよう、組織の規模や業態等を踏まえて規制の対象範囲を定めることが求められます。

ただし、規制の範囲を役員のみ限定するような場合は、現場が先に重要事実に接するようなケースにおいて、重要事実に接した従業員等が管理対象とならず、適切な管理を行うことができなくなるおそれもあり得るため、リスクの所在に応じてもう一段の管理対象の範囲を拡大することも考えられます。

なお、〈事例88〉とは逆に、一般の従業員については厳格な管理を行い、他方、会社における職階が上位である役員等についてはそれよりも寛容な管理で済ませている事例が見受けられますが、金融商品取引法上、役員も従業員と等しくインサイダー取引規制の対象

## VI 売買管理に関する規定

とされており、情報管理責任者との関係において、会社における職階上の区別を持ち込む理由はないと考えられます。むしろ、通常、役員等のほうが、一般の従業員よりも重要事実に接する機会が多いと考えられることや、役員等によるインサイダー取引の方が従業員によるそれよりも会社のレピュテーションに対する損害は大きいことからすれば、役員等による売買について、一般の従業員と同等か、より厳格な管理をする必要があるといえるでしょう。

また、〈事例88〉においては、自社株の売買の中止を求められた場合、その事実を第三者に漏らしてはならないこととされています。許可制を採用する場合の難点として、不許可の場合、重要事実が存在することを申請者に知らしめる結果となる点が挙げられますが、このような不都合に対応する事例として参考になると考えられます。

### 事例89

(売買の事前協議)

第9条 役員、執行役員、職能等級2級以上の社員および業務上重要事実を知得しうる立場にあるその他の役職員、連結子会社の役員および業務上重要事実を知得しうる立場にあるその他の役職員が、当社の株式等、上場連結子会社等の株式等の売買等を行う場合には、取引開始の1週間前までに別紙1に定める様式により届出書を事前に総務部長に届出なければならない。

2.前項の届出があった場合、総務部長は関係先と協議し、その結果、この規則上問題がある場合は取引開始までに届出者に対し売買中止を求めるものとする。

〈事例89〉は、一定の地位にある役職員が自社株式の売買等を行う場合には、事前に届出をしなければならないとしています。インサイダー取引防止のためにはすべての役職員に事前の届出をさせて売買の状況を把握することが望ましいという考え方もあり得ますが、〈事例89〉は、従業員数が1万人以上の会社の事例であり、届出があった場合、総務部長が関係先と協議して問題の有無を判断するという制度を機能させるために、あえて対象を一部の役職員に限定しているものと考えられます。

## 事例90

(管理職、特定職員の売買等の規制)

第8条 職員は、次の部門に所属している場合およびその部門から異動後1年以内は第7条の規定にかかわらず当社の株式等の売買等をする場合には、事前に総務部長に届出て許可を得なければならない。

- イ 秘書
- ロ 総務部(管材を除く)
- ハ 経理部
- ニ 人事部(警備、従業員食堂、高等職業訓練校教育を除く)
- ホ 企画室
- ヘ 開発部
- ト 技術部設備課(変電室、保全・据付、工具室、本館地下機械室を除く)
- チ 情報システム室
- リ 新事業推進事業部

2.管理職および顧問は、第7条および前項の規定にかかわらず当社の株式等の売買等をする場合には、事前に総務部長に届け出て許可を得なければならない。

〈事例90〉は、一定の地位にある従業員による自社株式の売買等について事前の許可を必要とすることとしています。〈事例88〉や〈事例89〉とは異なり、部門ごとにその対象とするか否かを決することとしています。特定の部門に所属している従業員が典型的に重要事実に接する機会が多いという実態があるものと思われ、そのような実態に即した制度設計としているものと思われます。また、特定の部門に所属している従業員に加え、当該特定の部門から異動後1年以内の従業員をも売買管理の対象としています。従業員が当該特定の部門から異動した後も、未公表の重要事実を有したままである場合が想定されるためであると考えられます。

## VI 売買管理に関する規定

### ● 許可の有効期間を定める事例

#### 事例91

(取引の一元管理)

第19条 役職員は、自己の計算において当社の株券等の取引を行おうとする場合には(注18)、「情報開示・内部者取引管理統括責任者」に対し重要情報の有無を確認し、「情報開示・内部者取引管理統括責任者」の承認を得てから行わなければならない。

承認手続きについては、制定書類である「株券等の売買届出書」で持って、売買を希望する日の2営業日前までに所属長に届けるものとする。

「株券等の売買届出書」を受理した所属長は、内容点検、押印後、経営管理部長に提出するものとする。経営管理部長は、売買諾否の回答を表示し、「情報開示・内部者取引管理統括責任者」の承認を受けるものとする。

承認可の場合は、売買可能期間(希望日から5営業日内)を、承認不可の場合は、その事由等を所属長及び届出者に通知する。

〈事例91〉においては、役職員が自社株式の取引を行う場合には、事前に許可を受けるべきこととした上、取引を許可する場合には、一定の売買可能期間を定めることとされています。許可の有効期間を定めることにより、許可の時点と実際の取引の時点の間に新たに重要事実が発生してしまうことを可能な限り防ぐことを意図したものと考えられます。

### ● 配偶者等による取引につき報告義務を課す事例

#### 事例92

(役員親族の売買の規制)

第10条 役員は、その配偶者および2親等内の血族が自己の計算において会社の株式等の売買等をするときは、事前に情報取扱責任者に報告しなければならない。

〈事例92〉においては、役員に対し、自己の配偶者及び2親等以内の血族による取引に関する事前の報告義務が課されています。

前述のとおり、自社株売買の手続を定める場合、その実効性が確保されなくては意味がありませんが、他方で、過度な規制にならないような配慮も必要となります。上場会社に



においては、これらのバランスをよく勘案した社内ルールとなるよう、組織の規模や業態等を踏まえて規制の対象範囲を定めることが求められます。

例えば、対象範囲を同居家族や取引先などの幅広い範囲とすることは、会社関係者や情報受領者となる可能性のある者を幅広くカバーでき、より厳格な管理が可能となるとも考えられますが、過度な規制になってしまい、結果的に必要以上に自社株売買を萎縮させるおそれがあることにも注意が必要です。

なお、〈事例92〉は、役員から重要事実が伝達されるおそれがあることに対して手当てを講じることを意図したものと思われませんが、2親等以内の血族よりも、むしろ同居家族に対する伝達の可能性のほうが高いと考えられます。

### ● 自社株式の取引は持株会を利用すべきとする事例

#### 事例93

(部長等の自社株式等の売買等)

第17条 部長もしくは部長の役職に準ずる者及び次の部署に所属する役職員が、当社の株式等の売買等を行う場合には、原則として従業員持株会制度を利用するものとする。個別に当社の株式等の売買等を行う場合には、重要事実の有無に注意を払い、事前に財務部長に届け出なければならない。

- (1) 財務部
- (2) 経営企画部
- (3) 経理部
- (4) 総務部
- (5) その他財務部長が特に指定したもの

(役員 of 自社株式等の売買等)

第18条

- (1) 役員が、当社の株式等の売買等を行う場合には、原則として役員持株会制度を利用するものとする。個別に当社の株式等の売買等を行う場合には、重要事実の有無に注意を払い、事前に財務部長に届け出なければならない。
- (2) 役員が、当社の株式等の売買等を行った時は、証券取引法第163条に定めるところに従い金融庁長官に対し、所定の報告を行わなければならない。なお、売買等を証券会社に委託して行った場合は、証券会社を経由して提出するものとする。
- (3) 役員が、当社の株式等の売買等を行った後6ヶ月以内に売却し、また売却した後6ヶ月以内に買い付けて利益を得た場合には、証券取引法第164条に規定するところに従って、その得た利益を会社に提供しなければならない。

役員持株会、従業員持株会等による定時・定額の買付けを行う場合はインサイダー取引規制の適用除外となります。但し、取得した株券を売却する場合はインサイダー取引規制の適用対象になりますので、未公表の重要事実を知っている場合は売却することができません。

〈事例93〉は、自社株の取得については持株会の利用を奨励することにより、自社株の取得に係るインサイダー取引を可及的に防止することを意図しているものと考えられます。

《参考》金融庁「インサイダー取引に関するQ&A」(問2)

URL : <http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081125-1.html>

## ● 一部の役職員について自社株の売買を禁止する事例

## 事例94

(役員取引の制限)

第6条 役員は、原則として、当社の発行する有価証券の取引を行ってはならない。  
ただし、以下の取引については、この限りではない。

- ① 株式累積投資制度を通じて一定の条件の下で行う当社株式の買付け
- ② その他関係法令により特に認められている取引

〈事例94〉においては、役員が、自社の発行する有価証券を取引することを原則的に禁止することとされています。このような禁止制は、インサイダー取引の未然防止という観点からは、許可制や事前届出制よりも確実性が高いとは考えられますが、役職員の財産形成の自由に対する制約が大きいことに留意する必要があります。

### 3 取引に関する照会・問合せ

会社の総務部や法務部などのコンプライアンス担当部門に照会先を設け、役職員が取引を行うにあたりインサイダー取引に該当するか否かが不明な場合には事前に確認することができる仕組みとする事例が見受けられます。このような照会先と、自社株式の売買の許可・届出の受理を担当する部署とは同一の部署とする場合が多く、かつ、それが望ましいと考えられますが、仮に別の部署とする場合でも、それらの部署間で、社内に存在する重要な情報を円滑に連携できる仕組みを設け、照会に対して適切な判断が下せる体制とすることが望まれます。

また、このような照会制度は、役職員自身が自らインサイダー取引に該当する可能性に気づいて照会を行う場合でなければ機能しないため、インサイダー取引の未然防止という見地からは、別途、会社の役職員に対してインサイダー取引規制の内容を正確に理解させる必要があります。法令の理解不足等に起因するインサイダー取引を未然に防止するためには、事前届出制や許可制を併用することも考えられます。

なお、役員と従業員とで照会先を違えている事例も見受けられますが、市場との関係では役員であろうと従業員であろうと同じ立場であるため、確認先によってインサイダー取引規制の内容についての理解や内部者取引防止規程の運用に関する考え方が異なることのないよう、調整を図ることが必要となると考えられます。

## VI 売買管理に関する規定

### ● 一般的な事例

#### 事例95

(重要事実に関する照会)

第8条 当社の発行する有価証券の取引を行おうとする役員または従業員は、重要事実の解釈について疑義のあるときは、総務部長に照会する。

〈事例95〉においては、自社株の取引について許可制が採用されていますが、これに加えて、許可申請を受理する窓口に対して、重要事実に関する解釈について照会することができる制度が設けられています。

### ● 許可制や届出制を採用しない事例

#### 事例96

(売買の照会と差し止め)

第10条 当社の役職員は、当社株式等の売買がインサイダー取引に該当するかどうかについて疑義がある場合には、IR戦略担当シニアマネージャーに照会するものとする。IR戦略担当シニアマネージャーは、内部情報が存在すると認められる場合には、売買を差し止める。

〈事例96〉においては、一般的な許可制や届出制を採用せず、役職員がインサイダー取引に該当するか否かについて疑義を抱いた場合には、専門部署に設けられた照会先に照会をすべきこととされています。前述のとおり、このような制度を採用する場合、役職員がインサイダー取引に該当するか否かについての疑義を抱くことなく売買を行ってしまう可能性があるため、役職員が自らインサイダー取引規制に違反するおそれに気づくことができるよう、社内教育を充実させる必要性が高いといえます。〈事例96〉は、従業員が1万人以上の会社の事例ですが、このような大規模な企業にあっては、すべての役職員に一律に許可制や届出制を適用することは実務上困難な場合もあると思われ、重要事実を含む情報に接する可能性の度合いが特に高い従業員に対してのみ許可制や届出制を採用する方法も検討に値するものと考えられます。

## ● 所属長を直接の照会先とする事例

## 事例97

## 第5条（所属長への照会）

当社の役職員は、取得した情報が内部情報に該当するかどうか疑義を生じたときは、所属上長に照会の上、その指示に従わなければならない。所属長は、内部情報に該当するかどうか不明である等必要と認める場合には、広報担当に照会するものとする。

〈事例97〉においては、第一次的な照会先を各役職員の所属部等の長とし、当該所属部等の長を通じて専門部署に照会することとされています。

## 4 取引禁止期間

一般的に、上場会社において発生するさまざまな重要事実の中でも、決算に関する事実は特に発生頻度が高いものの一つです。特に、決算期末などの時期には、財務データの集計や事業戦略の見直し等の過程において、幅広い部署・役職員が重要な情報に触れる可能性が想定されるため、決算期前後の売買は、典型的にインサイダー取引の危険性が高いといえます。そのため、決算期前後に自社株売買の禁止期間を設けるなど、上場会社の社内自治の観点から特定の時期に通常より厳格な管理を行うこととしている事例が存在しており、一定の効果があるものと考えられます。

このような取引禁止期間などの設定は法令により強制されるものではなく、各社が自主的に決めているものであるため、禁止期間などの始期や終期は各社により様々です。一般的に、売買の禁止期間を設定する場合には、重要事実が発生し得る時期に役職員が自社株売買を行わぬよう、決算の集計を開始する時期や集計前であっても概ね決算の方向性が固まる時期等、実質的に重要事実が発生し得る時期から、決算発表日まで、あるいは決算発表日以降、株価が決算情報を織り込むまでを禁止期間とするケースが見られます。

また、規制の対象者についても、役職員の資産形成の自由に対する制限を極力小さくするため、決算情報に関わる部署・役職員に限定して禁止するなどするケースが見られません。

各上場会社においては、各社の特性に応じた期間・対象をよく検討した上で、過度な規制になり過ぎぬよう配慮して制度作りをすることが肝要です。

## VI 売買管理に関する規定

### ● 自社株の取引禁止期間を設ける事例

#### 事例98

第6条（株券等の売買等）

6.1（株券等の売買等の禁止）

- ① 当社の役職員は、その職務に関し当社等または他社等の重要事実を知った場合には、当該重要情報が公表されるか、その他により重要情報でなくなるまで当社等または他社等の株券等の売買等を行ってはならない。
- ② 当社の各決算期（第1四半期・中間・第3四半期・期末）については、決算期末日の10日前から決算発表日まで当社等の株券等の売買等を行ってはならない。

#### 事例99

（売買禁止期間）

第5条

1. 会社関係者は、職務に関して当社の重要な内部情報を知ったときからその情報の公表が行われるまでの間は、当社の特定有価証券等の売買をしてはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、会社関係者は、以下の期間については、当社の重要な内部情報を知っているか否かにかかわらず、当社の特定有価証券等の売買等をしてはならない。
  - ① 毎年3月15日から本決算発表日までの期間
  - ② 毎年6月15日から第一四半期決算発表日までの期間
  - ③ 毎年9月15日から第二四半期決算発表日までの期間
  - ④ 毎年12月15日から第三四半期決算発表日までの期間
3. 会社関係者による、当社の子会社の特定有価証券等の売買については前二項と同様とし、取引先の特定有価証券等の売買については、第1項と同様とする。
4. 会社関係者は、退職・退任等により会社関係者ではなくなった後も、在職時に職務に関して知った内部情報が未公表の場合、当社の特定有価証券等の売買をしてはならない。

〈事例98〉〈事例99〉においては、本決算・四半期決算期末の2週間程度前から各決算発表日までの期間、自社株式の売買が禁止されています。このような取引禁止期間を含め、通常より厳重な管理を行うタイミングとしては、四半期決算を意識した対応を講じる会社が多いようです。

## 事例100

第11条（重要事実に基づく株式等の売買等の禁止）

1. 役員等は、当社または取引先の重要事実を知った場合、法令で認められる場合を除いて、当該重要事実が公表されるまで、当社または取引先に関する金融商品取引法その他関係法令に定められた株式等の売買等（以下「株式等の売買等」という。）をしてはならない。
2. 前項の趣旨を徹底するため、役員等は、各四半期の最終営業日の10営業日前より、当該四半期の決算が公表されるまで、当社の株式等の売買等をしてはならないものとする。

〈事例100〉においては、すべての役員及び従業員について、各四半期の最終営業日の10営業日前から、当該四半期の決算公表までの自社株式の取引が禁止されています。

## ● 決算情報に関わる部署・役職員に限定して禁止する事例

## 事例101

第9条（株式等の売買禁止期間）

別表2に記載する当社グループの決算業務に関わる部署の役職員等は、決算業務従事期間中は、当社の株式等の売買その他の取引を一切行ってはならない。

別表2

決算業務に関わる部署一覧

- (1) 総務部株式担当
- (2) 財務部
- (3) IR推進室
- (4) 連結対象子会社において当該会社の決算業務に関わる部署
- (5) その他連結決算発表前に決算に関わる内部情報を知りうる部署

〈事例101〉は、決算業務に関わる部署の役職員等について、決算業務従事期間中の自社株式の取引を禁止しています。決算業務に関わる役職員以外の役職員に対し、決算に関する重要事実が伝達されないように情報管理を行うことにより、売買管理の対象とすべき

## VI 売買管理に関する規定

役職員をできるだけ絞り込むように工夫がなされています。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問16

### ● 状況に応じて情報管理責任者が売買禁止期間を設定する事例

#### 事例102

（自社株式等の売買等の禁止）

第15条 管理本部長は、役員および従業員等の株式等の売買等を、会社の状況に応じて一定期間禁止することができるものとする。また、管理本部長は、総務部および経理部、経営企画室等の特定部門の従業員についても別途、売買等の禁止期間を設けることができるものとする。

〈事例102〉においては、売買禁止期間を設定するか否か、その期間の長さ、及び、規制の対象範囲を含め、すべてを担当者の裁量に委ねることとされています。このような事例においては、発生する重要事実に応じて柔軟な対応が可能ですが、恣意的な運用がなされることのないように留意する必要があります。

### ● 売買可能期間を設ける事例

#### 事例103

（売買期間の設定）

第17条 自社株式の売買は以下の期間のみ行う事ができるものとする。

1. 役員等は決算発表（四半期末、半期末を含む）の翌々営業日から15営業日以内とする。
2. 従業員等は決算発表（四半期末、半期末を含む）の翌々営業日から当該四半期末までとする。

売買禁止期間を設ける事例とは逆に、上場会社の規模・業態又は特定の役職・部署の役職員等、比較的重要な情報に普段から接する可能性の高い役職員に対しては、常日頃から厳格な情報管理・売買管理の対象としておき、決算発表後などの重要な情報が公表された後の一定期間について、通常禁止している自社株売買を事前届出又は許可により認めると



いった措置が講じられる場合があります。

上場会社によっては、業態等に依じて、一定の役職員については情報管理・売買管理を特に徹底しなければならない場合があると思われませんが、そうした役職員に対しても、過度に保守的な運用となり過ぎぬよう、自社の社内管理が現実的に可能となる範囲を十分に踏まえた上で、個々の役職員の資産形成の自由とのバランスを図ることが重要です。

〈事例103〉においては、役員等については決算発表の翌々営業日から15営業日以内、従業員等については決算発表から各四半期末までの間にのみ自社株式の売買を行う事ができることとされています。なお〈事例103〉では、更に、この期間の売買について許可制が採用されています。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問18

### ● 自社株の取引を行う時期につき、公表後一定期間内を推奨する事例

#### 事例104

（売買時期の制限）

第13条 役員及び従業員等が当社の株式等の売買その他の取引を行う場合には、内部者取引との疑いを受けないために、有価証券報告書等の届出（又は株主宛の事業報告書あるいはアニュアル・レポートの配布）の2～3日後を基準として、一定期間以内（30日程度）に行うことが望ましい。

〈事例104〉においては、一定期間にのみ自社株式の売買を認めるというまでの厳格な管理はなされていませんが、売買を行う時期として、重要事実が存在する可能性が比較的低い一定期間を推奨する事例です。一定期間にのみ自社株式の売買を認める事例よりも、個々の役職員の資産形成の自由に配慮し、過度な規制になり過ぎないようにする工夫の一例として参考になると思われます。

## 5 他社株売買の規制

内部者取引防止規程において、自社株の売買に加え、他社株の売買に係る規制を設ける事例も多く見られます。自社株及び他社株についてインサイダー取引をしてはならない旨規定するもののほか、以下のように、他社株の売買については自社株の売買についての規定とは別に規定を設ける事例も見受けられます。

## VI 売買管理に関する規定

### ● 他社株売買を規制する事例

#### 事例105

##### 21. 他社又は他社の子会社の重要事実に基づく売買等の禁止

役社員は、他社又は他社の子会社の未公表の重要事実を知った場合、法令で定められる場合を除き、当該重要事実が公表されるまで、当該他社の株券等の売買等をしてはならない。

〈事例105〉においては、自社株式に係るインサイダー取引の禁止規定のほか、別途、他社株式に係るインサイダー取引の禁止規定が設けられています。なお、他社株の売買を規制する事例の中には、非上場会社の株式等の売買を禁止する事例も見受けられますが、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄は別として、非上場会社の株式等の売買を一律に規制するのは法律の規制を超え、範囲が広すぎると解される可能性は否定できないものと考えられます。

#### 事例106

(取引先会社の特定有価証券等の売買等)

第16条 当社が上場会社等と契約を締結しているか又は締結の交渉をしている等の取引関係にあるとき(その親会社又は子会社との間で同様の取引関係にあるときを含む。)、役職員等は、当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知り得た当該上場会社等の重要事実の公表前に、当該上場会社等の特定有価証券等の売買等をしてはならない。

2. 前項において、内部情報一覧表に定められる重要事実のうち、「1. 決定事実」の項に記載される公開買付又は企業買収の場合は、当該上場会社等の相手先会社の特定有価証券等の売買等についても、前項と同様、行ってはならない。

〈事例106〉においては、契約締結者として他の上場会社の重要事実を知り得た場合における当該上場会社の特定有価証券等の売買の禁止規定が設けられているほか、他社の公開買付け等事実を知り得た場合における対象会社の株券等の売買の禁止規定が設けられています。

## ● 他社株の取引についての許可制を採用する事例

## 事例107

第17条（役員・部長職・インサイダー情報取扱担当者・営業担当者の売買等の規制）

役員、部長職、インサイダー情報取扱担当者、および営業担当者（以下本条において「役員等」という。）は、自己の名義または計算において、他社の株券等の売買等をしてはならない。

2.前項の定めにかかわらず、役員等が自己の名義または計算において他社の株券等の売付けを希望するときは、当該売付けを希望する予定期間の開始日の2週間前から1週間前までに、所定の様式により法務・コンプライアンス室長に届出をおこない、その承認を得ることを条件として、売付けをおこなうことができる。

3.前項の承認を得て、他社の株券等の売付けをおこなった役員等は、遅滞なく、所定の様式により法務・コンプライアンス室長にその経過を報告することを要する。

4.前各項の定めにかかわらず、役員のうち非常勤の社外取締役および社外監査役については、第18条の定めによるものとする。

第18条（社員等の売買等の規制）

社員等（ただし、部長職、インサイダー情報取扱担当者、および営業担当者を除く。以下本条において同じ。）が、自己の名義または計算において他社の株券等の売買等をするときは、当該売買等の予定期間の開始日の2週間前から1週間前までに所定の様式により法務・コンプライアンス室長に届出をおこない、その承認を得ることを要する。

2.前項の承認を得て他社の株券等の売買等をおこなった社員等は、遅滞なく、所定の様式により法務・コンプライアンス室長にその経過を報告することを要する。

3.社員等は、他社の株券等について、自己の名義または計算において買付けをした後6ヶ月以内に売付けをし、または売付けをした後6ヶ月以内に買付けをしてはならない。

4.社員等は、次の期間は他社の株券等の売買等をしてはならない。

- (1) 第1四半期決算期末1週間前から当該決算が公表されるまで
- (2) 中間決算期末1週間前から当該決算が公表されるまで
- (3) 第3四半期決算期末1週間前から当該決算が公表されるまで
- (4) 本決算期末1週間前から当該決算が公表されるまで

〈事例107〉においては、役員及び一定の従業員については他社の株券等の売買を原則として禁止し、その他の従業員については他社の株券等の売買について許可制を採用する

## VI 売買管理に関する規定

こととした上、6ヶ月以内の短期売買が禁止されています。また、併せて、それぞれについて事後届出制が採用されています。〈事例107〉は印刷会社の事例ですが、業務上、不特定多数の取引先の内部情報を日常的に取り扱うものと考えられることから、他業種等の会社の事例に比べると、相対的に厳格な規制とされているものと考えられます。

なお、自社株の取引について許可制を採用した上で、他社株の取引についてもこれを準用する旨のみ規定する事例も見受けられます。

### ● 一定の他社株売買を一部の職員について禁止する事例

#### 事例108

(株券等の売買の禁止)

第14条 役職員等は当行の株券等の売買に関し、法令または本規定で認められる場合を除いて、未公表のグループ会社の重要情報を知りつつ売買等をしてはならない。また、重要情報に該当するかどうか判断できない場合は、事前にインサイダー情報管理責任者に照会し、その指示に従うものとする。

2 役職員等は、取引先の重要情報を知った場合、法令または本規定で認められる場合を除いて当該重要情報が公表されるまで取引先との株券等の売買等をしてはならない。

3 営業店および本部における法人取引関係部署の役職員等は、原則として自己が担当する発行会社の株券等に係る売買等を自己のためにはしてはならない。本項目における発行会社の範囲には非上場会社も含まれるものとする。

〈事例108〉は、自社株及び他社株に係るインサイダー取引を禁止するとともに、各役職員が担当する取引先の株券等の売買等を禁止しています。〈事例108〉は銀行業を営む会社の事例ですが、業務上取引先の内部情報を日常的に取り扱うことに鑑みれば、当該取引先の株券等の売買等を一律に禁止する必要性・合理性が認められ得るものと考えられます。

## ● 状況に応じて情報管理責任者が他社株の売買を禁止することができるとする事例

## 事例109

## 第19条（他社の株券等の売買等の禁止）

情報開示担当役員は、〇〇グループ役職員による上場他社の株式等の売買等がインサイダー取引規制に抵触するおそれがあると合理的に認めるときは、〇〇グループ各社の特定の部署または〇〇グループ役職員につき、特定の上場他社の株式等の売買等を自粛することを指定することができる。

2 前項により売買等の自粛を指定された部署に属する〇〇グループ役職員、または売買等の自粛を指定された〇〇グループ役職員は、それぞれ情報開示担当役員が指定する上場他社の株式等を売買等してはならない。ただし、当該指定が解除された場合にはこの限りではない。

〈事例109〉は、情報開示担当役員が役職員の行う他社株等の売買等がインサイダー取引規制に違反するおそれがあると判断する場合に、一定の範囲の役職員を指定して当該他社株等の売買を禁止することができるとする事例です。

他社株の売買については届出制や許可制を採用せず、役職員の判断に委ねている場合が多いと思われませんが、自社において当該他社の業務等に関する重要事実や公開買付け等事実の存在が確認できる場合において会社として役職員のインサイダー取引を防止するためにとり得る手段を確保することを意図したものと考えられます。なお、この場合、情報管理責任者がこの権限を行使する前提として、自社に存在する他社の重要事実や公開買付け事実を情報管理責任者が適切に把握することができるよう情報管理を行うことが必要となると考えられます。

# 6 その他の措置

### ● 特定部署の役職員に注意を喚起する事例

#### 事例110

(特定部門の役職員の株式売買等の注意)

第14条 次の部門にかかわる役職員は、在職中および異動後1年以内の当社株式等の売買等については、内部者取引に関する法令に違背することのないよう特に慎重を期さなければならない。

また、売買を行う場合には、事前に第12条の規定により内部情報管理責任者に確認のうえ行わなければならない。

- ①経営企画室
- ②秘書室
- ③総務部
- ④経理部
- ⑤テクニカルセンター
- ⑥重要事実を内容とするプロジェクトチーム

〈事例110〉においては、役職員による自社株式の取引につき事前に内部情報管理責任者の確認を得るべきとする一般的な売買管理制度が採用されていますが、これに加え、特定の部署の役職員による取引については、特に、インサイダー取引規制に違反することのないよう慎重を期すべきことにつき注意喚起がなされています。

### ● 自己名義で取引をすべき旨を規定する事例

#### 事例111

(取引名義)

第16条 自己資金により株式等の売買を行う場合は、誤解を生ぜしめることのないよう、自己の名義で取引を行うこととする。

〈事例111〉は、当然のことですが、自己資金で株式等の売買を行う場合には自己の名義で行うべき旨を注意的に規定した事例です。インサイダー取引が他人名義で行われること

が多いことに鑑み、誤解を招くような取引を防止することを意図したものとされます。

### ● 役職員による利得行為を一般的に禁じる事例

#### 事例112

##### 第7条（利得行為の禁止）

1. 役職員は、取引先からの勧誘や斡旋等により、一般人が通常購入困難な株式等（上場、店頭登録、非上場の如何を問わない。）を購入するなど、公私を混同し、職務を通じ利益を図るような行為をしてはならない。
2. 役職員が、取引先から前項に定める株式等の購入依頼を受け、これを受諾することが業務上必要と判断される場合は、別途、内部者取引管理を所管する組織の長と打合わせるものとする。

〈事例112〉は、役職員が、株式等の取引に関して職務を通じて利益を図ることを禁止しています。このような規制は、インサイダー取引と直接関係するわけではないものの、有価証券の売買その他の取引に関する不正行為は一般的に禁止されているため（法第157条など）、そのような不正行為を防止するとともに、会社のレピュテーションを守るという観点からも有意義である場合もあると考えられます。

### ● 退職者から念書を取得する事例

#### 事例113

##### （退職者からの念書の徴求）

第7条 役員及び従業員等は、退任時又は退職時、別に定める「念書」（守秘義務及び退任又は退職後1か年間の自社株式の売買等の事前報告）を提出するものとする。

〈事例113〉においては退職後1年以内の役職員も内部者取引防止規程の対象とされていますが、さらに退任又は退職時に、守秘義務及び自社株式の取引に関する事前報告の義務を定める念書を徴求する旨が定められています。

## VI 売買管理に関する規定

### ● 外部者から誓約書を取得する事例

#### 事例114

当社と密接な関係のある者

第24条 本規程は、当社と密接な関係があり、重要情報を知りうる立場にある者にも適用するものとし、情報管理責任者は、その者から当社に対して本規定を遵守する旨の誓約書を徴求するものとする。

〈事例114〉においては、役職員以外の外部者から、必要に応じて誓約書を徴求し、内部者取引防止規程を適用する旨が定められています。

### ● 退職後の取引について慎重を期すべき旨規定する事例

#### 事例115

第11条（退職後の取引）

役職員は、退職後1年以内における〇〇の株式等の売買その他の取引について、金商法等のインサイダー取引に関する規程に違背することのないよう、慎重を期さなければならない。

〈事例115〉は、役職員の退職後1年以内の取引については、許可制や届出制を適用するなど直接に内部者取引防止規程上の義務を規定するのではなく、慎重を期すべき旨注意的に規定するにとどめることとする事例です。



## ● 内部者登録をすべき旨を規定する事例

## 事例116

(内部者登録の手続き)

第21条 金融商品取引業者（証券会社等）で、次の者が当社等の株式等を売買等する場合には、当該金融商品取引業者で求められる「内部者取引規制の対象者」としての登録手続きを行わなければならない。

- (1) 当社等の役員、その配偶者または二親等以内の血族者
- (2) 当社等の主要株主（議決権の3%以上を有し、帳簿閲覧権を有する株主）
- (3) 当社等の部長以上の役職者およびその配偶者
- (4) 当社等の役員あるいは部長以上の役職者でなくなってから1年以内の者
- (5) 当社等の従業員等の中で、内部情報に接する立場にある者

証券会社等の金融商品取引業者は、法令上、顧客の注文がインサイダー取引規制に違反するおそれのあることをわかっていながらこれを受託することが禁じられています（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第13号）。このため証券会社等の金融商品取引業者は、未公表の重要事実を知り得る立場の顧客かどうかを予め把握するために、取引口座開設などに際して、顧客が上場会社の役員である場合や、重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する従業員などであった場合に内部者登録を行って、これらの役職員等から自社株式取得の注文を受託する際に、顧客が未公表の重要事実を知っているかどうかを確認しています。

〈事例116〉は、内部者登録を内部者取引防止規程において義務付けることにより、役職員等による全ての取引についてチェックがなされることとなることから、役職員等による意図せざるインサイダー取引その他不正取引の防止等のために非常に有用な規定であり、かつ、上場会社等の実務上の負担も少ないと考えられます。このような内部者登録制度を有効に活用するためには、登録された情報が正確である必要があることから、定期的に、又は情報の更新があった場合には速やかに証券会社等に申告すべき旨を規定することも考えられます。或いは、役員に関しては、日本証券業協会の構築するシステム（J-IRISS）を利用し、同システムに各上場会社等の役員の情報を登録することにより、定期的に各社の役員の情報が更新されることとなり<sup>14</sup>、意図せざるインサイダー取引その他不正取引をより効果的に防止等することが可能です。

なお、社内規程である内部者取引防止規程上、株主に対して役職員と同様に取り扱うこ

14 参考：日本証券業協会HP（J-IRISSについて）  
URL：<http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>

とが可能であるか否かについては、疑問があり得るところです。また、帳簿閲覧権を有する株主について「主要株主」との用語を用いるのは、インサイダー取引規制における通常の用法（総株主の議決権の10%以上を有する株主。法第163条参照）と異なり、誤解を生ずる可能性があるため、別の用語を用いるのが適切であると思われます。

参考：日本証券業協会「内部者登録制度に関するQ&A」

URL：<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/081125.html>

## 7 適用除外

法第166条第6項に掲げる事由に該当する場合については、インサイダー取引規制の適用が除外されており、たとえば会社関係者又は情報受領者が未公表の重要事実を知って売買等を行ったとしても違法とはなりません。内部者取引防止規程においても適用除外を明記することは、各部門の情報管理担当者や一般の従業員に対し、管理の対象となる行為を明示するという実益があると考えられます。

もっとも、規程に適用除外の内容を詳細に規定することにより規程内容の理解が困難になって明確性が失われる可能性もあります。また、内部者取引防止規制の適用が除外されるためには、法令で定められた要件を満たす必要があり、適用除外要件に該当するとして実際に取引を行う場合には、金融商品取引法第166条第6項各号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条等を慎重に検討することが求められますが、各役職員がこのような判断を行うことは必ずしも容易ではなく、詳細な規定を置く必要性は必ずしも高くはないと考えられます。逆に、各適用除外事由の見出しのみを規定している事例も見受けられますが、この場合も、各役職員が適用除外の判断を誤るおそれが否定できません。そのため、むしろ、適用除外の該当性に関する厳密な判断は情報管理責任者に委ねることとし、内部者取引防止規程においては適用除外に関する規定を設けないという判断もあり得ます。

また、内部者取引防止規程において、役員による短期売買利益の返還及び内閣総理大臣への売買報告義務に対する適用除外事由を定める規定を設ける事例も見受けられます。

もっとも、これらの規定の適用除外事由と、法第166条第6項に掲げるインサイダー取引規制の適用除外事由とは、一部の内容は共通するものの、別々の規定に基づくものであり、その内容は包含関係にあるわけでもありません。内部者取引防止規程上、これらの規定の適用除外事由と、インサイダー取引規制の適用除外事由を一つの規定により兼ねて規定している事例も存在しますが、法令上適用除外でない事項について、規程上の適用除外としないよう注意が必要です。

### ● 法令の条文番号を引用する事例

#### 事例117

(除外規定)

第14条 第12条および第13条の規定は、当該自社株等の売買等が金融商品取引法第166条第6項に該当する場合には適用しない。

〈事例117〉においては、内部者取引防止規程上に適用除外事由を列挙するのではなく、法令の条文が引用されています。この場合、内部者取引防止規程のみからは具体的に何が重要事実該当するのか明らかでなく、また、各役職員が適用除外事由に関する条文を検討することも現実的でないと思われるため、別途役職員用の照会窓口等を設けることも考えられます。

## VI 売買管理に関する規定

### ● 法定の適用除外事由を列挙する事例

#### 事例118

(除外規定)

第17条 以下に定める場合には、第13条、第14条および第15条は適用しない。

- ① 既已取得していた新株予約権の行使により新たに株券を取得する場合
- ② 特定有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買をする場合
- ③ 会社法第116条第1項、第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項および第806条第1項の規定による株式の買取り請求、もしくは法令上の義務に基づき売買等をする場合
- ④ 公開買付けまたはこれに準ずる行為に対抗するため取締役会が決定した要請に基づく買付け
- ⑤ 金融商品取引法第159条第3項に規定する政令で定める安定操作取引をした場合
- ⑥ 役員持株会または従業員持株会を通じて、あらかじめ定められた計画に基づいて行う継続的な買付け
- ⑦ 累積投資契約により買付けが、証券会社を通じて行われた場合（一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る）
- ⑧ 重要事実を知る前に発行者の同意を得た売出しに係る計画または公表措置に準じ公開された売出しに係る計画に基づく売出し（証券会社が売出しの取扱いを行う者に限る）。
- ⑨ その他法令により内部者取引規制の適用が除外される売買等

〈事例118〉においては、法令に規定された具体的な適用除外事由を内部者取引防止規程上に列挙し、これらに該当する場合には、未公表の重要事実を知っての自社株取引の禁止・自社株取引についての許可制に関する規定を適用しないこととされています。

**● 持株会を通じた買付けに関する適用除外のみ規定する事例****事例119**

(除外規定)

第11条 持株会による株式取得は、第7条から第9条までの規定は適用しない。

〈事例119〉においては、持株会による株式取得についてのみ、未公表の重要事実を知っての自社株取引の禁止・自社株取引についての届出制・役員による売買報告制度に関する規定を適用しない旨が規定されています。持株会による株式取得については、法令上、インサイダー取引規制及び役員による売買報告制度の両制度に共通の適用除外事由とされていることから、内部者取引防止規程においても、両制度に共通の適用除外事由として規定されています。(なお、持株会による株式取得が両制度の適用除外となるのは、一定の要件を満たす態様による買付けに限られていることから、別途、適切に持株会の制度運用がなされることが前提となります。)

**● 法定の適用除外事由以外の事由を規定する事例****事例120**

(適用除外)

第11条 本章の規定は、次の場合には適用しない。

- イ 新株予約権の行使による株式取得
- ロ 相続・贈与による株式等取得
- ハ 株式配当、株式分割・併合による株式取得
- ニ 株式交換、株式移転、会社の分割及び合併による株式取得
- ホ 役員持株会、社員持株会からの引き出し
- ヘ その他原始取得による場合

〈事例120〉においては、法定の適用除外事由以外の事由も適用除外として規定されています。解釈等によりインサイダー取引規制の適用がないと考えられるものを規定しているものと思われます。

## 1 自社株式の取引に関する規定

昨今の上場会社の資本政策の多様化に伴い、上場会社において自己株式取得が行われることが一般的になってきました。上場会社が自己株式取得を行う際には、重要事実を知る立場にある上場会社が自身の株式を取得することから、上場会社の自己株式取得に係る買付けがインサイダー取引に抵触しないよう特に注意する必要があります。前述のように、上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めなければならないとされているところ（有価証券上場規程第449条）、上場会社の自社株取得に関しては、上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業者に對し、当該上場会社の計算における内部者取引を行わせてはならないとの規定（有価証券上場規程第442条）が特に設けられており、十分な情報管理と、自社株式の取得時期についての格別の注意が求められます。

特に、最近では、重要事実に該当する事実が存在するにもかかわらず重要事実として適切に認識していなかった、あるいは重要事実として認識する時期が遅すぎたなどといった理由から、意図せずインサイダー取引規制に抵触してしまい、課徴金の対象となる事例が見られます。そこで、上場会社においては、自己株式取得を実施するに当たって、証券会社や信託銀行等に注文を委託する際に、まず自社の内部で重要事実の有無を確認したり情報管理体制を整備するなど、十分な対応を図っていただく必要があります。

具体的には、上場会社の役職員が、重要事実を知りながら、自己株式取得の意思決定（自己株式の取得を実行することを決定する取締役会決議や、代表取締役等による個別の買付けの意思決定など）又は当該意思決定に基づく実行手続（証券会社への発注行為など）に関与した場合において、当該重要事実が買付けの約定が成立する前までに公表されなかったときは、当該役職員及び当該上場会社についてインサイダー取引規制違反が成立する可能性があります。そのため、上場会社が自己株式を取得しようとする場合には、自己株式取得の意思決定又は当該意思決定に基づく実行手続を行おうとするそれぞれの時点で、これらに関与する上場会社の役職員が重要事実を知らないことを確認することが求められます。これらの各段階で関与する上場会社の役職員が重要事実を知っていた場合には、当該重要事実を公表した後で実際の自己株式取得の買付けを行う必要があります。

また、自己株式取得については、インサイダー取引とは別の問題として法令（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令）で具体的な取得の方法等が定められているため、その内容に従う必要があるとともに、自社の株価を買い支える行為として株価操作の疑いをかけられぬよう、取引所の定める「自己株式取得に関するガイドライン」（URL：<http://www.tse.or.jp/sr/unfair/guide.html>）に掲げられている、維持的買付け（買支え行為）及び決算期末・ファイナンス期間などの買付け時期などに注意が必要です。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問24～25

## VII 会社による取引に関する規定

### ● 会社による自社株取得に係るインサイダー取引の禁止を明記する事例

#### 事例121

(自己株式取得)

第13条 当社の役員等及び社員等は、当社に未公表の重要な経営情報（当社の子会社に係る重要な経営情報を含む）がある場合には、会社の業務として自己株式の取得をしてはならない。

〈事例121〉においては、役職員の私的な取引に係るインサイダー取引とは別に、特に、会社の業務として行われる自己株取得に係るインサイダー取引の禁止に関する規定が設けられています。

### ● 自己株取得をいわゆる信託方式により行うべき旨を規定する事例

個別の自己株式取得に関する具体的な取得予定日、取得予定数量、取得方法等が決定された場合には、その決定の事実は、重要事実該当し得ると解釈されています。したがって、これらの情報を知った役職員がその公表前に当該会社の特定有価証券等を売買等したときは、インサイダー取引規制違反が成立し得ることになります（ただし、当該上場会社が自ら行う個別の自己株式取得行為との関係では、法第166条第6項第4号の2において適用除外規定が設けられています。）。そのため、自己株式取得を行う場合、その担当部署と他の部署との間に厳格な情報障壁を設け、自己株式取得に係る個別の買付けに関する情報が他の部署に伝わらないようにすることが、意図せぬインサイダー取引を未然に防止するために重要です。

逆に、自己株式取得の意思決定又は当該意思決定に基づく実行手続に関与する者がインサイダー情報を知ってしまうと当該情報が公表されるまでの間自己株式の取得を行うことができなくなりますので、このような事態を防止するための措置としても、他の部署で発生したインサイダー情報が自己株式取得の担当役員に伝わることをないように、自己株式取得の担当部署と他の部署との間に厳格な情報障壁を設ける試みも行われています。

事例122

(会社による自己株式の買付)

第10条

1. 当社が自己株式の買付を行うことを取締役会で決議した場合、情報障壁を厳格に設定するため、信託銀行等に依頼し、指定金外信託等の方法によることを原則とする。
2. 前項の場合、財務経理室室長は、すみやかに信託銀行等と指定金外信託等の契約を締結する手続きにはいなければならない。

〈事例122〉においては、上記のうち後者の目的で、情報障壁を厳格に設定するため、自社株式取得を信託方式によって行うべき旨が定められています。なお、この場合、信託銀行に対する自社株式取得の委託の時点で重要事実を知っている場合にはインサイダー取引規制違反の問題が生じ得る点に注意が必要です。

参考：金融庁「インサイダー取引に関するQ&A」(問1)

URL：<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081125-1.html>

## 2 他社株式の取引に関する規定

会社による他社株式の取得に関しても、意図せざるインサイダー取引を未然に防止する観点から、規定を設ける事例が見られます。

業種等によっては、上場会社が他社の株券等を頻繁に売買することもあると思われませんが、この場合も、自社株式取得の場合と同様に、他社の株券等の売買の意思決定又は当該意思決定に基づく実行手続を行おうとする時点において、これらに参与する上場会社の役員が当該他社の重要事実を知らないことを確認することが求められます。



## VII 会社による取引に関する規定

### ● 上場会社による他社株式取引の手続を定める事例

#### 事例123

(投資担当部門の義務)

第11条 当社が政策的投資目的で上場株券等の売買を決定する場合には、経営企画部長は、当該上場株券等の売買の決定に関与する者が当該上場株券等の発行者に関する内部情報を有するか否かにつき、事前に確認しなければならない。

2.前項の確認の結果、内部情報(ただし第3条第6項第1号に掲げる事項については決定したもの、また同第2号に掲げる事実については発生したものに限り)を有することが判明した場合には、別表1に掲げるものを除き、当該上場株券等の売買を中止する。

(資金運用担当部門の義務)

第12条 当社が資金運用目的で上場株券等の売買を決定する場合には、総務部長は、当該上場株券等の売買の決定に関与する者が当該上場株券等の発行者に関する内部情報を有するか否かにつき、事前に確認しなければならない。

2.前項の確認の結果、内部情報(ただし第3条第6項第1号に掲げる事項については決定したもの、また同第2号に掲げる事実については発生したものに限り)を有することが判明した場合には、別表1に掲げるものを除き、当該上場株券等の売買を中止する。

〈事例123〉においては、上場会社が他社の上場株券等を売買する場合において、当該売買に係る意思決定に関与する者が重要事実を知っているか否かを事前に確認すべきこととされています。他社の株券等を頻繁に売買するような上場会社においては、内部者取引防止規程において当該売買についてのルールを設けることも有効であると考えられます。

● 他社株式取引の担当部署と他の部署との間に情報隔壁を設ける事例

事例124

第13条（内部情報の伝達・収集規制）

1. 純投資を行う部署において取引先等の内部情報が内部者取引に利用されることがないように純投資を行なう部署と法人取引関係部署とを組織上分離するとともに、役職員は、純投資を行なう部署へ取引先等の内部情報を伝達してはならない。また、純投資を行なう部署は、役職員から取引先等の内部情報の収集を行なってはならない。
2. クレジット・デリバティブ取引に係わる部署においては、参照資産に関連した内部情報がクレジット・デリバティブ取引に利用されることがないように、取引の決定にあたって、当該取引が、直接的・間接的に、参照資産に関連した内部情報に基づくものでないことを確認し、参照資産に関連した内部情報に基づく取引である場合には、クレジット・デリバティブ取引を行ってはならない。また、参照資産に関連した内部情報がクレジット・デリバティブ取引に利用されることがないように、クレジット・デリバティブ取引に係わる部署と法人取引関係部署とを組織上分離するとともに、役職員は、クレジット・デリバティブ取引に係わる部署へ参照資産に関連した内部情報を伝達してはならない。また、クレジット・デリバティブ取引に係わる部署は、役職員から参照資産に関連した内部情報の収集を行なってはならない。

〈事例124〉においては、純投資を行う部署、クレジット・デリバティブ取引に係わる部署に対しての取引先等の内部情報の伝達を禁ずるのみならず、これらの部署と法人取引関係部署とを組織上分離する旨が定められています。

他社の株券等の取引の意思決定又は当該意思決定に基づく実行手続に関与する者が、当該他社の重要事実を知ってしまうと当該重要事実が公表されるまでの間、取引を行うことができなくなるため、他の部署の役職員が知った重要事実が、他社の株券等の取引を担当する役職員に伝わることをないように、当該取引担当部署と他の部署との間に厳格な情報障壁が設けられています。

〈事例124〉は銀行業を営む会社の事例ですが、会社自身が他社株式の取引を頻繁に行ったり、他社の内部情報を入手したりする機会が多いといった、会社の実情に応じて厳格な情報管理を定めた事例であるといえるでしょう。

インサイダー取引の未然防止の観点から、金融商品取引法上、特に役員（及び主要株主）を対象として、短期自社株等売買による利益の提供義務及び自社株等空売りの規制が設けられており、これらの実効性確保のために、役員（及び主要株主）による自社株等売買について、内閣総理大臣への売買報告義務が定められています。

これらの規制は、インサイダー取引の行われやすい状況を形式的に捉えるものであるとされており、また、前述のとおり、役員によるインサイダー取引は、特に会社のレピュテーションに対するダメージが大きいと考えられます。

そのため、役員による自社株等の売買等については、インサイダー取引の未然防止の必要性は特に高いと考えられます。この点に関し、役員に関しては、日本証券業協会の構築するシステム（J-IRISS）を利用することも、意図せざるインサイダー取引その他不公正取引の防止のために効果的であると考えられます<sup>15</sup>。

### 1 内閣総理大臣への売買報告義務

役員による自社株等の売買等についての内閣総理大臣への売買報告義務の規定に関しては、法令の規定内容が一義的に明確であり、内部者取引防止規程において義務の範囲を広げる等の余地はないため、内部者取引防止規程において特段の規定を設ける必要性は大きくないと思われませんが、法令の内容を周知させる趣旨で、法令どおりの内容の規定を設けることも考えられます。

#### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

##### 事例 125

（役員の自社株式・社債券・新株予約権の売買）

第15条 当社の役員が当社の株式、転換社債または新株予約権付社債の売買を行ったときは、金融商品取引法163条に定めるところに従い、内閣総理大臣に対し、所定の報告を行なわなければならない。

（以下略）

〈事例125〉においては、法令のとおりの内容が規定されています。なお、金融商品取引法第163条に基づく売買報告義務を課されるのは、上場会社等の役員<sup>16</sup>（取締役、監査

15 参考：日本証券業協会HP（J-IRISSについて）  
URL：<http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.htm>

16 役員以外に、主要株主（議決権の10%以上を保有する株主）も売買報告義務の対象とされています。

## Ⅷ 役員による売買等に関する規定

役、執行役、会計参与) であるところ、役員のみならず執行役員や相談役、子会社の役員にまで売買報告義務や、後述の短期売買利益の提供義務が課されることとなっている事例が見られるため、修正すべきであると考えられます。

### ● 適用除外を含め、法令の内容と同様の規定を設ける事例

#### 事例126

##### 第12条 (役員の本社株式の売買等)

(中略)

(6) 本社株等の売買等を行なったときは、売買等のあった日の属する月の翌月15日までに売買報告書(「役員または主要株主の売買報告書」)を金融庁長官に提出しなければならない。売買等を証券会社に委託して行なった場合には証券会社を経由して、証券会社に委託等をしなかった場合には個人にて報告書を提出する。

ただし、次の場合には前項の報告書の提出を要しない。

- ① 端株または単位未満株式のみの売買をした場合(3)～(5)を適用しない。
- ② 持株会による株式の買付け(一回あたりの拋出金額が百万円に満たない場合に限る。)
- ③ 累積投資契約により買付けが、証券会社を通じて行われた場合(一回あたりの拋出金額が百万円に満たない場合に限る。)
- ④ 証券取引所で行なわれる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行なった場合
- ⑤ 証券取引法第159条第3項に規定する政令で定める安定操作取引をした場合
- ⑥ 社債券に係る買戻し条件付き売買であって、買戻し価格が予め定められているものを行なう場合(専ら自己の資金調達のために行なう場合に限る。)

なお、証券会社に委託等をして本社株等の売買を行なう場合には、自身が役員であることを申告するものとする。

〈事例126〉においては、売買報告義務を果たすべき旨のみならず、当該義務の内容につき、適用除外に関する規定を含めて詳細な規定が設けられています。

### ● 役員が売買等をする場合には証券会社に役員である旨を申告させる事例

#### 事例 127

(役員の株式等の売買等)

第14条 役員が当社の株式等の売買等をする場合は、原則として、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 買付した後6ヶ月以内の売付け、または売付けした後6ヶ月以内の買付をしてはならない。
- (2) 売買等を行ったときは、取引があった日の属する月の翌15日までに、売買報告書を財務局長に提出しなければならない。ただし、この売買等を証券会社に委託して行った場合は、当該証券会社を経由して提出するものとする。
- (3) 売買等を証券会社に委託して行う場合は、当該証券会社に自身が役員である旨を申告しなければならない。

〈事例127〉においては、役員が自社株等の売買等をする場合には、証券会社に対して、自己が役員である旨を申告すべき旨が規定されています。役員による自社株等の売買等の機会を捉えて内部者登録(VI.6.参照)をさせ、又は情報を更新させる機能を有することになると考えられます。

なお、前述のとおり、役員に関しては、日本証券業協会の構築するシステム(J-IRISS)を利用し、同システムに各上場会社等の役員等の情報を登録することにより、定期的に役員情報が更新されることとなるため<sup>17</sup>、役員にとっては上記規程上の義務を果たすこととなるとともに、意図せざるインサイダー取引その他不公正取引をより効果的に防止等することが可能です。

## 2 短期自社株等売買利益の提供

役員の短期自社株等売買については、一律禁止とする事例、又は、やむを得ない場合に限り短期売買を認める事例が多く見受けられます。もともと、金融商品取引法第164条は短期売買自体を禁ずるものではなく、短期自社株等売買利益の提供を定めるに過ぎないものです。そのため、各社の実情に応じて、法令よりも厳格な制限を設けることの可否について検討する必要があります。法令どおりの内容を規定する場合には、それによって法令の内容を周知させるといった効用も考えられます。また、内部者取引防止規程においては

<sup>17</sup> 参考：日本証券業協会HP (J-IRISSについて)  
URL : <http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>

## Ⅷ 役員による売買等に関する規定

特段規定を設けず、その他の手段で法令の内容を周知させることにより対応することも考えられます。

### ● 法令どおりの内容を規定する事例

#### 事例128

(役員のお〇〇株式等の売買等)

第18条 〇〇の役員は、自己の計算において〇〇の「株式等」の買付け等を行った後6か月以内に売付け等をし、または、売付け等をした後6か月以内に買付け等をしたことにより利益を得た場合においては、〇〇は、その利益を〇〇に提供すべきことを請求することができる。なお、本状の利益返還義務は「重要事実」を知っているか否かにかかわらず生じるものとする。

〈事例128〉においては、法令と同様の内容の規定が内部者取引防止規程にも設けられています。なお、金融商品取引法第164条の短期自社株等売買利益の提供義務は、重要事実を知っているか否かにかかわらず生じますが、その旨についても注意的に規定されており、法令の内容の周知の観点から望ましい対応であるといえるでしょう。

#### 事例129

第15条 (役職員の短期売買)

役員は、自社株投資に関し、買付の日から起算して6か月以上保有しなければならない。

2 役員は、当社の特定有価証券等について、買付をした後6か月以内に売却し、又は売却した後6か月以内に買付をする等、短期売買によって利益を得た場合は、証券取引法第164条の規定に従い、会社はその利益の返還を求めることができる。

3 従業員は、自社株投資に関し、原則として買付の日から起算して1か月以上保有しなければならない。

〈事例129〉においては、役員は、自社株の買付けをした後6か月間保有しなければならないとされ、従業員についても、自社株の買付けをした後1か月間保有しなければならないとされています。役員が保有を継続すべきとする6か月という期間は、金融商品取引法第164条において短期売買とされる期間を参考にしたものと思われます。

● 役員による短期売買を禁止する事例

事例130

第19条（短期売買等の禁止）

役員は、6か月以内の間に、当社の株券等の反対売買等（買付け後6か月以内の売付けおよび売付け後6か月以内の買付け）を行ってはならない。

2.前項の規定は、役員就任前の6か月前から退任後6か月間を経過するまでの間適用される。

〈事例130〉は、役員による短期自社株等売買を一律に禁止する事例であり、法令による規制を超える規制がなされた事例です。なお、金融商品取引法第164条の規定は、買付け又は売付けのいずれかの時点で役員であれば適用されると解されており、当初の売買の時点で役員に未就任であったり、反対売買の時点で役員を退任していても適用があることから、その点についても注意的に規定されています。

事例131

（役員の売買等の規制）

第15条 役員は、当会社の株式等について短期売買（買付け後6か月以内の売付け、または売付け後6か月以内の買戻し）をしてはならない。

（中略）

第17条 第15条の規定は、部長以上の役職にある社員に準用する。

〈事例131〉においては、役員の短期自社株等売買を禁止することに加え、部長以上の役職にある従業員の短期自社株等売買をも禁止することとされています。役員の短期自社株等売買のみを禁じる場合よりも厳格な規制となることから、従業員の短期自社株等売買の禁止の必要性を検討するにあたっては、役職員の資産形成の自由とのバランスをより慎重に検討する必要がある点に留意すべきであると考えられます。

### 3 空売りの禁止

空売りに関する規定としては、主として、空売り一般・信用取引一般を禁止する事例と、特段の規定を設けない事例が見られます。もっとも、金融商品取引法第165条の規定は、すべての空売りを禁止しているわけではなく、基本的には、空売りの禁止に関する規定を内部者取引防止規程において設けずとも、法令による規制内容を周知することに注力することで足りるとも考えられます。

なお、役員・主要株主による空売りが許容されるか否かの基準に関しては、特定取引（金融商品取引法施行令第27条の7・第27条の6第1号～第3号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第35条）については、自己が有する「額」が基準とされているのに対し（金融商品取引法第165条1号）、特定取引以外の取引（たとえば先物取引、先渡取引、スワップ取引等）については、自己が有する「数量」が基準とされています（金融商品取引法第165条第2号）。この点、株券等の「額」についてのみ規定し、「数量」が基準となる場合があることを明記していない事例も散見されるため、注意が必要といえます。

#### ● 法令の内容と同様の規定を設ける事例

##### 事例132

##### 25. 空売りの禁止

役員は、自己が保有する当社の株券等の額又は数量を超えて当社の株券等の売付け等を行ってはならない。

〈事例132〉においては、法令の規制と同様の規制内容が規定されています。

#### ● 空売りを一律に禁止する事例

##### 事例133

（取締役および監査役の売却禁止）

第15条 取締役および監査役は、当社の上場株券等の空売りをしてはならず、また原則として売却してはならない。

〈事例133〉においては、役員による自社株等の空売りを一律に禁止するよりも厳格な



規制がなされており、役員が保有する自社株等を売却することも含め、役員による自社株等の売却が原則として禁止されています。なお、「原則として」売却してはならないとされていますが、どのような場合に例外に該当するかが明確でないため、運用が難しい可能性も想定されますので、例外に該当する場合を明記する等、一定の基準に従った運用が行われることを確保することが望ましいでしょう。

### ● 信用取引一般を禁止する事例

#### 事例134

(役員の自社株式等の売買等)

第11条 (中略)

⑥役員は、自社株式につき信用取引を行ってはならない。

〈事例134〉においては、役員による信用取引が一般的に禁止されています。なお、金融商品取引法第165条により禁止される空売りは、必ずしも信用取引による売りを禁止することによりカバーされるわけではありませんので、注意が必要です。そのため、役員が信用取引を行うこと自体を禁じるとしても、別途、金融商品取引法第165条の規制内容を周知させることが望ましいと考えられます。

## 4 その他

#### 事例135

(当行の特定有価証券の売買等)

第15条

1.役員は、当行の特定有価証券等を売買する場合には、空売り行為の禁止、売買報告書の提出、短期売買差益の提供等金商法の規定を遵守する。

(以下略)

〈事例135〉においては、上記1~3のそれぞれに関して、端的に法令の存在を知らしめる規定のみが設けられています。なお、この場合には、法令の具体的内容については、別途、研修等によって周知することとなると考えられます。

## 1 ルールの実効性確保に向けた取組み

インサイダー取引の未然防止体制の実効性を確保する上では、役職員に対して社内ルールや法規制等の周知徹底を行うとともに、社内ルールの遵守状況の確認や社内制度そのものの適切性を定期的に検証・見直しすることも重要です。

特に、株式の売買を常日頃行わない役職員にとっては、自社に株式売買に関するルールが存在するのか否か、そもそもインサイダー取引とは何なのかといった基本的な知識がないままに売買を行うケースが少なくありません。役職員の法令知識の不足等によるいわゆる「うっかりインサイダー」を未然に防止するためには、インサイダー取引規制の基本的知識及び社内ルールの存在・内容の周知を徹底することが重要です。また、情報管理や売買管理等の社内制度については、上場会社各社の規模・業態等に応じて自社に適した仕組みを採用することが求められます。しかし、いったんこのような仕組みを構築したとしても、各社の成長段階の変化や事業の規模拡大・内容変化等に伴い、その時々により自社に最適な管理方法は変化し得ます。このため、上場会社においては、自社の社内管理体制を定期的に検証し、制度の適切性を確認するとともに、その結果をより適切な制度構築に活かしていくことも重要です。そのために、例えば内部監査による事後的なチェックを通じて、制度の適切性を確認し、その改善に活かしていくことも考えられます。

このようなルールの実効性確保に向けた取組みを行うことを内部者取引防止規程において明記することにより、これらの取組みが確実に実行される体制を確保することも考えられます。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」  
問21～23

### (1) 教育・研修等

#### ● ルールの周知を徹底する旨規定する事例

##### 事例136

（社内教育）

第19条 管理部は本規程の目的を達成するために、役職員に対して内部情報管理等に関する教育を行い、その重要性及び趣旨を社内に周知徹底させるものとする。

## Ⅸ その他

### 事例137

(社内教育)

第21条 情報管理責任者は、内部者取引の防止に関し、必要に応じて役職員に対し教育、研修等を行うものとする。

②各部署の長は、情報管理責任者の指示に従い、所属員の内部者取引防止に関する意識喚起を図るものとする。

各社において、ルールの周知徹底のためのさまざまな活動が行われていますが、内部者取引防止規程において当該活動の具体的内容まで明記する事例は多くはなく、ルールの周知や教育について、一般的に規定するにとどめる事例が多いようです。

### ● 具体的なルールの周知方法を規定する事例

### 事例138

(マニュアル配布)

第14条 総務部長は、本規程の目的を達成するため、役員等に対し、内部情報管理の重要性及びインサイダー取引に関するマニュアルの配布等により、内部情報管理の重要性及びインサイダー取引に関する関係法令の趣旨に関する社員教育に努める。

〈事例138〉においては、社員教育の具体的な方法の一例として、内部情報管理の重要性及びインサイダー取引に関するマニュアルの配布等が挙げられています。

### 事例139

第13条 教育・研修

当社は内部者取引の防止のため、役職員に対する教育・研修の場で、証券取引法の関係条文及びその関係政令省令並びに本規定等の内容を周知徹底させるものとする。なお総務部は朝礼などの場を利用し、適時、役職員に対し、教育的措置を講ずるものとする。

〈事例139〉においては、社員教育の具体的方法の一例として、朝礼等の場における教

育的措置が挙げられています。

### ● 定期的な研修の実施を定める事例

#### 事例 140

第10条（インサイダー取引防止に関する研修）

- 1 総務部長は、役員および従業員等を対象にした、インサイダー取引防止に関する研修を定期的に計画し、実施しなければならない。
- 2 役員および従業員等は、インサイダー取引防止に関する研修が開催される時には、その研修を受講し、日常業務で実践しなければならない。

〈事例140〉においては、定期的にインサイダー取引防止に関する研修を実施する旨が規定されています。

#### 事例 141

（教育、研修等）

- 第18条 内部者取引未然防止のため、従業員教育、研修等の場で法令および社内規程の内容を周知徹底させる。
- 2 総務部長は、社内報などにより適時、教育的措置を講ずる。

〈事例141〉においては、社員教育の具体的方法の一例として、社内報などによる周知が挙げられています。

### (2) 内部監査・社内調査等

#### ● 内部監査の対象となることを明記する事例

##### 事例142

第18条（業務監査室によるモニタリング）

業務監査室は、本規程に基づくインサイダー情報管理体制（プロセス）が、有効に運用され業務が適法に実施されているか監査を行い、取締役会、CEOおよび各グループ会社社長への報告・改善提案を行う。

〈事例142〉においては、内部者取引防止規程を含む、情報管理体制の運用状況について内部監査を実施する旨が明記されています。内部者取引防止規程の実効性を確保するには、このようなモニタリングを実施することを内部者取引防止規程や内部監査規程に明記し、定期的に行うことが有効であると考えられます。

具体的には、自社株式の売買についての許可制・届出制を採用する場合において、半期ごとに（又は年1回）役職員から提出のあった申請書と実際の株主名簿とを比較して売買状況を確認することや、売買の実施後に取引報告書の提出を求める（Ⅵ.2. 〈事例86〉〈事例87〉参照）こと等が考えられます。

参考：「第二回 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書（平成21年8月）」問19

## ● 社内調査に対する協力義務・株式の取引記録等の提出義務を明記する事例

## 事例143

## 第23条（監査）

会社の内部監査部は、インサイダー取引の未然防止に係る〇〇グループ各社の社内体制について監査を行い、その適切性及び有効性を定期的に検証するとともに、監査結果および改善提案について当該各社の取締役会に報告する。

2 〇〇グループ役職員は、前項の監査について内部監査部から協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

## 第24条（調査への協力義務）

会社の内部監査部が、インサイダー取引等株式等の売買等に係る調査を行うことを明確にした上で、〇〇グループ役職員に対し、当該役職員に係る株式等の売買等の取引履歴を示す資料の提供を求めた場合には、当該役職員はかかる資料を速やかに同部に提供しなければならない。

2 〇〇グループ役職員は、その他会社の内部監査部が行うインサイダー取引等株式等の売買等に係る調査に協力しなければならない。

〈事例143〉においては、インサイダー取引防止に係る社内体制の適切性及び有効性を検証するための内部監査及びこれに対する役職員の協力義務を定める規定のほか、インサイダー取引の疑いが生じた場合に備えた社内調査に関する規定が設けられています。

社内調査に際しては、役職員個人の株式の取引記録等の提出を求めることが必要となる場合も考えられますが、役職員がプライバシー侵害に該当すること等を理由にこれを拒否することも考えられます。このような場合に備えて、内部者取引防止規程において、社内調査への協力義務に加え、株式の取引記録等の提出義務を明記しておくことは有効であると考えられます。

### ● 内部通報義務を規定する事例

#### 事例144

(通報)

第5条 役職員等は、他の役職員等がインサイダー取引を行っていること、または、行おうとしていることを知ったときは、直ちにインサイダー情報管理統括者に連絡しなければならない。

〈事例144〉においては、役職員に対し、他の役職員によるインサイダー取引について情報管理責任者への内部通報をすべき旨規定されています。

## 2 罰則・制裁

内部者取引防止規程の実効性を確保するために、当該規程に違反した者に対する制裁に関する規定を設ける事例も多数見受けられます。内部規程違反については、就業規則において懲戒事由として掲げられているのが通常であると考えられるため、このような規定がなくとも内部者取引防止規程違反について懲戒処分を行うことが可能である場合が多いとは考えられますが、従業員に対してインサイダー取引の未然防止の重要性を認識させるためにも、内部者取引防止規程違反が懲戒処分の対象となることを明記することが考えられます。他方、役員は、就業規則に定める懲戒処分の対象とはならないことから、役員に対する制裁手段を設けるには、別途規定を設ける必要があると考えられます。この点、役職員が内部者取引防止規程に違反した場合には、法令・就業規則に基づく処分を受ける旨のみを規定する事例も見受けられますが、このような規定によると、役員が処分の対象となるのか否か明確ではありません。役員も制裁手段の対象とするのであれば、上記の理由から明示的な規定を設ける必要があると考えられます。

#### 事例145

第17条(罰則)

本規程・関連法令に違反して、内部情報の不正使用・漏洩、インサイダー取引、事前許可義務、届出義務などに違反した場合、取締役会、就業規則などの定めるところにより、懲戒・制裁を受ける。

〈事例145〉は、役職員に対する制裁の根拠規定を設ける事例です。「取締役会、就業規

則などの定めるところにより」と規定されていることから、役員に対する制裁については取締役会において決定することを想定しているものと思われます。

#### 事例146

(制裁)

第26条 本規則に違反した従業員は、法令および就業規則に定める制裁の適用を受けるものとする。

2 本規則に違反した役員のうち、取締役については取締役会の決定により、監査役については監査役会の決定により、それぞれ就業規則の制裁に関する規定を準用して処分する。

#### 事例147

第25条 (制裁・懲戒)

本規程に違反した役員については、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議により、辞職または報酬の一部ないし全部返上の勧告等を行うことができる。

2 本規程に違反した従業員は、就業規則に定める懲戒処分の対象となる。

3 ○○グループ各社は、本規程に違反した○○グループ役職員に対し、前2項に準じて、制裁または懲戒処分を行うことができる。

〈事例146〉〈事例147〉においては、役員の処分を決定する機関が明示的に規定されています。なお、〈事例147〉においては、従業員を懲戒処分の対象として規定するほか、役員に対する制裁の内容が具体的に規定されています。

### 3 規程の改廃等

内部者取引防止規程の改廃に関する規定を設ける事例が一般的です。改廃の決定権者については、取締役会、経営会議、社長や担当取締役など、事例によってさまざまですが、いずれにせよ、内部管理の方針を定める経営判断を行う機関として相応の機関によって決定される必要があると考えられます。



## Ⅸ その他

### ● 取締役会の決定による事例

#### 事例 148

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

### ● 社長の決定による事例

#### 事例 149

(基準の改廃)

第20条 この基準の改廃は、統括情報管理責任者が起案し、稟議申請をもって社長決裁とする。

### ● 経営会議の決定による事例

#### 事例 150

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、経営戦略会議の決議による。ただし、法令の変更による改訂および重要でない変更については、主管部門の管掌・担当役員決裁による。

### ● 軽微な改正は担当者の判断で行うことができる事例

#### 事例 151

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は、取締役会がこれを行なう。ただし、軽易な改正は総務部門長がこれを行なう。

〈事例151〉においては、内部者取引防止規程の改廃については取締役会の権限としつつ、軽易な改正については担当部門長の判断でできることとされています。ただし、何が

「軽易」な改正に該当するののかについて疑義が生じないよう、運用には注意をする必要があると考えられます。

● 重要事実の記載された別紙については担当部門長が変更することができるとする事例

事例152

第5条（規程の改廃）

この規程の改廃は、総務部長が立案し、社長の決定によりこれを行う。

第23条（情報統括管理責任者（総務部長）の職権）

金融商品取引法およびその他関係法令ならびに有価証券上場規程および有価証券上場規程施行規則の改定により、重要事実の内容に追加、変更、削除等が生じた場合、情報統括管理責任者（総務部長）は、本規程の別紙の内容を規程の改定の手続によらずに職権で変更することができる。

〈事例152〉においては、重要事実の内容を別紙に記載した上、重要事実の内容に関する改正があった場合には、総務部長が別紙の内容を修正できることとされています。機動的な改正が可能である範囲を明確にすることにより、疑義が生じにくい規定であるといえるでしょう。

《 注 意 》

本事例集に関する著作権は東京証券取引所自主規制法人にあります。  
本事例集の一部又は全部を無断で転用、複製することを禁止します。

ただし上場会社等において社内のコンプライアンスを向上させる  
目的で利用する場合に限り、本事例集の一部又は全部を複製すること  
を許諾します。

また、本事例集は平成 22 年 6 月末現在の法令・諸規則等をもとに、  
解説を行っており、内容については、法令改正等にあわせて適宜見  
直しを行うこととしているため、予告なしに変更する場合があります。  
すので、予めご承諾おきくださいますよう、お願い申し上げます。

---

## 内部者取引防止規程事例集

東京証券取引所自主規制法人 東証COMLEC 著

平成 22 年 6 月 24 日 初版 第 1 刷発行

発行：東京証券取引所自主規制法人 東証COMLEC

東京都中央区日本橋兜町2 番1 号 〒103-8229

TEL：03-3666-0431（大代表）

e-mail：COMLEC@tse.or.jp



**TOKYO**  
STOCK EXCHANGE  
REGULATION

東京証券取引所自主規制法人

東証**COMLEC**

<http://www.tse.or.jp/>